



令和7年 第6回定例会

会 議 録

(令和7年12月5日～12月19日)

枕 崎 市 議 会

令和 7 年
枕崎市議会第 6 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15 日間（12 月 5 日～12 月 19 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
12 月 5 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第5号－第13号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会の設置及び委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程（日程第14号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 散 会
12 月 6 日 (土)	休 会			
12 月 7 日 (日)	休 会			
12 月 8 日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
12 月 9 日 (火)	休 会	委員会	前 9:30	1 総務文教委員会
12 月 10 日 (水)	休 会	委員会	前 9:30	1 産業厚生委員会
12 月 11 日 (木)	休 会			
12 月 12 日 (金)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会
12 月 13 日 (土)	休 会			
12 月 14 日 (日)	休 会			
12 月 15 日 (月)	休 会			
12 月 16 日 (火)	休 会			

12月17日(水)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
12月18日(木)	休 会			
12月19日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号) 3 委員長報告(総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第2号-第5号) 6 委員長報告(産業厚生委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第6号-第9号) 9 委員長報告(予算特別委員会) 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第10号) 12 質疑、討論、表決 13 議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の報告 14 議員派遣について 15 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和7年12月5日)

令和 7 年
枕崎市議会第 6 回定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 1 2 月 5 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	7 1	令和 7 年度枕崎市一般会計補正予算（第 5 号）	予 特
6	7 2	令和 7 年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃
7	7 3	令和 7 年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃
8	7 4	令和 7 年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第 1 号）	〃
9	7 5	枕崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	産 厚
1 0	7 6	枕崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	〃
1 1	7 7	枕崎市多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
1 2	7 8	枕崎市火災予防条例及び枕崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
1 3	7 9	枕崎市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
1 4	8 0	教育委員会委員の任命について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第 1 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番
9 番 禰 占 通 男 議員	10 番 平 田 るり子 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員	12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	畠 野 照 文 書記
宮 下 和 也 書記	吉 井 真 子 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	竈 原 正 二 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	奥 山 博 史 市民生活課長
田 代 勝 義 財政課長	平 塚 孝 三 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	神 浦 正 純 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	鮫 島 眞 一 健康・こども課長
福 永 賢 一 税務課長	川 野 優 治 長寿介護課長
今給黎 仁 水道課長	山 崎 弘 人 水道課参事
西 村 祐 一 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	森 智 賀 健康・こども課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事	板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
中 村 浩一朗 企画調整課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	山 宗 功 学校教育課長
山 田 浩 隆 生涯学習係長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長	中 原 広 次 警防課長兼消防署長
平 田 寿 一 総務課参事	星 崎 綾 乃 総務課行政係主任
吉 富 俊 作 総務課行政係主事	

午前9時30分 開会

○眞茅弘美議長 令和7年第6回定例会が本日招集されましたが、出席議員11人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、3番辻本貴志議員、10番平田るり子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、御手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、9月、10月及び11月執行の例月現金出納検査結果報告書並びに10月及び11月に実施されました定期監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

次に、令和7年第5回定例会以後の議長会等の報告につきましては、御手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和7年第6回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

10月21日、臨時国会が召集され、衆参両院で行われた首班指名選挙において自由民主党総裁の高市早苗氏が第104代内閣総理大臣に指名され、高市新内閣が発足しました。新内閣は「責任ある積極財政」を経済政策として掲げ、発足以来、60%台後半から70%台の高い支持率を維持し、国民から高い期待感を持たれて迎えられています。また、臨時国会においては、物価高対策に積極的に取り組む地方自治体への重点支援地方交付金の拡充などの経済対策が計上された補正予算案の提出も予定されているところです。本市としても、国の動きを注視しながら、現下の物価高対策にしっかりと取り組んでまいります。

それでは、先の9月議会以降の本市の取組等について報告いたします。

市内の各学校においては2学期がスタートし、9月から10月にかけて各小中学校では運動会や体育大会、市内2高校では体育祭が開催されました。また、10月19日には昨年に引き続き市

民運動会が開催され、秋空の下、多くの市民が体を動かし、秋の1日を楽しみました。

先の9月議会の行政報告で案内しておりました、よかど鹿児島での「枕崎市特産品・観光フェア」、神戸で開催された「関西かごしまファンデー」、そして東京・北青山での「まくあけ、まくらざき『枕崎市プレミアムマーケット』」で、本市の特産品のPRを行いました。特に首都圏で本市単独としては初めての開催となった「枕崎市プレミアムマーケット」では、これまでの物産展とはひと味違う、デザイン的にも客層的にも新たな枕崎ブランドの見せ方ができたと評価しています。「和食」と「伝統的酒づくり」の2つのユネスコ無形文化遺産を持つ本市ならではの強みを首都圏の消費者にお伝えできたものと思います。

今年是全国漁港漁場大会が下関市で開催されましたが、2年後の地方開催地として鹿児島市が開催地に決定されました。同時に大会の視察先として本市が選ばれております。2年後の開催に向けて、準備を進めてまいります。

コロナ禍以降開催が見送られていたさつま鯉節産地入札会が昨年から「さつま鯉節類販売交流会」として再開されましたが、今年も鯉節の産地として唯一、本市で産地入札会が、昨年と同じく販売交流会として開催され、全国の卸売業者、削り節業者の皆様にお越しいただきました。

また、全国農業担い手サミットが鹿児島県で開催され、本市でも地域交流会、現地視察が実施されました。なお、全体会では本市の花き農家、楠花園の楠政明氏が令和7年度全国優良経営体表彰の技術革新部門で農林水産大臣賞を受賞されました。

秋恒例の農業祭、新酒祭りに加えて今年は田布川地区で夢蛸たぶがわ2016が主催する「ルビーフェスタ in 田布川 赤そば祭り」や、枕崎市かつお公社の設立50周年を記念する「かつお公社50周年感謝祭」が開催され、多くの人たちが枕崎を訪れてくださいました。

隔年で開催される南薩地域植樹祭が、今年も本市で開催されました。妙見の森一帯を会場に開催された大会は、天候にも恵まれ、妙見の森に親しむ会、地元自治公民館など地域の皆さんや南薩地域の林業関係者などを迎えて盛大に開催されました。

長年本市で地域の小児医療を担ってきた小児科医療機関が閉院することとなったため、枕崎市立病院に小児科を開設することといたします。今後、子育て環境を維持発展させるためにも、公立病院としての役割を果たしてまいります。

以上、9月議会以降の主な取組について述べました。以上で行政報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第5号から第13号までの9件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算4件、条例5件及び人事案件1件の計10件であります。

このうち、人事案件を除く9件について、説明を申し上げます。

まず、議案第71号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,177万6,000円を追加し、予算総額を160億6,210万円にしようとするものです。

債務負担行為の補正は、道路維持補修工事費ほか1事業の追加によるものです。

地方債の補正は、過疎対策事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、危険空家等対策経費、移住者住宅確保支援事業補助、国県支出金等精算返納金、障害者自立支援給付費、地域密着型施設等整備事業補助、後期高齢者医療経費、ひとり親家庭等医療費助成事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

きます。

次に、議案第72号令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ591万8,000円を追加し、予算総額を31億8,486万3,000円にしようとするものです。

補正の内容は、総務費及び諸支出金の増額であります。

以上の財源として、県支出金及び繰入金の増で措置いたしました。

次に、議案第73号令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ80万8,000円を追加し、予算総額を30億8,681万円にしようとするものです。

補正の内容は、一般管理費、介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画給付費及び高額介護サービス費の増額と、居宅介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス費の減額であります。

以上の財源として、国庫支出金及び繰入金の増並びに県支出金の減で措置いたしました。

次に、議案第74号令和7年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、経費の増に伴い医業費用を206万8,000円追加しようとするものです。

次に、議案第75号枕崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

これは、児童福祉法の一部改正により、3歳未満の子どもが保護者の就労要件を問わず、月一定時間まで保育所等に通園できる乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするものです。

次の、議案第76号枕崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正により、新たに乳児等のための支援給付に関する規定が設けられることに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めようとするものです。

次の、議案第77号枕崎市多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、妙見センターの施設改修に伴い、新たに設置されるクッキングスペース等の使用料を定めようとするものです。

次の、議案第78号枕崎市火災予防条例及び枕崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備に関し火災予防のための必要な基準を設けるほか、林野火災の予防に関し必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第79号枕崎市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、枕崎市立病院の診療科目に小児科を追加しようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありますか。

○5番水野正子議員 議案第75号枕崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第76号枕崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてお伺いいたします。

両条例は、児童福祉法と子ども・子育て支援法という異なる根拠法に基づき、それぞれ別の役割を担う必要性から制定されると承知しております。

新制度の利用手続においては、システムによる登録申請が導入されるとのことですが、デジタル技術に不慣れな保護者の方々や、制度開始直後の混乱を避けるための市民利用支援が重要となります。

そこで、周知、相談体制をどのように構築し、保護者への情報提供やきめ細やかな相談対応を行うのか、システム登録申請に不慣れな市民への具体的な操作支援策や代替手段をどのように確保されるのか、お聞かせください。

○鮫島眞一健康・こども課長 こども誰でも通園制度につきましては、質問者からもありましたとおり、こども誰でも通園制度総合支援システムを使い、運用することとなっております。

このシステムにつきましては、制度の円滑な利用やコスト・運用の効率化を図るため、各市町村、施設、利用者が使用できる、こども誰でも通園制度総合支援システムが運用となります。

具体的には、利用者が予約できる予約管理、事業者が子供の情報を把握したり、市町村が利用状況を確認したりできるデータ管理、事業者が市町村へ請求書を発行することができる請求書発行業務などの3つの機能を併せ持つシステムとなっております。

御質問の周知、相談体制につきましては、周知につきましては、ホームページや広報、子育てアプリ等を活用して周知に努めたいと考えております。

また、システム申請に不慣れな市民の方への具体的な捜査支援策等や代替手段につきましては、国におきましては、コールセンターの開設がされるとともに、市役所におきましても、その都度、電話によるお問合せや窓口の説明などの対応を行いたいと考えております。

それにつきましては、子育てサポート係を中心に、健康センターとも連携を行いたいと考えております。

システムに関しまして、保護者の方が手続を行うことに困難な場合などにつきましても、市町村及び事業者において、システム上で代理予約も行うことが可能となっております。

あわせて、紙申請による手続も可能となっておりますので、可能な手続によって利用ができないことがないように努めていきたいというふうに考えております。

もう一点のこの制度の導入によって、市内の子育て家庭や地域社会にどのようなことが期待できるかという御質問ですが、こども誰でも通園制度を利用することで、子供の立場から考えますと、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出ていって、家族の方以外との人と交わる機会が得られることや、年齢の近い子供との関わりによって、社会情緒的な発達を支えるなど、成長発達に資する豊かな経験をもたらすというふうに制度を構築のときにされています。

もう一点、保護者の立場から見ますと、地域の様々な子育て支援等につながることのきっかけとなることと、様々な情報や人とのつながり、保護者が子育てにおいて、このような子育てサービス情報とかに活用するきっかけになるかと考えております。

もう一点は、保育園等に預けることで、専門的な知識や技術を持つ保育士等と関わることで、安心だったり、孤立感、不安感等の解消につながることも考えられています。

もう一点、月に一定時間の限定とはなるものの、子供と離れ、時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減を目指している制度ということで構築されております。

○6番立石幸徳議員 私も子育て支援に係る、非常に大事な議案であるこの議案第75号、そして第76号について質疑をいたしますが、75号、76号関連がございますのでね、一括してお尋ねをさせていただきます。

そこで、この事業は児童福祉法第6条の3、この改正を根拠としてですね、条例の制定がなされるわけですけれども、この児童福祉法第6条の3の改正は、令和6年6月12日の改正になっているようであります。

そこで鹿児島県内でもですね、もう既に令和7年度、本年度におきましてですね、例えば鹿児島市、鹿屋市、霧島市等は、本年度この事業に取り組んでいるんですね。

ただ、こども家庭庁の資料によりますと、令和8年度、来年度から全国市町村の全てにおいてこの事業を実施するということから、本市も令和8年度からの実施に向けて今度条例制定となっているわけですね。

そこですと、こども家庭庁の資料からいきますと、条例の案になされていない利用料金、実際この事業を使って利用するその利用料金等がですね、この条例には出ていないんですよ。

しかし、こども家庭庁の資料ではですよ、利用料1時間当たり300円程度を標準に徴収できると、もう既にこども家庭庁のほうは料金等も示しているんですけどね。

そういった利用料等については、条例ではなくて、何か後もって規則とかそういうところで定めるようになるんですか、まずその点をお尋ねいたします。

○鮫島眞一健康・こども課長 こども誰でも通園制度の利用料につきましては、まず、この制度につきましては令和6年度に試行的事業として実施され、令和7年度から児童福祉法上の乳児等通園支援事業として、こども誰でも通園制度が制度化され、市町村が実施主体となり、委託事業として実施されています。

令和8年度は給付事業として、現在も制度構築が進められているところです。

令和8年度の利用料関係につきましては、市町村からの照会に対して、こども家庭庁から令和8年度利用料の在り方については、整理の上お示しする予定との回答となっておりますが、今の時点で、標準の額も含め、こども家庭庁から示されていないところでございます。

先ほど議員からも質問がありましたが、利用料につきましては、市町村が実施主体となり、委託事業で行われている令和7年度につきましては、こども家庭庁が定めた実施要綱において、子供1人1時間当たり300円程度を標準として設定がされています。

8年度の給付事業としての利用料の定めに関しましては、仮に保育料と同様の制度設計がなされた場合は、本市子ども・子育て支援法施行細則において、同じような規定になることを想定をしているところでございます。

○6番立石幸徳議員 この2つの条例案ですね、かなり基準が細部にわたって出されていますので、あと細かい部分は委員会審査で深まると思うんですけど、私は総務文教委員会所属ですので、審査に参加できませんのでね、主なところだけをお尋ねをしますが。

先ほどの今度の条例改正の根拠法律、児童福祉法第6条の3ですね。これ現在発行されている自治六法等のいろんな法令を参照しますとですね、この第6条の3は、子育て関係のいろんな事業がいっぱい、例えば放課後の児童あるいは一時預かりの事業とかですね、1番目から2年ぐらい前までは15ぐらいしかなかったんです、事業が。

こども家庭庁がスタートしましてね、あつという間に今度のこのこども誰でも通園制度に関わる事業も23、2年間ぐらいで、もう7つ、8つぐらいの事業が増えてきているわけですね。

そこで気になるのはですね、その事業を実施するに当たって、いわゆる保育のマンパワーといましようか、保育士がこんなにどんどん事業が増えていってですよ、本市の保育士が実際事業に対応できる保育士の数、マンパワーはどうなってんのかと、そこが一番気にかかるんですよ。

ですから、こうして子育ての非常に大事な事業が提案はされてきますけど、その保育士等のマンパワーはどのように考えておられるんですか。

○鮫島眞一健康・こども課長 対応する保育士の数につきましては、質問者がおっしゃられるとおり、全国的に本市にも限らず、保育士の不足は喫緊の課題となっているところでございます。

本市におきましては、今回のこのこども誰でも通園制度を実施するに当たりまして、保育園を利用する児童の数が、定員に対して余裕のある保育園等において、余裕活用型での事業実施が考えられているところでございます。

保育園等におきましては、定員に基づいた職員が配置されておりますので、余裕活用型で定員に対して余裕のある人数の乳幼児を受け入れた場合、職員の基準は満たされていることとなります。

○6番立石幸徳議員 数日前ですね、地元新聞、南日本新聞で、県のほうで県外の保育士に対する調査の結果が県議会で報告があったと出されましたね。

私は県内全般もちろんですけども、本市においては、この子育て支援の一番拠点となるべく数年前の児童福祉法の改正に伴うこども家庭センターですね、これはまだできていないんですよ。

7年度からようやく、組織・機構はいろんな子育てサポートの係はできましたけど、このこども家庭センターの1つの意味はですよ、いろんな市職員等の、あるいは市職員以外であっても、子育てに関わる保育士あるいは保健師、いろんな資格を持つ方を効率的といいたいでしょうか、いろんな形で総合的に調整ができる、そういう機能もこども家庭センターは持っているんですね。

最後にこのこども家庭センターのその設置については、現時点でどういうふうになっているんですか、最後にお尋ねいたします。

○鮫島眞一健康・こども課長 こども家庭センターにつきましては、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対して、出産前から子育て期に係る切れ目のない支援を行うとともに、新たに支援を要する子供、妊産婦等へのサポートプランの作成などを、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開発を担うこととされております。

本市におきましては、先ほど質問者からもございましたが、今年度から母子保健と児童福祉及び子育て支援に一体的に取り組む健康・こども課の組織体制が作られ、こども家庭センターへの組織づくりを進めているところでございます。

1つの例としまして、国の事業で鹿児島県が行っている、こども家庭センター設置機能強化促進事業に参加しまして、県の支援を受けながら、県内のセンター未設置の市町村とセンターの設置や機能について情報交換を行い、センターの設置に向けての準備を進めているところでございます。

あと、専門職の配置関係につきましては、健康センターの健康増進係と子育てサポート係で一体的な運用をすることで、8年度末までに設置をすることを求められておりますこども家庭センターの設置につなげていくというふうに考えているところでございます。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○10番平田るり子議員 議案第79号枕崎市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑いたします。

行政報告の中でも市長から説明がありました、枕崎市立病院の診療科目に小児科設置があるということで、市立病院小児科に係る今後の診療医療提供体制の具体的方針及び当該体制の運用開始時期についてお聞かせください。

○西村祐一市立病院事務長 今回の議案第79号の市立病院の診療科目に小児科を追加することにつきましては、行政報告にもありましたとおり、現在の市内の小児医療機関について2月末で閉院するということがありました。

枕崎市立病院で小児医療体制の運用の方針といたしましてはですね、現在の市内の小児医療機関のですね、医師について任用することで調整していることとしております。

診療体制につきましては、これまで日曜診療を行っておりますが、それと併せてですね、5日程度の診療の方向で現在調整しているところでございます。

診療開始は4月からになります。

○10番平田るり子議員 枕崎市の病院の閉鎖が相次いで聞かれる中で、今後枕崎の全体の医療

に関して、次の議会でまたお尋ねしたいと思います。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○9番禰占通男議員 私は議案第71号の共済費についてですね。ほとんど減になってるところはあまりないんですけど、ほとんど増になっている。これは総務省の部分に予算にはこういうのはないんですけど、これは何をもとに今回、うちの補正に提案されているのか。そこから説明をお願いします。

○山口太総務課長 今回、一般会計の補正予算におきまして、一般職人件費の684万7,000円の補正をお願いいたしております。

そのうち共済費の補正については、573万6,000円という額になっております。

この共済費の補正につきましては、例年、定時決定と申しまして標準報酬月額が9月に改定になります。それに伴いまして、職員のいわゆる給与の額については、昨年もでしたけれども、いわゆる国家公務員の人事院勧告に準じた本市職員の給与改定によりまして、職員の給与の額も上がってまいっておりますので、いわゆる標準報酬月額が、いわゆる職員の給与が上がったことに伴いまして、その等級がですね、1等級から2等級それぞれ職員の標準報酬月額の等級が上がってまいりまして、先ほど申し上げましたように、共済費が全体で573万6,000円増額になったということでございます。

○9番禰占通男議員 この限度額が上がるっちゃうことでしょ、簡単に言えば。

給料が上がって限度額も上がるわけでしょう。それとは関係ないんですか。

そうするとまた、この共済費の適用ということになると、限度額の適用になるといろいろ今、マイナンバー使用の保険証といろいろそういうのもあるみたいですけど、公務員というのは、何かこれ優遇措置を受けていませんか。どうなんですか。

○山口太総務課長 ただいま議員から、限度額ということのお話がありましたけれども、その限度額ってということについては、ちょっと私のほうはお尋ねの趣旨がよく分からないところですけども。

共済費っていうのは、いわゆる民間で言えば社会保険料に該当するものでございます。病気やけがなどのときに病院にかかったりする場合の短期給付、そして年金の関係の長期給付、あるいは福祉事業、例えば人間ドックの助成とかそういった関係のものに使用される、いわゆる共済費ということになるわけですけども、あとは公務員の優遇措置ということでまたお尋ねがございましたけども、いわゆる民間よりもそういった例えば福祉事業、そういったことについて民間よりも若干優遇されている部分はあるかと思えます。

詳細につきましては、また委員会等でお答えさせていただきたいと思えます。

○9番禰占通男議員 それについてですよ、この共済組合法の規定の変更ということなんか地方に通達とかそういうのは来てはいないんですかね。規定の変更というのはどうなんですか。

○山口太総務課長 共済組合法の関係の通知ということでございますけれども、その通知がどういった内容かということ、私いつの通知かということも承知はしておりませんが、鹿児島県市町村共済組合のほうがいわゆる事業主体になっておりますので、各地方公共団体に全て通知が来るということではないかと思えますけれども、そこについては、通知関係についてただいま申し上げたようなことでございます。

また、その通知関係、どういった通知ってということ等については後ほどまた詳しく教えていただければと思っております。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。——これをもって、質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思えますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第14号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました、議案第80号教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員戸床恵美子氏は、令和7年12月5日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第14号教育委員会委員の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○眞茅弘美議長 ただいまの表決権を有する議員数は、10人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、
順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○眞茅弘美議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○眞茅弘美議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○眞茅弘美議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○眞茅弘美議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、7番豊留榮子議員、10番平田るり子議員、11番橋口洋一議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○眞茅弘美議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成9票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第80号は、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時22分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和7年12月8日)

令和 7 年
枕崎市議会第 6 回定例会議事日程（第 2 号）

令和 7 年 1 2 月 8 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	禰 占 通 男 議員（16ページ～25ページ）
		橋 口 洋 一 議員（25ページ～34ページ）
		水 野 正 子 議員（34ページ～43ページ）
		平 田 るり子 議員（43ページ～52ページ）
		立 石 幸 徳 議員（52ページ～61ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第 2 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番
9 番 禰 占 通 男 議員	10 番 平 田 るり子 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員	12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	畠 野 照 文 書記
宮 下 和 也 書記	吉 井 真 子 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	竈 原 正 二 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	奥 山 博 史 市民生活課長
田 代 勝 義 財政課長	平 塚 孝 三 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	神 浦 正 純 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	鮫 島 眞 一 健康・こども課長
福 永 賢 一 税務課長	川 野 優 治 長寿介護課長
今給黎 仁 水道課長	山 崎 弘 人 水道課参事
西 村 祐 一 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	森 智 賀 健康・こども課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事	板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
中 村 浩一朗 企画調整課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	山 宗 功 学校教育課長
山 田 浩 隆 生涯学習係長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長	中 原 広 次 警防課長兼消防署長
平 田 寿 一 総務課参事	中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○眞茅弘美議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番禰占通男議員、2番橋口洋一議員、3番水野正子議員、4番平田るり子議員、5番立石幸徳議員の順に行います。

まず、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○9番禰占通男議員 トップバッターということで、何年ぶりかです。

質問してまいります。

国民の生きる権利、国の義務について争われた訴訟の最高裁小法廷上告審判決で、生活保護費減額を違法と認め、取り消した。

11年を要し、原告の中には2割以上が亡くなっているとの報道もあり、鹿児島県内の訴訟関係人32人について、今後、最高裁の統一判断に沿った結審を望みます。

昨年台風第10号では、多くの被害があり記憶に新しいところです。今年度も台風第12号による被害も確認されていますが、昨年ほどではなかったことで安堵しているところです。

台風に限らず、大雨、高潮、土砂災害に対する被害への対応は必要であり、財源確保が重要と思っています。また、改正気象業務法が可決成立しています。今後、防災気象情報の在り方が変わることでしょう。

国民健康保険については、質問締切り前に報道があり、取り上げたところです。

質問いたします。生活保護について。

生活保護費の減額処分を違法とした最高裁の判決が出されたが、今後の本市への影響について質問いたします。よろしく願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 御質問の生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟について申し上げます。

本年6月27日に言い渡された生活保護費の減額処分を取り消すという最高裁判決は、国が平成25年から平成27年までに段階的に行った生活保護費の引下げを違法と判断いたしました。

特に、保護費を大きく引き下げる要因となった物価変動率のみを直接の指標として用いたデフレ調整という手法が、専門的知見や客観的根拠を欠いていたと判断されたためです。

その判決に伴う国の対応及び本市への影響につきましては、担当課長に答弁させます。

○平塚孝三福祉課長 国の対応といたしましては、最高裁判決の判断を踏まえ、今後の保護基準の在り方や、今回の判決への具体的な対応を検討するため、8月に厚生労働省内に有識者による専門委員会が設置されました。

この委員会で、新たな保護基準や追加支給の範囲・方法などについて議論が進められ、11月21日に厚生労働省が対応方針を決定しております。

この対応方針、社会保障審議会生活保護基準部会最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書等を踏まえた対応の方向性によりますと、生活保護法に基づく保護費の追加給付については、生活保護法第8条第2項の要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならないという基準や、第2条のすべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができるとする無差別平等原則の規定を踏まえまして、原告・原告以外を区分せず、消費実態に基づく平成24年度までの変動率のマイナス2.49%の水準で一律に実施して、平成25年生活扶助基準改定で行われました物価変動率のみを直接の指標としたデフレ調整のマイナス4.78%と、先ほど申し上げましたマイ

ナス2.49%の差額分を給付する方向を示しているところです。

また、原告につきましては、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、消費実態に基づく調整を実施しない水準となるよう、予算措置により、保護費に代えて、マイナス2.49%の差額を特別給付金として追加給付に上乗せ支給することとしております。

なお、追加給付となる対象期間につきましては、平成25年8月から平成30年9月までとされているところですが、死亡者を除き、この期間に被保護者であり、既に廃止された者も対象に含まれることになります。

本市の影響につきましては、厚生労働省から具体的な支給事務について示されておられませんので、本市の対象となる対象者数や世帯数、影響額については現時点ではお答えできないところです。

なお、今後、厚生労働省におきまして、自治体向けの説明会を予定しており、具体的な対応についても随時連絡がなされることとなっているところです。

○9番禰占通男議員 本市の対象者数、世帯数、総額等については示されないと。

そうすると、我々が議事で決算等審議してきた内容でですよ、そこには世帯数、生活扶助費についても、ほかの対象の部分もですよ、全部世帯数と人数というのが示されて、我々はそれを審議して、それを結果として決算として認めてきたわけでしょう。

そしたら、うちはうちでそういうのは把握はできないというのは私はおかしいと思うんですけど、その当時の資料の在り方というのはどうなっているんですか、もう全部廃棄したんですか。

我々は決算等で手元に持っていますけど、どうなんでしょうか。

○平塚孝三福祉課長 生活保護の過去のデータにつきましては、現在、生活保護者である者については、もう初期の認定から全て保存しているところです。

あと、生活保護の廃止された者につきましては、保存期限が5年ということで規定しております。廃止の台帳につきましては、先ほど申しましたように5年保存されているということになります。

これからは、先ほども申しましたように、厚生労働省から自治体向けの説明会がなされるわけですけれども、現在保有しているデータ、それと先ほど申しました、既に保存期間がもう到来しておりますして廃棄されたデータについて、どのように対応するかというのは、今後、説明会の中で示されていくことになると思います。

○9番禰占通男議員 今、課長から言われるように、生活保護受給者の個々の部分はそうなるかもしれませんが、決算に載っている総体というのは、あるわけでしょう。

それと、それについて、生活保護は、国と自治体、市、うちは市だからその分の負担割合があるわけでしょう。そしたら国の分は国が対応することでしょうけど、市の分は市が対応することになるのか。過去の部分ですよ、今13年から15年の部分ですけど、そういったことを私は何かこうおかしいなあと。そして、そのちょうどこれが減額になったその年にシステム改修に入っていますよね。課長はそこをおっしゃっていると思うんですけど。

そうした場合ですよ、国からの通達、いろいろあったときはまたそのシステム改修までその当時の部分も起こして、今の部分も連動してくるのか。その点について私は伺いたいんですけど。

○平塚孝三福祉課長 今回は生活保護費の最高裁判決に踏まえまして追加給付の算定につきましては、国のほうで、令和7年度補正予算（第1号）におきまして、1,475億円ということで予算を計上することを閣議決定しているところです。

その中で、その追加給付につきましては、国の資料によりますと、追加給付に係る分については、これまでの生活保護費と同じ負担率ということで、国4分の3、市が4分の1で、市の4分の1につきましては、普通交付税のほうで算定するというような資料になっているところです。

○9 番禰占通男議員 それとですね、先ほどもありました。対象者の11月22日に再度、2.49%、課長からありました給付金として対応するというのでこれ本決まりじゃないみたいですけど。

その対応で、この死亡者への対応ということで私は物すごく引っかかっているんですけどね。

そして、もう一つ、原告には、プラスアルファ、そしてもう死亡者にはなし、そして原告と原告になってない人との差があると。そしたら、公平っていう一番の憲法に掲げている部分が欠けてしまうんじゃないかと。

だって、生活保護っていうのは、最低の生きる権利として公平性をするために設けられた部分だと私は理解しているんですけどね。

死亡者への対応、そして給付金の給付の仕方というのは、庁内でもこういった6月の判決以降取り上げてきたという経緯とかそういうのはないんですか。どうなんでしょう。

○平塚孝三福祉課長 御質問のありました死亡者への対応はということなんですけれども、先ほど答弁しましたように、追加給付の対象者につきましては、死亡者を除いて、平成25年8月から平成30年9月までの対象者ということを示されているところです。

なぜ死亡者へは追加給付がないかという御質問ですけれども、先ほど申しあげました専門委員会の報告書の中に、報告書によりますと、死亡者の取扱いにつきましては、過去の最高裁判決ですけれども、それに基づいて、生活保護による給付を受ける権利は、被保護者本人の最低限度の生活を維持するために与えられた一身専属の権利であり、死亡によって当然に消滅し、相続の対象ともならないとされているところです。

今回におきましても、死亡した者による請求は、当該者の死亡により終了したものとされていることから、これらの判例に照らしまして、仮に追加給付を行う場合であっても、既に死亡している者については権利が消滅しており、遺族に対して給付を行わないことが適当であるとされているところでございます。

○9 番禰占通男議員 その点は今この質問の中の最後でもう一度整理したいと思いますけど、あと一つ私が気にしているところは、冒頭私が演壇で言いましたように、鹿児島県分が32名の方が鹿児島地方裁判所への訴訟を起こしている。それを全国部分を開いたらそれが出てきた。鹿児島県分32名、そしてうちが生活扶助費で3年間で220名ぐらいの受給者、220名だったかな、そのぐらいの結果が出ているんですけど、その点について、この地方裁判所に訴訟を起こした本市の関係者、そういうのは把握か何かできているんですか、どうなんでしょうか。できていたら教えてもらいたい。

○平塚孝三福祉課長 御質問の鹿児島県関係者の原告32名ということで議員から御質問がありましたけれども、福祉課としては、詳細な情報は持ち得てないところでございます。

○9 番禰占通男議員 これは大きな問題ですし、そしてまた行政としても、把握はできますよね。裁判所は全部開示してくれます。閲覧使用料を払えばですよ。そして、昔は写真撮影ができなくて、全部手書きでしないといけないところが今パソコン使用も可能です。ですからパソコンが堪能な人を1人連れてって、その裁判記録を全て写し出すこともできます。そうしたら、この6月に判決が出た時点で私は行くべきだと思います。私は近ければ行きます。地方裁判所ぐらいは。

今後こういったことが起きるかどうかわかりませんが、今後は、行政の責任として、私は実行するべきだと思います。

それで、先ほど言いましたように、やはり死亡者へのないがしろにする最高裁の判例ということで伺っておきますけど。私はお金は払わなくても遺族に一度謝るとか、高市総理は一応、遺憾だったと、そういうことは総理になってから言っていますけど、新聞報道でも。

ただ、厚労大臣が一言も発してない。今後詰めると言っている。その点で私はもう生活保護の在り方が問われるんじゃないかと。

そして、原告団も不服として裁定して2.49%を払うというけど、もうこれは論告で厚労省が出していない部分ですよ。裁判で出されていない論告というのは後出しじゃんけんと一緒に、私は採用されないと思う。

そしたら、今度はその部分についても最高裁に原告は損害賠償請求、それも可能になってくると、私はそういう論法でおりますが、今後、皆さん興味のある方は、メディア等の報道等も確認してもらえればと思います。それは私だけではないと思いますけど。

次の質問に移ります。災害復旧費についてです。

今年度台風第12号は影響ありました。ただし、その後の台風第15号、大隅、宮崎を通って、四国、和歌山、静岡、あの近辺までも竜巻と大きな被害を出していますけど、本市にしては、運がよかったと私は思っております。それで、災害復旧費の財源は十分に確保されているのかと、この部分についてお伺いいたします。

○田代勝義財政課長 大雨、台風等の自然災害により、道路、河川、学校等の公共施設や、農地、農業用施設等が被害を受けた場合、被災施設の管理者である地方公共団体等は、公共福祉の確保や、農林水産業の維持を図るためにその復旧を行うこととなっております。

災害発生時におけます公共施設や農地、農業用施設等の復旧につきましては緊急性を要することもあり、早急な予算措置が必要となりますが、その復旧のための財源につきましては、国庫支出金や市債、この場合は災害復旧事業債となりますが、これらの活用による財源措置が可能となっております。

また、市の負担であります市債の元利償還につきましては、後年度において普通交付税で措置されるほか、必要となる一般財源につきましても特別交付税に算入されるなど、地方公共団体の実質的な負担が大幅に軽減される仕組みが講じられているところです。

災害発生は地域や時期、規模の予測が困難で、災害復旧に必要な費用は状況により大きく変動しますので、地方公共団体のみで費用を負担することは困難となりますので、一定の要件に該当する復旧事業につきましては、国がその経費の一部を負担または補助する財政支援措置がありますので、それらを活用することで必要とする財源の確保に努め、速やかな災害復旧に向けた取組を進めていくところです。

○9番禰占通男議員 いろいろ国の支援、県の支援、また、うちのいろいろ取り組んでいる中で、昨年度の6年度の部分でも、地方債を起こして災害復旧費として1億4,600万円、6年度は出しています。

それで、私が何でこういうことを質問にしたかということ、6年度も7年度も一緒なんですけど、もう予算の災害復旧費としては、公共土木施設が550万円、そして、農林水産施設500万円、文教施設300万円、その他の公共施設300万円、小計1,650万円、そして予備費が1,000万円組まれているのはこれが例年どおりの予算の配分になっていて、そして、6年度が1億4,600万円と大幅にオーバーして、今財政課長からもありましたように、支出金、交付金いろいろそれで手当てしているんですけど、緊急性ということで、私は今この部分に一般質問に取り上げたんですけど、不足分の補填について、この大まかな、災害があったらこれを充ててってそういう流れというのはどうなっているんですか。今、先ほども財政課長からちょっと触れたところもありましたけど。

○田代勝義財政課長 大きな災害となりますと、補助災害となりますので、国の支出金が補助となります。そしてその残りの部分について、地方債を充てるということとなります。

土木事業の場合は地方債を100%充当できますので、端数部分のみが一般財源というような形になっているところです。

○9番禰占通男議員 財源としての不足分について、この財政調整基金の取崩しっていうのも予算書等にはずっと載っているんですけど、調整基金の取崩しに対しての縛りというのはそれはないんですか。

一発でもう6年度が1億4,000万円ぐらいしか出てないけど、今後、大きな台風災害、台風によらず大雨、高潮、崖崩れ、崩壊というのも対応するってなると、いろいろ財源も必要になるんだけど、その財政調整基金についての縛りというのは本市はないんでしょうか。

○田代勝義財政課長 財政調整基金の目的につきましては、条例の第1条におきまして、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じた時の財源を積み立てるため枕崎の財政調整基金を設置する、ということになっておりますので、財政調整基金にはもうその災害復旧の目的というものがありますので、災害復旧において財源が必要となった場合は、財政調整基金から費用を出すということは可能ということになっております。

○9番禰占通男議員 今回、私もこの財源ということで、いろいろ自分の議員になったときもらった資料とか買った資料もありましたので、そこら辺をもう一度見直したところ、災害直後の即応性ということで財政調整基金とは物すごく一応、予備費的なこともありますし、私は一番いいのかなあと考えてですね。

ただ、いろいろネット等で調べると、基金が急速に減って、ほかの対応に困るようなことになると、また、これはいかがかなと。

それで、財政調整基金の結果と7年度の見込額というのは示されております。それで、平成27年、私が議員になってから4年後ぐらいです。11億円基金がありました。それが2年後の29年、8億4,000万円。結局、もう3億円ぐらい減っているんですよ。

それから、令和7年度、私なんかはもらっている見込額24億円。それから3倍ぐらい上乗せをしています。これは本当にありがたいと。ある程度の災害が来た場合、即応性でも一時的には対応できるのかなと。

何でこの即応性と言うかということ、公共施設はそれなりに使用を延期か停止すれば済むんですけど、市民生活に影響のある、後から言いますけど住宅、そういったものに対応するにはどうすればいいかということ、佐賀県でも大火がありました。それで、佐賀県が取った状態で2週間かかっています、仮設住宅に、発災からですよ、決まるまで。そしたらそういうのを即応性できないのかって、本当に被害に遭われた方は悲惨だと思います。

だって、精神的にダメージを受けるのが一番人間は影響があると私はいつも思っております。

自分が住むところがない。あるけど住めない。そういったときの対応はどうするのかということですよ。それで一応今年度末では24億円の調整基金を積み増して残せるということですので安心はしているんですけど、私は平時から積み立てる、これも必要ではないかと思えます。

何でかっていうと、また高齢化社会に向かって税収が減ってくる。そして、市民も自分では対応できない部分がいっぱい出てくると思えます。

調整基金じゃなくてうちは基金として19種類ありますけど、これが約87億円だったですか、あるけど全部取り崩すのか、名目以外で、財源を変更してですね、それはそれでいいと思えますけど、災害に対しての基金に取り組むというそういう構想はないんですか。

○田代勝義財政課長 先ほど申しましたとおり、災害復旧に関する予算につきましては、国の支援等もございますので、そこについては財源確保に支障を来すような状況にはないところでございます。

そしてまた、財政調整基金条例の目的の中にも災害復旧に関するものについては、財源措置として使用できることになっておりますので、あえてですね、新たなそういう特定目的基金、災害のための基金を設置する必要はないと考えているところでございます。

財政調整基金も24億円程度ございますので、またそういった災害等で必要な財源等につきましては、財政調整基金のほうで対応していきたいと考えております。

○9番禰占通男議員 昨年度もでしたけど、今年度もこの災害で台風第12号が発生した頃、8月の雨とかで霧島、始良も被害を受けていますけど、これが激甚指定の見通しとそういうことが

報道されたのが8月18日、確定したのは11月11日ですよ。もう3か月タイム的なラグがある。

そしたら先ほど言いましたように、被災した人は、行政は特別交付金、激甚のかさ上げということで待ってあげばそれでいいと思いますけど、やはり、迅速性です。やっぱりぱっと、必要なところはさっさと直すと。

一般質問のときも南さつま市の道路の話ですね、国道の話、ほったらかして、私ならもうさっさと夜中にでもパイルを打ってぱっと直して、後の激甚でも出たときにほんなら本格的にやり直しましょうかって、やっぱりそういう方法というのはいっぱいあるわけですよ。

それが物流の停滞を招いているところもまた本来の通行料に戻せばまたそれで私は元を取ると思うんですけどね。

今後、いろいろ行政のやり方もあると思いますけど、私はこの基金というのは、庁舎基金より大事だと思います。庁舎基金なんて、三十四、五億円を目標にと言いましたけど、その頃は物価が上がってもうおじゃんになりますよ。もうその頃30年後は今の倍になるかも。70億円は必要になると思いますよ。今の物価高からいくと。

次の質問に参ります。

本市も浸水や土砂災害が想定される区域があります。市民への援助はどこまで可能か。宅地からの土砂、瓦礫の撤去等の対応について。

これの部分については、9月にもいろいろ計画がどうなっているのかと伺ったところ、相当お金がかかるんで、ちょっと計画を練り直すと、一般質問に対しての答弁ももらいました。

その中で、この災害があった場合の対応について、南さつま市の今年度の浸水被害と、今先ほど言いましたように霧島、始良、いろいろ報告されております。そしてまた熊本ももう震災以降、いつも水害にやられて、そんなことを見聞きすると、本当に心配する限りです。お願いします。

○平田寿一総務課参事 自然災害により敷地内に流入した土砂や瓦礫の撤去につきましては、原則、所有者の責任において行っていただくのが基本であります。御高齢の方など御自身で撤去が難しい方におきましては、災害ボランティアなどの御協力をいただくことも考えられます。しかし、被害状況が甚大で、所有者等の自助努力のみで対応することが極めて困難な場合や、個人の敷地内であっても、その土砂等を放置することで、避難や生活再建の妨げになるなど、公益上必要と判断される場合においては公費で撤去を行っている自治体もあるようです。

市としましては、市民の早期生活再建と本市全体の復旧・復興が最優先であると考えていますので、その時々被害ケースに応じた最善かつ迅速な方法を検討し、公費での支援の範囲がどこまで可能であるかも含めた対応を考えていかなければなりません。

現時点におきまして具体的な支援策は定まっておりますが、国の支援制度や過去にこのような災害を経験した全国の自治体の事例などを参考に基本的な方針の策定など、今後の重要な課題として研究してまいりたいと考えております。

○9番禰占通男議員 今、担当者からの答弁もありました。私有地は自分でしないといけないんですけど、それにもいろいろ条件があって、床上は対象になる、床下は対象にならない、そしていろいろ建屋の使用目的によってもまた違います。

それで、先ほどから基金といったのもそこら辺なんですけど、熊本県がですね、もう再三やられて、熊本は独自に皆さんももうこの記事は見ていると思います。

私はこれは令和2年7月の記事ですけど取っておりましたので、皆さんにも紹介しますけど、熊本県は要件に満たない場合も、県独自で助成すると。だから国とか市がどうのこうの話じゃなくて、県が本当に、この前も熊本に行ったんですけど、時間があれば寄ってくればよかったですけど。熊本県も今、景気、上昇率で相当税収が上がっていると思いますけど、そういうのを当て込んでいるのかなあと思ったりもしています。

ですからもう、本当に市民のことを考えたら、私は行政がある程度、区分しないで、私は対応

してもいいのかなあと。また、所得制限とかそういうのを設けたりしてね。預金とか調べまくってですね。いや本当ですよ。

ただ、洪水とか土砂災害、台風被害で、原因が長期に残ればね、被災者は、いつまでも救われないと。この新聞記事の解説に出ています。そして感染症。だからこういうのができなければ、行政の責任だと。市民のことを思えばね。これは兵庫県の大学院の研究科長の談話ですよ、本当の。

昔はちょっと家の中まで消毒する、枕崎市も私がUターンした頃は消毒までです。家の建屋の周りに害虫の駆除をするような薬の配付もありました。それも財政的に難しくなったのか、もう取りやめになって40年以上たっていますけどね。やはりこういうのも私は必要になると思います。

ただ、行政にはその区別をしないで、早急に対応することが必要だと思います。やっぱりそれについては財源が必要だということになりますかね。

公費での撤去がどこまで可能かと、今、担当課長が言いましたけど、やっぱり規則は規則でしょうけど、そこを飛び越えて何かできることがあれば取り組んでもらいたいです。

時間も残り少なくなりましたので、次のボランティアの調整についてですね、いつもメディア等で報道されているのは、ボランティアを募集していますどうのこうのって言って、うちも能登半島地震のときは職員の方が行って、その窮状を何度か私も打合せのときに伺っております。

もう本当にボランティア1日か半日かそこら辺までボランティア募集には示していますよね。大体2時間か3時間ぐらいって。

だけど、1日ボランティア、それも食料も自分持ち、飲料水も自分持ち、宿泊費も自分持ちと、またこれもまた何かおかしな考えじゃないかと思しますので、本市のこのボランティアのお願いする場合の調整について、分かっている部分を答弁をもらいます。

○平田寿一総務課参事 大規模災害発生時には、多岐にわたる救援を必要とする被災者が増大します。このため、行政による公助に加え、共助の中核となるボランティアの方々の積極的な参加と協力が不可欠となります。

本市は、甚大な被害が生じ、ボランティアの力が必要であると判断した場合は、速やかに本市災害対策本部から本市社会福祉協議会にボランティアセンターの設置を要請します。

市社会福祉協議会は、市から要請を受け、速やかにボランティアセンターを設置しますが、単独での設置及び運営が困難であると判断した場合は、県社会福祉協議会や近隣市の社会福祉協議会、NPO等の関係機関に応援を要請し、支援体制を確保します。

ボランティアセンターの業務は、ボランティアの登録受付、被災者ニーズの把握、ボランティア派遣等のコーディネート、具体的活動内容の指示・調整を行いながら活動に必要な物資の調達等を行います。

また、ボランティアが不足する場合は、報道機関等を通じて求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行い、ボランティアの募集を行います。

このようにボランティアセンターが様々な業務の調整を行います。市としましても効果的なボランティア活動が円滑に実施されるよう、市総合防災訓練等を通じて、市社会福祉協議会との連携を強化してまいりたいと考えております。

○9番禰占通男議員 答弁がありましたけど、災害NGOとか県社協、市社協、特に県社協ほどの程度の規模か知りませんが、うちの社協が対応するかというと、私はできないと思います、人員的にですね。また経験もないと思います。

ですから、私は防災訓練はいつも毎年やっております。今年度は炊き出し、対応する簡易的なコンロ的な釜ですね、そういうのもありましたけど、やはりボランティアの活動についての訓練、簡単なできる範囲内でのですね、やっぱりそういうのも必要かなあと考えて。

それとあと一つ気がかりなのは、本市だけの災害ならいいですけど、今度激甚的な広域的なものになると、地域の社協も県の社協もそんなに手が回らないと思いますよ。実際言って。

そしたら、やっぱり旗を振る陣頭指揮をする人も必要になるだろうし。報道機関がどこまでできるのか。やっぱそこら辺もマニュアル的なものも必要になるだろうし、そしてまた、私は国土交通省なりにもあるんですけど、もう作業分担ですよ。ボランティアですからけがをさせるわけにいかない。そうした場合、二次災害の危険性ですよ。

そして、また作業の難易度、人力でできるのか。ほんならここは重機を建設業界から派遣してもらうのか、やっぱりそこら辺が必要になってくると思うんですよ。

もう人間は一生懸命したって、30分もしたら、スコップを握ったたらもうできんですよ、実際。水を含んだものは重たい。乾燥した砂とかスコップではねるのも簡単だけど、もう泥は無理。それをまた入れたものを手箕で運ぶのか一輪車で運ぶのか、いろいろ作業も関わってくるから、それをまた道路に出すわけにいかんから、また自動車に積むといたらまたこれも物すごく労力がいらいます。

ですからね、これはもう本当に枕崎市だけで対応できるのか、どこまでできるのかというのは私はこれは庁内で検討の余地があるのかなと思っております。またそれができるように、また防災訓練等に生かされるよう期待しておきます。

次の、いろいろ災害にもありますけど、国の支援制度についてお伺いいたします。

○平田寿一総務課参事 水害や土砂災害などによって、住宅の敷地内等に土砂や瓦礫が流入した場合の災害救助法に基づく支援である、障害物等の除去について、私のほうからは説明を申し上げたいと思います。

この制度は、被災された方々が、もとの住宅に引き続き居住することを目的として、当面の生活が可能となるよう応急的な処置を行うものであります。生活の基盤を確保するため、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することを目的としており、居室、台所、玄関、トイレなどが対象となっています。

対象者は、半壊または床上浸水した住宅であって、住宅またはその周辺に運ばれた土や石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では障害物を除却できない方が対象となっています。

費用の限度額は、1世帯当たり14万3,900円以内となっており、救助の期間は、災害発生の日から10日以内、対象となる経費は、ロープ、スコップ、その他除却のために必要な機械、器具等の借上料または購入費、輸送費及び賃金職員等雇上経費等となっています。

重要な点として、災害救助法に基づく障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、住宅の原状回復を目的とするものではないという点に御留意いただく必要があります。

障害物除去後の室内の清掃、消毒等はこの事業の対象外となりますので、応急処置完了後は、被災者御自身やボランティア等の協力により、生活空間全体の清掃や消毒を行う必要がありますので、御注意いただきたいと思います。なお、災害救助法適用によりかかった費用については、国と都道府県が負担することになっております。

○立石秀和市民生活課参事 私のほうからは、災害廃棄物処理事業について説明いたします。

災害廃棄物処理事業は、市町村が、災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業等であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条の規定に基づき、国が市町村に対し補助を行うものになります。

補助率につきましては、事業費の2分の1となっており、地方財政措置として、地方負担分の80%について交付税措置がなされることから、実質的な市町村の負担は1割程度になることとなります。

○神浦正純建設課長 私の方からは、国土交通省所管の堆積土砂排除事業について説明いたします。

この事業は、災害により宅地等に堆積した土砂を、市町村が運搬処分する際にかかった費用を国が補助する事業です。

制度要件としましては、市町村の区域内の市街地において、災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が、堆積土砂の総量3万立方メートル以上の場合、一団をなす堆積土砂が2,000立方メートル以上の場合、50メートル以内の間隔で連続する堆積土砂が2,000立方メートル以上であることとされております。なお、本事業の要件となる堆積土砂の総量とは、本事業で撤去対象となる、いわゆる宅地内の堆積土砂量だけでなく、本事業の対象外となる他の補助制度等により処理される道路、河川、農地等も含めた堆積土砂量となります。

また、対象となる土砂につきましては、市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂、市町村長が公益上重大な支障があると認めて、市町村が搬出集積または直接排除された堆積土砂となっております。

後者の直接排除とは、被災者等が指定された集積場まで搬出・集積した土砂を市町村が処分場まで運搬・処分することを基本としておりますが、被災地に堆積土砂を放置することが、公益上重大な支障があると認められる場合には、市町村が自ら直接土砂を搬出することができます。

ここで言う公益上重大な支障がある場合とは、例えば、二次災害が懸念される場合や、一般の交通、消防防災活動、公衆衛生、都市施設の機能に支障を来す場合等が挙げられています。

○9番禰占通男議員 最後の問題で、支援はないのかということについて、これ近年のあまりその大きな災害も私も記憶にないんだけど、こういうことに引っかかった支援についてですよ、本市の部分というのは何かありますか。あったら報告を願いたいと思いますけど。

○立石秀和市民生活課参事 災害廃棄物処理事業につきましては、昨年、令和6年度の台風第10号による被害を受けまして、国の災害廃棄物処理事業補助金を活用して、災害廃棄物の処分を行ったところでは。

事業費につきましては410万0,900円ということで、その2分の1の205万円が国庫補助金として受入れを行ったところでは。

また、処分料につきましては瓦礫が72立米、木くず11トン、スレート類が36立米、石綿を含むスレート類が30立米の処理を行ったところでは。

○9番禰占通男議員 こういうものを使わなくて過ごせるということもありがたいことだと思います。今後もそういうふうにやっていけたらと思います。

最後の質問です。

国民健康保険の保険料引上げについてですね、年間上限額を1万円引き上げる案が、社会保障審議会です承された。本市の影響についてお伺いいたします。

○福永賢一税務課長 令和7年度の国民健康保険税課税限度額は、医療分基礎課税額が66万円、後期高齢者支援金課税額が26万円、介護納付金課税額が17万円の合計109万円になっており、令和7年10月31日現在、課税限度額超過世帯は22世帯となっております。

質問者からありましたとおり、令和7年11月27日に開催された、国の社会保障審議会医療保険部会において、令和8年度の医療分基礎課税額の限度額を1万円引き上げることが審議されたようですが、そのとおりになりますと、5年連続の引上げとなります。

これまでは、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布日が年度末になることから、枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を行い、直近の議会で専決処分の承認をいただいているところです。

お尋ねのこの1万円引上げをですね、現在の課税状況に当てはめた場合、課税限度額超過世帯は21世帯となり、影響額は約21万円の税収増となる見込みです。

○9番禰占通男議員 上限額はいいんですけど、その中の中間ですね、いろいろ何か段階的に違っていますけど、それと、もう時間もありませんので、その軽減世帯への影響とか、その点については、いつも国民健康保険の審議で質疑に当たるところの影響についてはどうなるのでしょうかということを伺いたい。

○福永賢一税務課長 現在7割軽減・5割軽減・2割軽減という低所得世帯への軽減策がございませけれども、この件に関しては、まだ国のほうから何の情報、報道等もございませんので、今後また注視していきたいと考えております。

○9番禰占通男議員 終わります。

○眞茅弘美議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、橋口洋一議員。

[橋口洋一議員 登壇]

○11番橋口洋一議員 今回、一般質問をさせていただく内容につきましては、先般、9月議会において、一般質問を行う予定でしたが、一般質問当日の熱発によりですね、欠席せざるを得なくなったところもあり、その後、質問することができなかったその部分について、今回、質問をさせていただきたいと考えております。

今回の質問は、7月末に枕崎高校生との意見交換会を実施し、高校生の様々な意見を受け、考え、質問することとしたものであります。

1つが本市のPR活動について、それともう一つが、学校の再編・統廃合についてということで上げさせていただいております。

まず、本市のPR活動についてというところで質問をさせていただきます。

先般、10月30日から11月2日の4日間にかけて、東京都港区北青山で枕崎市プレミアムマーケットが開催されております。

私もこちらの会場に行く機会がございまして、中、外を見ましたところ、会場のロケーション、この場所の選択、建物の選択、商品の見せ方、今までにないやり方だなということで、非常に素晴らしい取組であったんじゃないかというふうに考えているところです。

この枕崎市プレミアムマーケットを通して得た、今後のPR活動の方向性はどのように考えているのかというところをお示しくください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 御質問の枕崎市プレミアムマーケットですが、今議員から御案内があったように、10月30日から11月2日までの4日間、東京都港区北青山、青山通り沿いのアパレル企業のビルの1階で、「まくあけ、まくらぎき枕崎市プレミアムマーケット」と題して開催いたしました。

2013年にユネスコ無形文化遺産に登録された和食、その和食を支えるだしの素材として広く親しまれるかつおぶしの日本一の生産地として、枕崎鯉節をはじめとした本市の産品を東京でアピールできないものかと、以前から考えておりましたが、そのような中、昨年12月に日本の伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産に登録されるということもあり、一つの自治体で、和食と日本の伝統的酒造りという2つのユネスコ無形文化遺産を持つ地域という強みをアピールしようと、今回、イベントを開催する運びとなりました。

結果から申しますと、イベントは大成功でした。屋内という会場設定、青山通りという多様な人たちが集まる場所、アパレル業界の企画会社による高いデザイン性、お客様御一人御一人に丁

寧に対応できるブース設営、そして、かつおぶしと焼酎のプロのつくり手によるトークセッションや情報発信など、これまでの物産展などとはひと味もふた味も違ったイベントに仕上げられたことが、その成功の大きな要因であるというふうに捉えております。

今回のイベントを通じまして、本市の47の鰹節類製造メーカーと唯一の焼酎製造メーカー、これら、つくりの現場のそれぞれの個性を多くの消費者にお伝えすることで、枕崎ブランドの価値を高めていくことができると確信できたところです。また、かつおぶしと焼酎以外にも、枕崎には電照菊であったり、お茶、果樹、畜産など、ブランドを語れる産業のポテンシャルがまだまだありますので、今回の取組を1回で終わらせることなく、継続して、枕崎ブランドの価値を高めていく活動を続けていければというふうに考えているところです。

○11番橋口洋一議員 今回のプレミアムマーケットについては、非常に成功であったというふうに答弁がありました。これまでも首都圏等でイベントを開催してきたところではあるかと思えます。これまでとの違いというのはどのような点がありましたでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 若干、市長と答弁が重なるところもございますが、今回の東京都港区の北青山での枕崎市プレミアムマーケットについては、令和7年度の「枕崎のていねい・本物。」枕崎ブランド価値向上PR事業で、特産品価値向上事業として関係者と取組を進めてまいりました。

これまで、鹿児島県の物産展などの一つのブース、枕崎市コーナーとして百貨店等に出展しておりましたが、今回は枕崎市単独で本市独自の特産品PR、販売事業として開催いたしました。

このため、市単独でのイベント会場としてビル1階の借上げ費用、枕崎をイメージしたブランディング、イベント会場の空間デザイン、展示販売スペースの設営や都心メディア及び業界へのSNSを含めた情報発信、キッチンカーで枕崎の食の販売など、これまでにない取組を実施いたしました。

これまで、都心の大手百貨店等の鹿児島物産展でありますとか、九州物産展の1自治体として取り組みましたが、今回は単独での開催ということで、関係のかつおぶしの製造の皆様、それと地元焼酎製造メーカーの皆さんと取組を進めてまいりました。

違いといたしましては、今申し上げましたとおり、これまで、県全体としての中の枕崎市ということで、かつおぶし、本市の特産品をPRしてきたところですが、今回は単独でということで取組を進めてきたところです。

○11番橋口洋一議員 今の答弁からすると、物産展等で出展したときには、その中に、鹿児島県の中の1自治体ということで埋もれたような形になっていたのかなあと。

今回は、枕崎市というところのブランドを強調したところで、成功につながったものではないかというふうに考えました。

私が考えるに、ほかの自治体が単独でやったとしても、なかなか今回のような結果は出なかったんじゃないかなと思うところもあります。

先ほども市長が答弁されましたとおり、枕崎市には、2つの強みがあると。ユネスコ無形文化遺産の和食のもと、かつおぶし、そして、麴菌を用いた伝統的酒造りを行っている酒造メーカー、その大きな2つがあって、その枕崎というところに皆さん惹かれて来られたものだと思っております。

そこで、今回、単独でやったというところで恐らく、デパート等でやっているときの費用と、今回の費用というのは大分違ったんじゃないかというふうに考えますけれども、かかった費用的にはどれぐらいの差異があるのでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねの予算規模につきましては、約1,000万円の予算で実施しております。鹿児島県の補助事業「鰹節の魅力創出・発信事業」も活用し、実施をしたところです。

従来の東京都心での百貨店等での物産展につきましては、1週間程度で七、八十万円程度の費

用をかけて、公益財団法人の南薩地域地場産業振興センターに出展いただいているところです。

○11番橋口洋一議員 今回、金額的にもかなりの金額をかけて実施したということは、今の説明で分かりましたけれども、今回かけた費用については、非常にブランドのイメージを推していくというような取組がなされたというふうに私は思っているところ、感じているところがあるんですけども、このブランドのイメージっていうのは、今後も使用できるものなんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 今回、お願いしましたブランド発信事業で、デザインとか、会場の設営等で写真等もちろんありましたが、ロゴのデザイン等もございました。それらにつきましては、引き続き、こちらのほうで使えるということで契約をして、今後いろんな形でそういったデザインも使いながら、枕崎市の認知度向上と、枕崎ブランドの情報発信に使っていきたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 多くの費用をかけているところもありますので、今後、デザイン的にも統一したイメージで、枕崎というものをアピールしていくというところができるということで、非常に喜ばしく思いました。

今回のプレミアムマーケットについては、非常に大成功だったというふうに皆考えているところかと思うんですけども、今回はその場であるとか、そのときにいた人たちには十分に響いていたというふうには思うところですが、その他の人々にまだ響いてないところがあるんじゃないかというふうに考えております。

今回、PR活動についてというところの題目でもありますが、今は開催が終わって、自己満足の段階かなというふうに思っておるところであります。

誰もが目指してくる枕崎のコンテンツというふうになることで、認知度も上がって、そしてそれを取り扱う地場産業も振興が進むというふうになるべきものと考えております。

先般の一般質問の際にですね、予定はしてないと答弁がありました公式LINEとか、そういったものへの取組、行きたいな、枕崎を知りたいなという人に対して、情報発信というのをするとか、そういった取組というのは、前はありませぬというふうにかが知るところなんですけど、今回を踏まえて、公式LINEの導入など、どういうふうに行われているかなと思っております。

○鮫島寿文水産商工課長 今回のイベントにつきましては、振り返りということで、市長のほうからも成功ということで言葉がありました。私どもも大成功であったと思っております。

来場者も4日間で約4,000人の方に御来場いただきまして、枕崎市の認知度向上と、枕崎のブランド発信ということで当初の計画を進めましたが、特産品販売等につきましても、4日間で200万円を超える売上げがございました。

青山周辺にお住まいの方や働いている方、枕崎市の出身者、ゆかりのある方、あと鹿児島県の出身者、九州の出身の方に御来場いただきまして、お声をかけていただきました。

非常にいいPRができたと思ったところですが、反省点、課題といたしましては、今、周知PRの方法で、それも都心のメディアに強いところに委託をして周知をしたところですが、一般的な方への周知というのをですね、その反省点、振り返り時点でも、今議員がおっしゃいましたLINE等を通じてPRしていただけないかという声もございました。

本市としましては、ホームページや、いろんなチラシ等も作成し、周知に努めたところですが、やはりLINE等を使った周知はできなかったのかという御意見もいただいたところです。

この点につきましても、アパレルメーカーのほうとも振り返りの反省会の中でもそのような意見が出ましたので、今後はそういったSNS、LINE等も含めた周知を少し充実させていければなということで考えているところです。

○山口太総務課長 ただいま公式LINEのことについて御質問いただきました。

公式LINEについては、来年度から導入する方向でただいま検討しているところでございま

す。

○11番橋口洋一議員 一歩前進したという感じがします。

幅広くですね、情報発信については、市全体として取り組んでいただきたいというふうに考えております。

次の質問に参ります。次の質問は、4年ほど前、枕崎ブランドとして、インフルエンサーをお呼びして、ライブ配信事業を実施したというところがありました。3回にわたり枕崎の魅力を発信するという企画があり、非常に好評を博したというふうに聞き及んでいますが、その後、SNSを活用した継続的な情報発信の取組についてどのように行われているのか、お示してください。

○鮫島寿水文産商工課長 今年6月の定例会の一般質問の答弁におきまして、本市の特産品やイベント等を発信するインスタグラム「ていねい、まくらざき」が、今年1月に本市の関係者でない者、正規のアクセス権限を持たない者がログインしまして、パスワード、登録メールアドレスや登録電話番号を替えられて、使用できない状態となり、必要な手続を行っている、調整中であると御説明したところですが、その後、6月13日にアクセス管理者の関係事業者から不正アクセスに関する情報の提供を求められ、6月23日にその情報をメールで提供し、8月12日に進捗状況の確認についてメールを送信、8月28日に再度、進捗状況の確認を文書にて通知しまして、現在、アカウント回復に向けて調整を行っています。現在、連絡をまだ待っているところでございます。

お尋ねのインフルエンサーを活用した情報発信につきましては、令和6年度に広域の観光PR事業、薩摩半島観光振興協議会におきまして、フォロワーが1万人を超えるインフルエンサーやユニバーサルデザインアドバイザーの方々に、誰もが安心して観光できる、楽しめる施設として、本市の枕崎お魚センターと薩摩酒造花渡川蒸溜所明治蔵から、その魅力を動画で発信していただきました。

今年度は、産業と一体となった魅力あるウオーターフロントのまちづくり事業、事業主体はお魚センターであります。こちらにおいてお魚センターの食や特産品の魅力を発信するため、フォロワーが2万人超を有し県内で活躍しているインフルエンサーを招聘し、動画撮影を行い、9月19日に配信されました。

また、先ほど申し上げました東京・北青山で10月29日から11月2日に開催した枕崎市プレミアムマーケットについても、観光協会のSNSや在京のメディアなど様々な広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努めたところです。

SNSによる周知、PRの取組につきましては、枕崎お魚センターが今年実施しましたアンケートによりますと、センターの来館のきっかけとして、ホームページやインスタを見て来館された方が約3割となっており、SNSでの情報発信の重要性が増してきている、有効性があると認識しています。今後も、観光協会や関係団体の皆様とも連携しながら、SNSを活用した枕崎のPR、特産品やイベント情報の効果的な発信に努めてまいります。

○11番橋口洋一議員 高校生との意見交換会の中でも、枕崎のかつおぶしは海外にも進出など世界でも通用するブランドだと思えば、若い人はSNSを見ている時間が長いと。もっとSNSを活用して広めてもらいたいというふうな意見がありました。

そんな中で、SNSで、若い人や影響力のある人、海外の人にも見てもらい、その人たちの目に留まり、つながりをつくれたら、いろんな事業につながり、枕崎をもっと盛り上げられるんじゃないかというふうに意見があったところです。

そういったところも踏まえまして、今回、様々なPRの質問をさせていただいているところなんですけれども、こういった取組についても、冒頭の質問のときにも申し上げましたが、繰り返し、重層的な取組が必要だと思います。なので、インフルエンサーの取組にしてもですね、そういった情報発信を複層的に、継続的に行っていただきたいというふうに考えているところです。

次の質問に入ります。

次の質問が、これもまた高校生の意見でございました。高校生のほうから、鹿児島ユナイテッドFCの試合を見に行くことが多いと。スタジアム内には、喜入の町をPRしているブースがあり、そこで喜入のいいところっていうのを感じて、実際に喜入を訪れたこともありますと。そのサッカースタジアム自体は、白波スタジアムということで、枕崎の企業がスポンサーということなんで、枕崎市もそこでPRさせてもらえれば、枕崎の魅力を感じた、特に若い方々が、枕崎へも足を運ぶ機会にもなると。そして、訪れる人も多くなるんじゃないかと、そういった質問がありました。

それを踏まえまして、質問の中にもありますとおり、地元酒造会社の冠をいただく競技場において行われるイベントにおいて、積極的に枕崎の出展ブースを設けるといようなことは検討可能でしょうか。

○鮫島寿水文産商工課長 令和元年度に、白波スタジアムであったサッカーのJ3の鹿児島ユナイテッドの公式試合の際に、会場の外に開設されました物販・PRブースに、枕崎市観光協会が出展しております。

本市の幾つかの特産品を販売し、一定の成果はあった、会場に足を運んでいただいた方へのPRにはなったと思いますが、物販ニーズがあまりなく、売上げが伸びず、継続して出展ができなかった要因と捉えています。

かつおぶしを使った茶節の提供や、かつおぶしの削りパックの無料配布について主催者側と協議、調整を行いました。会場内での試食、配布物については制約があり、実現に至らず効果的なPRができなかったと思っております。

また、平和リース球場、県立鴨池野球場ですが、ここで毎年春に行われますプロ野球の公式戦におきましても、本市のかつおぶしの関係団体がスポンサーとなり、試合を盛り上げております。

以前は、この機会におきましても枕崎の物販、食の提供もあったところですが、先ほど申し上げましたサッカーイベントと同様に、この野球のイベントでも思うように売上げが伸びず、物販については撤退したと伺っております。

国体などで、スタジアムが会場となる場合は、地域の特産品販売も効果的と思っております。日常的に開催されるプロスポーツのリーグ戦会場での特産品販売についてはなかなか難しいのかなと思っておりますが、多様なPR活動を行って、様々な分野の方に枕崎の情報を訴求、枕崎の応援者を増やしていくということはとても重要と考えておりますので、引き続き、SNSでの情報発信と併せまして、スポーツイベントや、その他のイベント会場において、対面での効果的なPR活動、物販方法についても工夫・研究しながら、観光協会や関係の団体、事業所の皆様とも連携しながら、お尋ねのこういったスポーツイベント等への出展につきましても、検討して取り組んでまいりたいと思っております。

○11番橋口洋一議員 高校生自身ですね、なかなかそういう枕崎のPRをしている場に出会うことないよということで、もっと若者の足を運ぶ場所に出ていってもらいたいなという、そういう希望がありましたので、ここで質問させていただいたところになります。

積極的にですね、検討していただいて、よりよい物販活動というか、出展につながるよう努力をいただきたいと思えます。

次にですね、この若者に響くような枕崎のPR活動というのを先ほど申し上げたところなんですけど、それを実践する場合、若者の目線を理解しつつ、その中でも予算というものはありますよと、そういったものも理解した上で考えることのできる若手の市の職員であるとか、事業委託先の職員等の考える若手の考えるプランというのを積極的に採用することが、若者に響くものというふうに考えるところもありますが、そのようなPRの取組というのは考えられていないところでしょうか。

○**鮫島寿文水産商工課長** 本市では、令和2年度から枕崎ブランド発信事業により、かつおぶしや緑茶をはじめとした農水産加工品や焼酎などの地場産品を、枕崎ブランドとして国内及び海外において発信し、販路開拓を促進することによりまして、本市及び地場産品の認知度・イメージ向上を図る取組を行ってきております。

お尋ねの若手職員の考えの積極的な採用ということにつきましては、「枕崎の、ていねい・本物。」枕崎ブランド価値向上PR事業におきまして、「丁寧な暮らしには、心地よい音がある」をキャッチフレーズにした特産品PR動画「枕JAZZ」の制作について、本市特産品の魅力をSNS等で全国に発信しました。PR動画制作につきましては、民間事業者に業務委託し制作しましたが、本市の20代職員が携わり、本人も動画に出演し、精力的にPR活動を行い、2022年全国広報コンクールの映像部門特選・総務大臣賞と、地域プロモーションアワード2022ふるさと動画大賞で大賞を受賞いたしました。

枕崎の魅力PR事業においては、本市のイベント情報などにつきまして、様々な広報媒体による発信業務等を行っておりますが、この業務につきましても20代、30代の職員があたっております。民間事業者からの提案を受けて、取捨選択し、多様な媒体を通じ、市内外に情報発信を行っております。若者の感性や民間の知見も得ながら、枕崎ブランドの発信やその魅力を伝えることを推進しております。

事業委託先社員等のプランを積極的に採用ということにつきましては、令和4年度に実施しました特産品価値向上拡大事業におきましては、国内大手の航空事業者グループの地域活性化の取組として提案がありまして、東京都世田谷区にある高級スーパー成城石井本店の隣接スペースを利用してPR・地場産品販売を行いました。11月と12月の2か月間にわたりまして、航空会社の顧客及び会員層への情報発信や、店舗近隣の世田谷区住民、世帯年収の高い層の方々へ、効果的なアプローチができたと思っております。

今年度も、先ほど来申し上げております東京の北青山でのプレミアムマーケットにおきましても、初めての本格的な取組として、企画の段階から、地元酒造メーカーのノウハウやコンサルティング企業、先ほど答弁申し上げました国内大手のアパレルメーカーの提案を取り入れたブランドコンセプトやイベント空間等のビジュアル作成を行い、洗練されたPRができたと思っております。また、イベント広報のため、食の広報PRを得意とする企業に、メディア、テレビ、ラジオ、インターネットメディアを含めた、そういった対応を委託し、メディア露出による認知度アップを図りました。

今後も、若手職員の意見も取り入れ、民間の知見やノウハウも活用しながら、創意工夫し、枕崎のPR、価値向上に資する取組を展開してまいりたいと考えております。

○**11番橋口洋一議員** 様々な知見を利用して情報発信をされるということで、よろしくお願いたします。

従来の踏襲であればですね、なかなか結果というのはある程度見えているので、そこをまた一歩踏み出すっていうふうにならないところですが、若い人、その外部の人、そういったところの力をフルに活用してですね、独創性のある取組を続けていただきたいというふうに考えます。

続きまして、学校の再編・統廃合についてに移ります。

こちらのほうは、以前も質問させていただいたところだったんですけども、再編・統廃合のもととなる、平成24年枕崎市望ましい学校づくり審議会の基本方針について、一般質問において学級単位数の不整合があるんじゃないかということ指摘したところではありますが、その後ですね、昨年実施したアンケートもございました。それを踏まえて一定の方向性を示した説明を加えたところですね、整合性の取れた方針も見えるような、そういった答申を出すべきではないかというふうに考えておるところがありますけれども、その点について考えをお示しください。

○**高山京彦教育総務課長** 令和6年11月に、本市の子供たちにとってより望ましい教育環境を

整備するため、市内の小中学校に通学する児童生徒の保護者及び幼稚園・保育園・認定こども園に通園する園児の保護者を対象に、中学校の再編・統廃合について、現在、現段階でどのような考えを持っているか実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。

結果につきましては、ホームページに各中学校区別に集約した結果と保護者からの意見集約したものを公表しておりますけども、市内4中学校区全体の集計結果としましては、「今すぐ再編・統廃合に移行」が34%、「しばらく現状のまま」が57%、「再編・統廃合すべきでない」が9%という結果になりました。

「しばらく現状のまま」と「再編・統廃合すべきでない」の合計が66%と回答者全体の約3分の2を占めたこと、及び令和4年度の別府中学校並びに令和6年度の桜山中学校を対象にした望ましい学校づくり審議会の答申内容を踏まえ、令和7年度施政方針で市長が申しあげましたように、令和9年度に市全体による審議会を開催する予定でおります。

しかしながら、市長と語る会における市民の方からの意見や現状を踏まえた中で、望ましい学校づくり基本方針にとられることなく、柔軟に対応するという観点からも、1年前倒して令和8年度に審議会を開催できないか検討しているところでございます。

○11番橋口洋一議員 令和9年と思っていたところがですね、令和8年に実施を検討というところで、非常に良いところなんじゃないかなというふうに思います。

先ほどの質問の後段部分で、アンケートを踏まえたところで説明を加えた答申もしくは答申に至らなくても、その統廃合の考えを示すというようなそういうようなものを公表するとか、そういった取組っているのは考えられていないところでしょうか。

○高山京彦教育総務課長 現在、そういった公表的なものは考えてはございません。

今議員が言われる基本方針の指摘の件については、私たちも承知しているところではございます。先ほど答弁にありましたけれども、この基本方針にとられることなく、実情に合わせて、柔軟に対応していこうという考えでおります。

その基本方針の指摘につきましては、また次回開催される審議会の中でもお伝えしていきたいと考えておりますし、また委員の皆様にも新たなものをつくっていくのか、その必要性も含め意見は聞いていきたいと思っております。

○11番橋口洋一議員 ありがとうございます。1年前倒しになったところの話合いの中ですね、市民に分かりやすいようなその方針が示されて、それをもとに市民が判断できるように、何かしら方針をつくっていただければと思います。

高校生のほうの意見からもですね、今後の人口の移り変わりを見据えたところで、市民の意見を聞きながら、必要なら学校の再編などを検討してほしいなという意見がありました。

そのときに学校の跡地なんかについてもですね、いろいろ活用方法を検討してほしいというふうにはありましたが、今のところのこの件に対する現状というのはどのようになっているところでしょうか。

○高山京彦教育総務課長 今お尋ねの件は空き教室のことになると思っておりますけども、空き教室につきましては、これまで児童生徒数は年々減少傾向にあるものの、学級数につきましては横ばい状態でございます。これは、特別支援学級数が増加していることが一因にあり、現有する空き教室が使用されることとなります。

そのほかにも、クラスの人数を少なくして教室を分けて、一人一人の児童生徒にきめ細やかな指導を行う少人数学習のための教室としての活用や学年室・更衣室などへの転換、また、老朽化の著しい屋外トイレは撤去しまして、空き教室を改修して校舎内にトイレの整備を図っている現状であります。

○11番橋口洋一議員 今現在の状況で、そういう空き教室等の取扱いについては、今の説明で分かりました。

次の質問に入ります。先般の一般質問の際に、4つの中学校を統合するということになると、南薩一のマンモス校になる、400人を超える学校になると、そういうふうになると、教職員数の激減、そして、児童生徒に対する対応にも非常に苦慮するという答弁がありました。

そういった中で、1つにこだわるところではなく、地域別に立神と桜山とか、枕崎と別府というような中規模の再編のシナリオ、そういったものってというのは、今のところ想定をされる場所がないのか、お伺いします。

○高山京彦教育総務課長 先ほどの答弁と重複することとなりますけども、昨年度の市全体による保護者へのアンケート調査の結果、あと令和4年度の別府中学校並びに令和6年度の桜山中学校の望ましい学校づくりの審議会の答申内容を踏まえまして、令和9年度、あるいは1年前倒ししまして、令和8年度に市全体による審議会を開催する計画でございます。

審議会の中では、委員から忌憚のない意見をいただき、協議し、方向性を決定していくこととなります。

その協議の中の一つとして議員がおっしゃいますけども、再編・統廃合のパターンにつきましても協議していくこととなりますけども、これにつきましてはいろいろな選択肢が考えられます。

審議会の中では子供たちにとってよりよい環境を多角的な視点から丁寧に深く議論された上で、審議会からの答申がされるものと考えております。

○11番橋口洋一議員 令和8年度の審議会というところを待ったところで、いろんなことが決まりますよというような内容ではなかったかと思えます。その中でですね、有効な現有の校舎等の活用等も一緒に考えていただきたいというふうに思うところです。

先ほど高校生の意見の中にも、学校の跡地などについても、合併したときにですね、使われなくなる校舎、そういったところも宿泊施設とか、旅行者向けの体験型の教室など、そういったものの有効な活用法を検討してほしいというふうな話がありました。

以前質問したときにはですね、長寿命化という、この先長い年月にわたって効果を発せられるものについては、その統廃合を含めた議論というのを深める必要があるんじゃないかなと思うので、長寿命化する建物はどれにするかと考えていくことが必要んじゃないかということをお願いしたところなんです。

現在は予防的措置を行っている段階で、長寿命化については、この先の話というふうなお伺いはしているところなんですけれども、今、高校生の質問等を踏まえたところで、長寿命化というのは、校舎の長寿命化、そしてその活用、将来的な地域のコミュニティースペース等をですね、地域のにぎわいを絶やさないためのものとして、必要最低限の取組であるのかなというふうに考えもちょっと訂正してきたところです。

そういったところで、現在、建物自体がですね、将来的に何かしらの箱物として使用可能な状態になるよう考えて維持管理するという、そういう方向性は今考えられているところでしょうか。

○高山京彦教育総務課長 議員のほうから、長寿命化計画のことについてお尋ねもありましたけども、評価する校舎が有する機能、あと状態の健全さを示す指標が健全度となりますけども、経過年数が健全度に影響するということから、改修等を行う建物は老朽化状況と施設重要度の視点から順次行うことを基本として長寿命化計画を令和6年度に見直しているところではございます。

各小中学校の校舎につきましては、平成6年完成の立神中学校以外はほとんどが昭和40年代から50年代前半の建築年となっております。

学校は日頃、児童生徒が利用している施設でありまして、避難所にも指定されていることから、平成20年度から平成23年度にかけて全ての学校において、体育館を含む校舎の耐震診断を実施しております。

その中で、耐震性がないという結果の校舎につきましては、平成21年度から、順次、校舎の躯体部分の耐震補強工事を行って完了しているところでございます。

外壁や窓などの非構造部材の耐震対策につきましては、一部では完了していない校舎もありますけれども、今後も整備を進めていくこととなります。

また、学校施設長寿命化計画において、先ほど申しましたけれども、劣化状況による健全度が低い校舎、あと耐用年数が過ぎて老朽化が著しい校舎などにつきましては、これまで屋根防水改修や外壁補修工事など、安全性、耐用性を確保・維持する改修工事を実施して長寿命化を図っているところではございます。

○11番橋口洋一議員 人口減少の中、中学校の統合というのは避けて通れないところかなというふうに考えているところはあります。

様々な公共財の維持活用についてはですね、人口減少になった後を広く見据えたところですね、よく考えて対応していただきたいというふうに考えるところです。

こういった合併等というのは、単に人数合わせではなくて、学校教育、基本的な考え方としては、地域の要望等も大きく関わってくることとなると思います。

賢く、小さくなるに当たっては、こうあらねばならないという、そういった固定観念っていうのはなくしたところで、フリーの考えですね、いろいろな可能性を多方面から考えなくてはならない、今そういう状況にあるんじゃないかなというふうに考えております。

今、小学校、中学校、主に中学校の統廃合についてお話をお伺いしたところだったんですけども、市政という所掌範囲の中からは、外れてしまうことになるのではないかなというふうにも思うところがあるんですけども、教育施設というふうに考えますと、予断を持たず、幅広く検討するならば、枕崎高校についても様々考えることが必要んじゃないかなというふうに思うところもあります。

そういったところですね、枕崎高校を含めたところで、本市の教育を考えるというふうなところというのは、非常に大事なところかなあと。できるできないというのはいろいろあるとは思いますが、枕崎高校の運営主体を市のほうに移管するとか、そういったところで、市のほうですね、より柔軟で地域に密着した教育環境を目指す、そういった取組もあっていいんじゃないかなと思いますけれども、小学校、中学校、高校含めたところの取組というのはちょっと考えられないところでしょうか。

○前田祝成市長 今議員のほうから、枕崎高校の在り方含めてですね、本市の全体の学校の在り方ということで御質問かと思えます。

県立高校の運営主体につきましては、県の教育委員会です。

令和8年度中に県のほうも今、県立高校の将来ビジョンを策定する、そういう方針も示されてございますので、高校についてはしっかりと推移を見守りたいというふうに考えているところです。

議員からございました、やはり小中高、公教育の在り方については、地域にとって非常に重要な問題でありますし、観点からですね、いろいろ考えていけないというふうに思います。

小中学校についてはですね、在り方をできるだけ早く方向性を示したいということもございしますので、そのあたりについてはですね、全体的に公教育の在り方、学校教育の在り方ということについてはですね、前向きに様々、可能性を探っていければというふうに考えているところです。

○11番橋口洋一議員 今、私が申し上げたような県立高校の移管とかですね、そういったものは今、高校の中でも議論が再編等についてですね、県立高校としての状況をどうするかという議論が進んでいるっていうのは承知しておりますので、そういった考え方もあっていいんじゃないかなというところですね、今回お話をさせていただいたところです。

県下でそのような取組をなされているところもありますし、制度もないところです。

仮に実現したとしてもですね、この人口減少化に新たな公共財を取得してどうするのかと、人

材をどうするのかとか、予算をどうするのかとか、様々なことが考えられると思います。問題は、多々あると思います。

ですけれども、教育行政というのをですね、全体的に考えたところでデザインするという観点ではですね、市の当局のほうにも持って行っていただきたいというふうに考えているところです。

小中高、どれについても枕崎に存在する重要な拠点という考え方を根底に持ったところで、今、考えられている学校の統廃合についても進めていただきたいというふうに考えております。

今回はですね、できるだけ早急に中学校等の統合関係を進めていただきたいということでお話をしたところ、前向きな回答がございましたので、それを期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○眞茅弘美議長 以上で、橋口洋一議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午後1時10分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、水野正子議員。

[水野正子議員 登壇]

○5番水野正子議員 お昼1番の質問者となりました。しばらくお付き合いのほど、よろしくお願いたします。

市長、執行部の皆様、日頃から市民生活の向上と市政発展への多大なる御尽力に心より敬意を表します。

12月を迎え、皆様におかれましても大変お忙しいことと存じます。特にこの時期、子育て世代の皆様は、仕事や家庭の多忙さが増す中で、喜びとともに多くの負担や不安を抱えておられます。

本日は、市政における最重要課題の一つとして、子育て支援について市民の皆様の声に耳を傾け、質問させていただきます。

子育て支援の必要性は、少子高齢化の進行と、それに起因する年金・医療・介護制度の行き詰まりから、近年、大きく取り沙汰されるようになりました。今の親御さんは決して努力を怠っているわけではありませんが、昔と比較して、親御さんが社会的に非常に孤立した状況に置かれているという指摘があります。

この現状を踏まえ、子供たちが健やかに成長できる環境と、親御さんが安心して子育てできる持続可能な支援体制について質問してまいります。

9月、10月の運動会シーズンを通じ、市民の皆様と交流する中で、子育て支援に関する話題となりました。特に近隣自治体である南さつま市と比較して、本市の子育て支援策について、内容がほぼ同等であるとの認識が市民間で広がりつつあるとの声を耳にしております。本市が選ばれる町となるためには、支援の質と独自性を改めて検証する必要があると考えます。

子育て支援に対する本市の考えをお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 こども・子育て支援につきましては、市民が安心して子供を産み育てやすい環境を守り続けるための整備を進めるとともに、子供の健やかな成長を図るため、必要とされる様々な子育て支援の充実に取り組んでいくこととしております。

市役所の組織機構においては、今年度から健康課を健康・こども課と改め、子育てサポート係を新設し、児童福祉に関する業務について強化を図っております。それにより、母子保健業務担当でもある健康増進係との連携の強化が図られ、健康・こども課において、母子保健、児童福祉

及び子育て支援に一体的に取り組む組織体制がつくられています。

また、具体的な支援策につきましては、第3期枕崎市こども・子育て支援事業計画を基に、妊娠期から子育て期まで、それぞれのステージに合わせた切れ目のない支援を行うことで、若い世代が安心して子供を産み育てられる環境づくりに取り組んでいくこととしております。

○5番水野正子議員 本市で行っている産後ケア事業について質問いたします。

核家族や地域のつながり等によって、妊婦や保護者の不安や負担感が大きくなっています。このため、妊娠期から子育てにわたる切れ目のない支援を行うための事業を実施し、子育て世帯に安心感を持ってもらうことが重要だと考えます。保育所に入所するまで、母親が孤立や不安を感じない施策が求められています。

事業については、訪問事業、日帰り事業、宿泊事業等、様々な事業を実施している自治体がございます。我が市における産後ケアは、令和7年4月から5日間が無料となりました。

そこで、令和4年度から6年度までの3年間の利用者、令和7年4月から10月までの7か月の利用者数をお聞かせください。

○森智賀健康・こども課参事 産後ケア事業は、実施主体である市町村が、分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所等または対象者の居宅において助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする事業です。

利用形態としては、宿泊型と日帰り型があり、令和6年度から訪問型も開始しました。利用期間はそれぞれ7日間となっています。

主に鹿児島市内の産科医療機関や助産院と委託契約を結び、本市の産婦に利用していただいております。

ケアの内容は、母体ケア及び乳児ケアの実施を図るとともに、育児に関する指導、メンタルケアなどを行っています。

今年度から5日までは利用者の自己負担額を無料とし、6日以降は利用施設ごとに設定された料金を、課税世帯は3割、非課税世帯は1割負担していただくことになっております。生活保護世帯につきましては、自己負担はありません。

利用状況ですが、令和4年度は宿泊型1名、5日、日帰り型3名、5日、令和5年度は宿泊型1名、2日、日帰り型4名、11日、令和6年度は宿泊型2名、11日、日帰り型2名、4日となっています。訪問型の利用はありませんでした。

今年度4月から10月までの産後ケア事業の利用状況を申し上げます。宿泊型6名、18日、日帰り型6名、17日、訪問型1名、1日となっており、2日から3日の利用が多いところです。

○5番水野正子議員 産後ケアの所得制限撤廃という無料化という方針は、経済的な状況にかかわらず全ての母親が心身を休め、安心して育児をスタートできる環境を整備すると本市の子育て支援における決意の表れであり、心から評価いたします。

5日間無料となり、また、訪問のほうも利用があったということは、とてもうれしく思います。

厚生労働省により、産後ケアは、母子健康法に位置づけられ、市町村は実施について努力義務とされました。

産後鬱病になる方が増加傾向にあるとの報道もあり、出産女性の10%から20%に発症すると言われ、発病時期は、出産の1週間から2週間以降に発症し、期間は数か月、またときに1年ぐらいいまで及ぶことがあります。

これはマタニティーブルーと異なるもので、病気として捉えなければならないものです。

出産後1か月前後は、最もお母さんの育児不安が強い時期である中、育児が困難な状況が心にさらに影響を与えるそうです。

そこで、本市における産後鬱への対策についてお考えをお伺いいたします。

○森智賀健康・こども課参事 産後鬱病は、およそ10人に1人に生じており、気分の落ち込みや楽しみの喪失、自責感や自己評価の低下などを訴え、産後3か月以内に発症することが多いと言われています。産婦の自殺や虐待などとの関連も想定されており、そのサインとしても重要と考えられています。

産後鬱病と同じように、出産後に気分の落ち込みが起こるものにマタニティーブルーがありますが、マタニティーブルーが通常は一、二週間で収まるのに対し、産後鬱病の場合は、症状が2週間以上持続します。

発症の背景要因として、鬱病の既往のほか、パートナーからのサポート不足など、育児環境要因による影響も大きいとされています。出産前に不安や鬱の問題が起こっている場合も少なくないため、妊娠中からケアを行う必要があります。

現在、産後鬱病の早期発見と支援のため、産婦健康診査事業の中で、EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を用いたスクリーニングを行っております。EPDSの点数により、継続支援群と専門医受診群に区分し、家庭訪問の継続や専門医への受診勧奨等のフォローを行っています。

また、EPDSの点数だけではなく、同時に、赤ちゃんへの気持ち質問票を用いて、産婦の育児負担や赤ちゃんへの気持ちを評価し、否定的な気持ちや虐待の危険性の有無をチェックしたり、妊娠期間中の面談や、乳児家庭全戸訪問等での状況を把握し、継続的な支援を行っています。

今後も、産後に悩みを抱える家庭に対して、産後ケア事業をはじめとする母子保健サービスを充実させ、関係機関との連携を図りながら、包括的な支援を行ってまいります。

○5番水野正子議員 スクリーニングで早期発見し、重症化を防ぎ、早期対応することがとても大切だと思います。今後も継続的なフォローアップは欠かせない取組であると認識しております。

続きまして、産後における父親の育児、家事への参画は、現代の子育てにおいて極めて重要です。これは母親の心身の回復を助けるだけではなく、子供の健全な発達、そして家族全体の幸福度を高める上で不可欠な要素です。

育児は母親の役割という根強い性別、役割、分業意識が夫婦間や社会全体に残っていると見受けられます。今後、父親育児スキルの向上のためのプログラムなどを取り組むことが重要と考えます。こちらはですね、静岡県の富士宮市で制作されているミヤパパブックという冊子なんですけど、このようにちょっと見やすく、中も分かりやすいんですけど、このミヤパパブックを作成し、父性の構築と持続可能な家族形成を目指し、男性の主体的かつ計画的な育児参画を支援するために作成された戦略的な啓発資料があります。

これは単なる育児情報の羅列ではなく、マタニティ期から新生児期にかけて家族が直面するであろう生理学的、心理的な変化、そして、生活構造の変革を予言、父親が取るべき具体的な行動を示しています。

1 科学的理解に基づくサポート体制の構築、2 育児参画への戦略的ロードマップ、3 新生児期の生活シミュレーションとリスクマネジメント。ミヤパパブックは、父親となる皆様が子育てという人生の宝物を最大限に享受し、仕事と家庭のウェルビーイングを両立するための羅針盤です。

子育ては母親だけのものではないという意識改革を本市としても強く打ち出し、父親の主体的な育児参画を支援することが結果として、母親の孤立を防ぎ、子供たちが健やかに育つ持続可能な家庭環境につながると考えます。

本市では、今後、ガイドブックの作成を計画していけないか、お聞かせください。

○森智賀健康・こども課参事 御質問の父親向けの育児ガイドブックにつきましては、現在、冊子等としての作成は行っておりません。従来の育児情報については、初妊婦とその御家族向けの講座、はじめてのBaby come（べびかむ）教室や乳幼児健診での配付資料の中に、父親の役割に関する内容を含める形で提供してまいりました。

近年、べびかむ教室やふれあい子育てサロン、乳児健診におきまして、父親の参加率が高くなっております。これは、父親の育児への関心と積極的な参加意欲の高まりを明確に示しているものと認識しております。

現状、紙媒体での情報提供は、多忙な父親の皆さんにとって、持ち運びや自宅での保管が負担となり、必要なときにすぐに見てもらいにくいという課題があります。こうした背景を踏まえ、育児に積極的に取り組む父親の皆さんに対して、より特化し、役立つ情報を体系的に提供することは重要であると感じております。

つきましては、冊子形式に限定せず、スマートフォンやタブレットで閲覧可能なデジタルブックやウェブコンテンツなどの手法を活用し、場所を選ばず、いつでもどこでも気軽に御覧いただけるようにし、アクセスしやすく、必要な情報に素早くたどりつけるような、父親向けの新たな情報提供ツールの作成を積極的に検討してまいりたいと考えております。

○5番水野正子議員 このガイドブックは、妊娠届出時に全ての父親に配付することで、育児への早期の意識改革と計画的な準備を促すことができますので、冊子に限定はしないとしても、ホームページでの掲載など要望しておきます。

執行部におかれましては、本市独自で実施されているおむつ給付事業が、子育て世帯に大変ありがたい支援となっていると認識しております。

この意義深い事業を市の子育て支援の重要な柱として、今後も継続させていくべきだと考えます。

続きまして、枕崎市では、妊娠初期と妊娠8か月頃の2回に分けて、給付金が支給され、妊婦の経済的な負担を軽減しています。

本事業が流産・死産の場合においても給付対象とする手厚さは評価できますが、特に経済的、精神的負担が大きい多胎妊娠の妊婦への対応をさらに強化すべきです。

現在、多胎妊娠の場合、2回目の給付金は、子供の人数に応じて増額されますが、妊娠8か月という支給時期では、多胎児特有の早期の入院や、安静の必要性といった経済的・身体的な負担に間に合わない懸念があります。

そこで提案いたします。多胎妊娠と判明した妊婦に対しては、2回目の給付金の一部を前倒しで支給するなど、ハイリスク妊婦への給付時期の柔軟化を検討すべきではないでしょうか、お聞かせください。

○森智賀健康・こども課参事 妊婦のための支援給付金交付事業は、妊産婦への伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する国の新しい仕組みにおける経済的支援の部分を指します。これは、全ての妊婦と子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から切れ目なくサポートするために創設されました。

この支援給付金は、2025年4月1日から、子ども・子育て支援法に基づく制度として本格的に施行されたものです。以前の出産・子育て応援交付金事業を、法律に基づいた制度として引き継いでいます。

妊娠期から出産・子育てまで、身近な相談支援、伴走型相談支援を受けられるようにし、相談支援と連携した経済的支援を行うことで、妊娠・出産の心身の負担を軽減し、必要なサービス利用を促すことを目的としています。

給付金は原則として2回に分けて支給されます。総額は、妊婦1人当たりと、妊娠した胎児の数に応じて決まります。

1回目は、妊娠の届出時などに面談を受け、妊婦であることが確認できた際に5万円支給されます。

2回目は、胎児数が確定した際に胎児1人当たり5万円が支給されます。医療機関で胎児心拍が確認できた妊娠であり、流産・死産となった場合でも対象となります。2回目の支給の時期は、

出産予定日から8週間前の日を起算日とするとされています。

本市においても、国が示すとおり、1回目の支給は妊娠届出時に申請書をお渡ししています。2回目の支給は出産予定日8週間前を目安に対象者へ申請書とアンケートを送付し、書類の返送をお願いしています。妊娠届出時アンケートの回答内容により、面接等を希望する方や、妊婦自身の状況等から支援が必要と判断した方には面談を行っています。

出産予定日8週間前つまり妊娠8か月頃は、出産間近で産後のことを考え始める時期、かつ、働いている妊婦が産前休暇に入り面談の時間を比較的取りやすい時期となります。母子健康手帳交付時にも妊婦には説明していることですが、妊娠8か月頃に改めて出産準備や産後の生活について説明するとともに、産後ケア事業等のサービスの情報提供と利用促進を行うことができます。

多胎妊娠の場合、切迫早産のリスクが高く、妊娠中期から自宅安静や入院が必要になるケースが多いため、そのための経済的な備えや早期の準備資金が必要になります。また、お腹が大きくなるのが早いなど、単胎妊娠よりも身体的な負担が大きくなります。ベビー用品の準備費用が高額になり、準備を早める必要が生じますし、早産や計画分娩となることが多いため、予定日より早い時期に出産を迎えることが一般的です。

そういったことから2回目の支給について、多胎妊娠の場合は、出産予定日の8週間前からのという規定をもっと早くにすべきではないかという意見が全国的にもあるようです。

本市では、これまで多胎妊娠のケースはないところですが、多胎妊娠やその他のリスクが考えられる妊婦への支給時期につきましては、対象者の状況に合わせて柔軟な対応は可能と考えております。

○5番水野正子議員 全国でもこのような声が上がっているということですが、対象者に合わせて柔軟な対応をしてくださるという前向きな答弁をいただきました。

続きまして、子育て支援について、南さつま市では実施されていますが、本市ではされていないものがあります。

南さつま市が独自に実施している南さつま市養育費保証支援給付金は、養育費の取決めを公正証書等で交わし、その保証契約を締結した親に対し、その保証料の一部を助成する事業です。

この制度は、子供の健やかな成長のために不可欠な養育費の確実な履行を支援し、ひとり親家庭の経済的な安定を図ることを目的としています。

少子化対策と全ての親を包み込む支援を推進する上で、ひとり親家庭の経済的安定は不可欠な問題です。特に、養育費の不払いは、子供の貧困と母親または父親の精神的・経済的な重圧の大きな原因となっております。

南さつま市では、養育費保証支援給付金を独自に導入し、養育費の保証契約に係る費用を助成することで、養育費の確実な履行とひとり親家庭の安心を担保しています。

この先進的な取組は、市の財政負担を抑えつつ、ひとり親家庭の将来的な生活不安を大きく解消し、子供の福祉を向上させる費用対効果の高い支援策であると確信しております。

そこで、本市においても、南さつま市の事例を参考に、養育費の保証契約に要する費用の一部を助成する制度を速やかに導入することを強く提案いたします。

そこで、養育費の不払いリスクがひとり親家庭の生活再建に与える影響について、執行部はどのように認識されているか、御見解を伺います。

○鮫島眞一健康・こども課長 ひとり親家庭における養育費の不払いの状況については、厚生労働省が行っている全国ひとり親世帯調査の調査結果等により、状況の把握を行っています。令和3年の調査結果によると、離婚によるひとり親世帯の養育費の受領率は、母子世帯で28.1%、父子世帯では8.7%と低く、受領率を高めることが求められています。

養育費は、ひとり親家庭にとって重要な生活基盤を支える収入源ですが、養育費の不払いは、ひとり親家庭の生活再建に深刻な悪影響を及ぼし、経済的困窮の主要な原因の一つとなっ

ていると認識しています。また、養育費の不払いによる精神的負担の増大や子供の貧困、教育格差にも直結する問題でもあり、社会全体で取り組む必要のある課題であると考えています。

○5番水野正子議員 状況の把握をしていることを確認できました。

養育費の確実な履行のためには、公正証書などの法的な強制力を持つ文書による取決めが前提となります。給付金制度の導入と並行して、離婚前の段階から市民に対し、公証役場での公正証書作成を促すための啓発活動や、相談支援を強化すべきだと考えますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

○鮫島眞一健康・こども課長 子供の成長・未来のために、養育費が当然に支払われる社会の実現を目指すことはとても重要なことと考えます。

公正証書作成につきましては、協議離婚の際に、財産分与や養育費の支払いなど夫婦間の離婚条件に関する合意内容について、公証人が公証役場において、当事者双方の確認の下に公正証書を作成することで、強い証拠力による夫婦間の将来的な紛争を防ぐとともに、強制執行力を伴うため合意内容の確実な履行の担保につながることであります。このことから、協議離婚の際に公正証書を作成することで、養育費の支払いの履行につながることであります。

ひとり親家庭の養育費確保に関する情報提供につきましては、市のホームページにおいて、養育費の意義や支払いの確保の手続等に関する詳しい内容を掲載している国等のホームページを案内し、市民に周知を図ってまいります。

また、相談支援につきましては、市に相談等が寄せられた際は、県のひとり親家庭等就業・自立支援センターなど、相談員や専門家を配置している機関を紹介する体制を取っています。相談支援が切れ目なくつながるよう、引き続き行ってまいります。

○5番水野正子議員 養育費の保証支援は、未来を担う子供たちへの継続的な経済的支援を市が間接的に担保するものです。

この提案を通じて、枕崎市が真にひとり親が安心して生活再建できる町となるよう、前向きな検討をお願い申し上げます。

続きまして、ふるさと納税について質問してまいります。

少し長くなりますが、朝日新聞の記事に紹介されていたんですが、それを少し紹介したいと思います。

特定返礼品への過度な依存リスクと財源確保の緊急性として、特定返礼品の消失による危機ですが、苫小牧市では、主要な返礼品であった王子ネピアの紙類、ピーク時8割だったんですが、こちらが撤退によりほぼ消滅し、寄附受入額が2023年度の18億円から翌々年には3億円まで激減するという厳しい試算が示されました。

財源確保の必要性としては、多くの自治体で人口、税収が減る中、ふるさと納税は工夫次第で収入を増やせる貴重な手段であり、駅前再開発など、既存事業や大型事業の継続に必要な財源として位置づけられてると、金沢市長は発言されております。

寄附獲得のための戦略的・競争的な手法では、訳あり品として写真の活用をし、湧別町は、大きさがふぞろいの冷凍ホタテ貝柱を訳あり品として割安で投入し、サイトの写真を民間業者の協力を仰いで見栄えのいいものに変えたことで、短期間で寄附額を大幅に伸ばしました。

高額返礼品とサイト戦略としては、北見市では不動産は禁じられているんですが、役務の提供としての別荘取得支援や、純金の置物が高所得者に注目され、サイトでの検索順位の上位表示を通じて大きな効果を生みました。

国の制度改正への対応と付加価値の追求では、付加価値50%ルールの厳格化がされ返礼品は地元での付加価値が50%を超えることが、より厳格に求められる制度改正があります。北見市の事例のように、仕入価格の相場によっては市外からの仕入れ額が50%を上回り、出品できなくなるリスクが生じています。

競争の継続では、制度改正や競争が続く中でも、自治体は地域の魅力をいかに寄附受入れにつなげるかという視点のもと、次なるアイデアを出し合う競争に終わりはないと結ばれていました。

全国のふるさと納税市場は、国の制度改正に常に左右されており、その動向を詳細に分析し、迅速に対応することが、本市の貴重な財源確保に不可欠です。

特に、今年10月から仲介サイトでのポイント付与廃止は、寄附行動に大きな影響を与えたと認識しております。記事にも、9月には駆け込み寄附の急増が見込まれていたとの記述がありました。

この制度改正が本市の寄附額に与えた影響を正確に把握し、今後の戦略立案を生かすための質問をまいります。

ポイント制度廃止前後の寄附変動額と実績についてお聞きします。

寄附額の具体的な変動についてですが、仲介サイトでのポイント付与が廃止された10月を境に、本市のふるさと納税の受入れ額はどのように推移したのでしょうか。

前年同期比、9月の廃止直前の駆け込み月、10月の廃止直後の月を御答弁ください。

○籠原正二企画調整課長 本市の9月、10月の寄附実績につきまして、分かりやすく、全国の平均も併せて、動向も併せて答弁いたします。

今年の10月以降における、ふるさと納税の募集に係る国の制度変更によりまして、ポイント付与を行う仲介サイトを通じた寄附の受入れが禁止されました。その影響により、今年9月には、寄附者による駆け込み需要が顕著に見られたところです。

本市の寄附実績につきましては、9月が、金額で申し上げますと5億8,604万8,000円、前年同月の約6倍と大きく伸びております。その一方で、制度変更後の10月が4,346万1,000円で、前年同月の約4割程度となったところがございます。また、11月の寄附額につきましても、前年同月の4割程度というふうにとどまっている状況でございます。

この寄附額の変動につきましては、ある大手ポータルサイトにおける集計に見ますと、全国平均で9月は、前年同月の約4倍と伸びた一方で、10月は本市と同じように4割程度に落ち込んでいるというような結果となっております。多くの自治体で本市と同様の傾向にあるというふうに考えております。

○5番水野正子議員 全国では4倍だったところ、本市は6倍だったところは評価いたします。

変動の要因分析と今後の戦略ですが、9月は駆け込み需要により寄附額が大きく増加し、その反動で10月、11月の寄附額が減少したと推測されます。このような大きな変動を踏まえ、執行部としてどのような分析と対策を進めているのか御見解を伺います。

○籠原正二企画調整課長 ただいま質問者からございましたとおり、今回の寄附額の変動につきましては、制度変更の影響により9月の寄附額が大きく伸びた一方で、今後ですね、例年であれば、年末に集中していた寄附が、例年に比べますと減少することが想定されます。そのため、年末に向けて、各ポータルサイトでの広告を強化し、寄附者への情報発信を一層充実させていくというふうに考えております。

また、9月までに既に寄附をされた方につきましても、年末に御自身の収入が確定するという方もいらっしゃると思いますので、新たに寄附の余力が生じる場合もあると考えられます。こうした需要に対応するため、本市では1万円以下の比較的低額な寄附に対応した返礼品を返礼品協力事業者のほうに依頼いたしまして、ラインナップを拡充させております。これによりまして、寄附額の確保に努めてまいります。

○5番水野正子議員 低価格の返礼品も用意しているということを確認いたしました。

駆け込み需要の分析ですが、9月の寄附は本市、また全国的にどのような返礼品を求めたのかお聞かせください。

○籠原正二企画調整課長 まず本市におきましては、これまでと同様、牛肉、豚肉、カツオなど

が月替わりで届く定期便の返礼品や、かつおぶしなどの返礼品が多く選ばれている状況にあります。

また、大手ポータルサイトによる全国的な傾向といたしまして、肉、海産物、そして果物といった定番品に加えまして、米、トイレットペーパーなどの生活必需品が多く選ばれているとのございます。今後もこの傾向は続くと思われているということをございます。

本市といたしましては、引き続き、地域資源を生かした魅力ある返礼品ラインナップの充実や、効果的なPRに努め、寄附の獲得を図ってまいりたいと考えております。

○5番水野正子議員 地域資源を生かした返礼品の充実に今後も期待しております。

今後の戦略転換として、ポイント付与というインセンティブが消失した今、地域の魅力を高める本質的な事業、子育て支援、地域活性化等への財源投入をさらに明確にし、返礼品競争から使い道競争へと軸足を移すことが必要だと考えますが、そこはどのようにお考えでしょうか。

○籠原正二企画調整課長 まずポータルサイトにおきますポイント付与というインセンティブが廃止されましたが、ふるさと納税が寄附者にとって引き続き魅力的な制度であるということはこれは変わらないということをございます。以前、大手ポータルサイトが、ポイント禁止の影響について、寄附をされた経験のある方に対して行ったアンケートでは、約7割の方が制度を利用する意向は変わらないと回答しております。

本市としましては、引き続き寄附額の確保を図るため、ポータルサイト内での効果的な広告の実施、それと大都市で開催されるイベントへの参加を通じて、本市や返礼品の魅力を広くPRしていくという取組を今後も続けていきたいと考えております。

また、御質問にありました寄附金の使い道のアピールによる寄附額の確保につきましては、現在の取組といたしまして、本市では、ふるさと納税を受け付ける際に、ふるさと応援寄附条例に規定された6つの事業区分から一つを選択いただいて、寄附を受ける形となっております。寄附金を活用した事業についてはホームページなどで公表して、寄附者が返礼品の魅力だけでなく、寄附の意義を感じていただけるよう努めているところをございます。

さらに、より具体的に使い道を示して寄附額を確保する取組といたしましては、ポータルサイト内におきまして、特設ページを設け、個別の事業内容を具体的に示して寄附を募る、クラウドファンディング型の募集方法もございます。これまで台風災害への復旧支援などの募集などで活用しておりました。

今後、本市の活性化に資する取組につきましても、特設ページ設置に係る手数料などのコストを踏まえながら検討いたしまして、本市を応援したいという動機づけにつなげていきたいと考えております。

○5番水野正子議員 ホームページや市報での使い道の紹介は、今後も続けていただくよう要望しておきます。本市を応援したいという動機づけもとても大切だと考えております。

また、自治体がふるさと納税を募る際ですね、寄附した人に特典のポイントを付与する仲介サイトの利用を禁じる総務省の方針をめぐり、市区町村の賛否が割れています。総務省の狙いは自治体が仲介サイトに支払う手数料の抑制と言われているようですが、規制しても手数料減につながらないという懐疑的な声が目立つという記事もありました。

実際、本市は手数料減につながっているのか、お聞かせください。

○籠原正二企画調整課長 各ポータルサイトの手数料につきましては、寄附額に対して一定割合で設定されておりますが、制度変更によるポイント廃止後も、各ポータルサイトにおいて寄附額に対する基本的な手数料率はそのまま維持されております。ですので、現時点では手数料の軽減にはつながっていないといった状況にございます。

○5番水野正子議員 手数料の減につながっていないということは、経費としてなかなか下げられないということなのですね。経費の減につながっていないということが確認できました。

このたび、ふるさと納税制度において、4市町が募集適正基準違反により、総務省からの制度の対象外とされました。この事態は、全国の自治体に対し、ふるさと納税の運用に関する法令遵守の徹底と透明性の確保という極めて重要な課題を突きつけていると認識しています。

本市のふるさと納税事業において、寄附金に対する募集に要する費用、返礼品の調達費用、送料、広報費用、仲介サイトの手数料等が5割以下という厳格なルールが、現在、完全に遵守され、かつ定期的に内部で検証されているのかお聞かせください。

○籠原正二企画調整課長 本市のふるさと納税に係る募集費用につきましては、総務省が定める募集適正基準、つまり、募集に要する費用が寄附額の50%以内であることを確実に遵守いたしております。そして、国からふるさと納税の対象団体として指定されております。

返礼品の調達費用、発送費用、ポータルサイトへの掲載手数料などを含めた募集関連経費につきましては、寄附額に対する割合を常に確認し、基準を超過しないよう適正に管理しているところでございます。

また、寄附額に対する返礼品の割合が3割以下であること、そして地場産品であることにつきまして、協力事業者を指導いたしまして連携しながら返礼品を設定いたしまして、その設定した返礼品につきまして、国の承認を経てから登録しているという作業を行っております。登録後につきましても、事業者説明会や文書の送付などで全国の違反事例でございますとか、遵守事項を改めて共有いたしまして、適切な運用に努めているところでございます。

○5番水野正子議員 確実に遵守されていることを確認できました。

続きまして、令和8年からの制度改正について、本市への影響と対応についてお聞かせください。

○籠原正二企画調整課長 令和8年10月から予定されております制度改正につきましては、総務省により、募集費用の透明化や付加価値基準の明確化などが示されております。全国の自治体において返礼品の見直しや経費管理の徹底が求められることとなっております。

具体的には、募集費用の透明性を確保するため、返礼品代やポータルサイトの手数料などにおける、1支払先当たり100万円以上の募集費用につきまして、その支払い先・支払額・支払い目的を公表することが義務づけられているほか、地場産品であることを明確化するため、返礼品を提供する自治体で生じた付加価値が5割を超えていることを、価格に基づき算出するといった原則が取られていることになりました。こちらも返礼品提供開始日までに公表することが必要となります。

本市への影響といたしましては、該当する返礼品において、返礼品協力事業者が返礼品の価値の過半が市内で生じていることを証明し、市はその内容を公表する責務を負うこととなります。

これによりまして、事業者にはこれまで以上に厳格な管理が求められ、市としても、返礼品の適正を確認し、透明性を確保することが必要となっております。

本市の対応といたしましては、既に返礼品協力事業者に対して説明会を開催しております。その中で、制度改正の概要について説明を行っております。

今後につきましても、改めて該当する事業者の皆様へに制度改正の趣旨を御理解いただきまして、引き続き御協力をいただけるよう努めてまいりたいと思っております。

○5番水野正子議員 募集費用の透明化、付加価値基準の明確化、国が求める義務を果たし透明性を確保していき、事業者に指導をすることを要望しておきます。

本市の対象事業者は幾つあるのかお聞かせください。

○籠原正二企画調整課長 今回の改正によりまして公表等の影響が出てくる事業者につきまして、御答弁申し上げますが、令和7年9月の総務省への返礼品申請時をベースといたしまして、お答えいたしますと、対象の事業者は27事業者、協力事業者の数になりますけれども、本市のですね、返礼品協力事業者が27事業者でございます。

そこが対象になってまいります、それと各ポータルサイトにつきましても100万円以上の支払いがある場合につきましては、公表の対象となってくるということでございます。

○5番水野正子議員 27事業者と答弁いただきました。

ふるさと納税制度は、本市の財政運営と地域経済の活性化に不可欠な重要な柱であります。しかし、その持続的な発展は、制度の本来の趣旨に沿った厳格な法令遵守があつて初めて可能となります。適正かつ公正な運営を継続することが、本市のふるさと納税事業の将来を確かなものにすると思ひ、私の一般質問を終わります。

○眞茅弘美議長 以上で、水野正子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時2分 休憩

午後2時11分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平田るり子議員。

[平田るり子議員 登壇]

○10番平田るり子議員 地域政党薩摩黒潮会、平田るり子です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

内閣総理大臣高市早苗氏の言葉、どんなに辛い状況でも、自分を支えてくれるのは結局、志しかない。志を持ち、信念を貫く。努力は報われるためにするものではない。自分を裏切らないためにするものです。

日本の政権が変わり、これまで偏っていた政策がようやく通常の姿に戻りつつあります。まずは、日本人の幸せを第一に考えるという、当たり前でありながら大切な視点が再び重視されるようになりました。その背景には、国民一人一人の意思が確かに存在しています。まさに国民の声が政権を動かし、変化をもたらしたのです。私たちのような小さな自治体であっても、国に声を届けることができるのだと実感いたしました。

現在の政権が力を入れている外国人問題については、枕崎市議会でも陳情が提出されました。その一つが、外国人年金脱退一時金の撤廃でした。残念ながら本市議会では不採択となり、直接お手伝いすることはできませんでしたが、国の動きとして、この外国人年金脱退一時金撤廃からさらに進み、外国人生活保護の撤廃を実現する段階にまで迫っています。これはまさに小さな自治体が、日本人のための制度はまず日本人のために使ってほしいという思いを国に届け、その声が政策を動かした好例であると考えます。

また、現在の政権は、我が国の最大の問題は、人口減少と位置づけ、最優先である少子化対策は、子ども支援の基本的強化と人口減少の流れを反転させることとし、具体的には経済的負担の軽減、社会保障改革、地方で安心して暮らせる環境整備などが柱となっています。経済がよくなれば必ず子供は増える。私は確信しております。少子高齢化対策は、本市にとっても極めて大きな課題であります。子供はなかなか生まれず、人口減少の流れという自然現象を止めることはできません。その中で、本市ができることは、受け止め、対応策を講じていきながら、何とか抗うしかない状況でした。まさに、将来にわたって市政運営に重くのしかかる大きな課題であります。

これまで低迷を続けた日本経済の中で、この8年間、枕崎を支え続けたのが前田市政であります。語ろうとすれば数え切れない取組がたくさんあり、時間が足りないと思ひますが、ここでは前田市政の歩みを振り返るとともに、次の市政において大きな部分でどのような意気込みを持って臨まれるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 これまで2期8年の中で、本市の強みである、産業の競争力を伸ばすこと、未来を担う子供の教育をはじめとした子育て支援、そして地域コミュニティーを振り返り、見直し

ていく、この3つ、産業競争力の向上、子育て支援、コミュニティの再構築に取り組んできました。

現在、本市は少子高齢化が進み、少子化、人口減少が加速している状況、これは今、質問者が述べられたとおりです。これから先の市政運営においては、人口減少、少子化に対峙していくことが必要です。人口減少、少子化の流れを反転させていくことに取り組みます。そのための政策ビジョンの中心に、「これから子供を産み育てる世代が明るい将来設計・展望を描ける枕崎市をつくる」という目標を掲げて、少子化の流れを反転させるという目的を達成しようと思います。枕崎で仕事をして、枕崎でなりわいを成り立たせ、子供を産み育てる人を増やすということに果敢に挑戦していこうと思います。そして、この枕崎を、強く豊かに、市民の豊かな暮らしを実現させてまいります。

また、政治の役割として、市民の安全、社会の安定、経済の活性、この3つはしっかりと果たしていくことも、引き続き取り組んでまいります。

○10番平田るり子議員 給食費無償化についてお伺いいたします。

国では、来年4月から小学校給食無償化が導入されます。しかし、本市では、市長の理念の下、給食費は保護者が負担すべきとの考えから、いまだ無償化は実現しておりません。

私も今までのこの補助金依存の状況には矛盾を覚えますが、深刻な経済的負担を前にしては理念だけでなく、具体的な対策を打ち出すことが不可欠だと考えています。

私も市長の理念そのものは理解を示しますが、市民は、給食費の有償そのものに反発しているわけではありません。市長の判断が見えないこと、代わりにどのように対策をするのか説明があまりないこと、そして、市長の姿勢の方向性が曖昧である気がするのと不安と不満を抱いています。

市長にお伺いいたします。

給食費無償化を見送る判断において、市長自身の意思と責任はどこにあるのか、市民が納得できる説明責任を果たしているとお考えでしょうか、お聞かせください。

○前田祝成市長 給食費に対する私の姿勢、その方向性が曖昧であるとの御指摘ですが、これまで給食費無償化についての多くの質問を受けてきました。この8年間で私がいただいた質問で、紛れもなく一番多い質問であると思います。何回も答弁してまいりましたので、市民の多くの皆さんが私の給食費に対する考えは認識されていると思っております。

方向性が曖昧であるという議員の御指摘は当たらないと思います。

次に、市民が納得できる説明責任を果たしているとお考えかとの質問ですけれども、今も申し上げましたとおり、何度も議会の一般質問で答弁しておりますので、説明責任という点においては果たしているものと思います。

私が市長に就任してからこれまで、幾度となく学校給食費の無償化について一般質問で取り上げられ、私の給食費無償化に対する考えを答弁してきたところです。

これまで一般質問で取り上げられたことによる答弁内容、あるいは市長と語る会において丁寧な説明に努めてきたことにより、私自身の給食費無償化の考え方について、市民の皆様には広く行き渡っているのではないかと考えております。

○10番平田るり子議員 市民が納得するためにはですね、やはりいろんな給食費無償化については、無償化をするだけではなくて、ここにスポットを当てるんじゃなくて、やはりこの人口減少問題にも直結するというので、給食費無償化を実現してほしいという市民の意見はあると思います。

市民が納得するためには、政策のやらない理由ではなく、やらないことで得られる効果の説明が不可欠だと考えますが、市長の見解はどのようなものでしょうか。

枕崎の未来を担う子供たちのために、そしてその子供たちを育てる親御さんたちのために、ほかにどのような具体的な考えを打ち出すお考えでしょうか。今こそ、市長の強い決断と明確な説

明を求めます。

○前田祝成市長 やらないことで得られる効果の説明を求められておりますが、そもそも学校給食法第11条で、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、学校の設置者の負担とし、経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。」とありますとおり、給食費の無償化については議員の言葉で言います、やらない、これが前提だというふうに思っております。

この給食費を親が負担していることによる効果としては、親の保護者としての自覚・責任を促す効果、子供としての、児童生徒が保護者である親に感謝の気持ちを持つ効果といった、親子関係の絆を強くする効果を見いだせるのではないのでしょうか。

ほかにどのような具体的な対策を打ち出す考えか、との質問ですが、先ほど保護者の深刻な経済的負担という言葉が議員からございました。子育てにおける経済的負担の具体的な対策といたしましては、一昨年度と昨年度、0歳から18歳までの子供1人当たり2万5,000円の地域商品券、地域デジタル商品券の給付事業を行いました。これは、年度末にかけて卒業・入学といったイベントを迎える児童生徒の保護者の経済的負担や、子育て全般にかかる経済的負担を少しでも軽くするという目的で行った施策です。今年度も、現下の経済状況等を把握した上で、同様の施策の必要性を判断したいと考えております。

最後に、せつかくの機会ですので、やらない理由ということを少し答弁させていただきます。私としては3つあります。

冒頭、議員に言っていただきました、給食費は保護者が負担すべきものという理由、これは学校給食法にもあるようにそのとおりだというふうに思います。

2つ目に私は、政治とは、個人でできない事柄を代わりに行うのが政治であると理解してございます。保護者の努力で解決できる事柄を代わりに行うのは政治の役目ではないというふうに考えています。

3つ目には、給食費無償化が市民のニーズだとします。私たち政治家の仕事は市民のニーズを汲み取るのではなく、市民のニーズをなくすことが本来の仕事だと思っております。給食費無償化というニーズをなくすためにやるべきこと、これに取り組む、そういった政治の役割を果たしていきたいというふうに考えております。

○10番平田るり子議員 次に、南あわじ市についてお伺いいたします。

行政間交流について、市長にお伺いいたします。

令和2年11月に市長が兵庫県南あわじ市に訪問されてから、現在で5年が経過しています。3年前の議会では、南あわじ市との行政間交流について、都市間交流を積極的にやっていると答弁されました。しかし、それから3年以上たった今も、正式な協定は結ばれておりません。

当時市長は、コロナが終息に向かったときに次の一步を踏み出す準備をしっかりとっておきたい、また、市長会などで南あわじ市長と直接お会いをしてお話を進めたいとおっしゃっていました。ところが現在も、行政間の正式な協定が結ばれておりません。

その間、物産交流は順調に進み、南あわじ産タマネギは、枕崎でも大人気になっていますし、JA間の関係もますます強くなっています。JA間では、共同で銀座三越にて宣伝販売を行う予定もあると伺っています。このような状況にもかかわらず、行政間の協定だけが前に進まないままです。

来年は市長選です。今、市民は市長がどんな姿勢でどのような決断をするのか注目しています。枕崎ブランドをもっと外へ出す舞台が必要です。

先ほども東京の青山でイベントを開催したと、大盛況だったという一般質問の答弁がありました。そのように、このまさに銀座三越で枕崎ブランドを宣伝する、ここは物すごく大きいと思います。

枕崎ブランドをもっと外の舞台へ宣伝をし、その意味でも、南あわじ市との協定は極めて大きな意味を持ちます。

令和2年に南あわじ市を訪問されていますが、どのような目的を持って訪問されたのでしょうか。また、初回訪問から現在に至るまで、職員を含め、何名の方が何回訪れているのでしょうか。

それぞれ目的も併せてお答えください。

○企画調整課長（笹原正二） 私のほうから、令和2年以降の南あわじ市への訪問者数、それぞれの目的等について、まず、述べさせていただきます。

本市からの南あわじ市への訪問につきましては、質問者からありましたとおり、令和2年11月に市長と当時の企画調整課長の2人でJAあわじ島を訪れ、当時の代表理事組合長と情報交換を行っております。

その後、令和6年9月に、市長と随行者の2名が南あわじ市長を表敬訪問し、また、情報交換等を行っております。さらに南あわじ市の物産館「美菜恋来屋（みなこいこいや）」の訪問を行っているところでございます。

同年10月に、その美菜恋来屋で枕崎市物産展を行いまして、市職員4名を含む8名が訪れております。

そして、今年11月にも同物産館で枕崎市物産展を行い、市職員4名を含む9名が訪れている状況でございます。

○前田祝成市長 今、南あわじ市とのやり取りっていうのは、課長のほうから説明がございました。そして、議員のほうからも大変詳しく、この間の話をさせていただいたと思っております。

行政間の交流につきましては、今説明がございましたように昨年からスタートいたしました産業交流ですね、これにより非常にいい関係が続いて構築されていると認識してございます。

市長会等でも、南あわじ市の市長とは交流をしておりますし、私自身も南あわじ市を直接訪問して、市長とも話をしているところです。非常にいい関係が続いているところでございます。

現在の交流の中でも、今申し上げましたように関係が続いておりますし、お互いが協議を行いながら、細かい決定事項を定めて、昨年、今年と企画を進めているところでございます。今後の広がりについては、お互いの行政間のいろんな意味での温度感、その中で、自然にいい方向に進んでいくものと、私自身も期待しておりますし、そのような関係を望んでいるところでございます。

銀座三越っていうお話がありましたけれども、ブランド発信が地域産業に果たす役割につきましては、いろんな可能性、選択肢があるんだというふうに思います。午前中も答弁いたしましたように、今回、北青山の青山通りのほうでやったイベント等でも、やはりブランド発信ができていうふうに思っております。

具体的にですね、今話がありました銀座三越の件につきましては、JA南さつまとJAあわじ島の間でっていうことで話があるようには聞いております。銀座三越の9階のほうに全農の何かスペースがあるということも聞いてございます。

そのあたりについてはですね、具体的なそういうお話が進めばですね、当然、行政として何かお手伝いができることがあるやもしれませんので、そのあたりはですね、実際の具体的な話が進めばですね、状況を確認できればなというふうに思います。

協定というお話があるんですけども、正式な協定を結ぶまでの間にですね、いろんな交流があるろうかというふうに思います。

今、昨年からやっております物産交流がですね、まず一つのきっかけになっておりますので、そのあたりをいかに進めていくかということですね、しっかりと私自身も先方の市長も含めて、行政間で関係が構築されていけばですね、そのような段階に行くのかなあというふうに考えております。

○10番平田るり子議員 いろんな交流があつてからのこの行政間の協定というものではなくて、やはりこの銀座三越に関してもこの協定がなければ進まないものなので、この協定があつたら広がるって私は考えているんですが、やはりそこはもういつも話がずれるところなんですが、何かいろんなイベントをした後に協定を結ぶもんだというこのずれがすごくいつも何かこうあるような気がするんですが、なぜこの協定が進まないのかっていうところはそこにあると思います。

今市長は決断する考え、協定を結ぶという考えがあるのか、物産展などの交流はもう進んでいるわけですから、うまくいっているのに行政間の協定が進んでいません。とにかくその行政間の協定が進まない理由というのは、今、そこに原因があると思いますが、行政間で正式に協定を結べば、産業、観光、そして教育などの幅広い分野でこの連携が進み、逆にですね、協定を結んだほうがもっとこう広がって、枕崎ブランドを発信できるこの銀座三越につなげると思います。こうした未来が開けます。

市長は、協定がもたらす可能性をどのようにとらえているのか、さらに、今このタイミングで締結に向けた意思決定を行う考えがあるのか、これ明確にお答えいただきたいところです。

○前田祝成市長 先ほどの答弁でお答えいたしました、今、産業交流をスタートさせて、2年目になります。その産業交流自体はですね、非常にいいことだと思っておりますし、今後も続けていかなければならないというふうに認識しております。

正式な協定というのを結ばなくてもですね、今こうやって交流が進んでいるわけです。交流が進んでいく中でですね、いろんな発展があつたときにですね、形を整えるということもですね、これはもう全然、普通のことだというふうに思っておりますので、当然、相手があることです。相手との話の中、あるいは相手との温度感という言葉で言いますと非常に曖昧かもしれませんが、相手との関係性の中でそういうタイミングが来たときにはですね、しっかりと結んでいくということができないのではないかなど。

今、結ぶ結ばないという結論を出すっていうのはですね、それは今の段階では、私自身は、まだそこまでは行っていないというふうに判断をしています。

○10番平田るり子議員 いやこれはね、大切なことなんです。

災害協定というのは、災害協定を結ばばいろんなこの早く迅速に動けるとかいろんなものが出てくるんですね。それと一緒に、この協定をとにかく結ぶということが重要なんです。

これ何年本当にかかっているのかっていうところもあるんですが、この協定を結ぶことで、教育分野での波及効果とかというのもあります。

協定は、産業だけでなく、教育にも大きなメリットがあります。

例えば枕崎高校、そして水産高校への進学促進、そして共同事業、部活動交流など、この若者の学びの場が広がる可能性があります。

市長は、教育分野の広がりについてはどのようにお考えでしょうか。

○前田祝成市長 南あわじ市との行政間の関係については、今ずっと答弁してございますが、非常に良い関係が構築されているところです。

高校生の交流という点につきましては、具体的に今進んでおりません。お互いの交流の中で、そのような動きが出てくれば当然、児童生徒の両市間の交流も始まる可能性があるというふうに考えております。

○10番平田るり子議員 この市民の協力と姿勢の責任についてお伺いいたします。

市民は、産業振興のために、5年以上にわたり、真剣に交流を続け、これまでできました。しかし、行政が曖昧な姿勢のままでは、市民の積み重ねが無駄になりかねません。何より失われた5年間の時間は戻ってきません。市民の取組を、市長はどのように受け止めているのでしょうか。

あまりにも時間がかかり過ぎているんです。そして、今こそ市長が責任ある決断を下すべきではないでしょうか。

枕崎市と南あわじ市の行政間協定を正式に締結するかどうか。もう選挙も近づいているんです。そういったところも考えて、市長がここで決めてほしいんです。明確な回答を求めます。市長の姿勢と決断を市民は強く求めております。

○前田祝成市長 南あわじ市との交流、これは先ほどありましたJ A南さつまとJ Aあわじ島の交流が続いていることを市民の方から紹介いただいて、お聞きしたのが始まりです。ですので、市民の方の御尽力、これには心から感謝をしているところです。

責任ある決断ということですからけれども、先ほどから申し上げておりますが、両市の関係構築、これについては非常にいい関係ができてきております。

ですので、その関係をつないでいく、継続していくことができますね、最初、きっかけをつくっていただいた市民の方への御礼にもなると思いますが、それを続けていくことですね、しっかりとそれにこたえていきたいなというふうに考えているところでございます。

○10番平田るり子議員 協定がなければ、このまま物産展をいろんな交流を進めていって、その先に銀座三越ってあると勘違いされていると思うんですが、やっぱり協定締結のしっかりしたここのお答えをいただいた先の銀座三越なんですけど、それは理解していらっしゃるのでしょうか。

○前田祝成市長 先ほど申し上げましたが、くだんの件はですね、ブランドを発信したり、あるいはその交流を続けるための一手段であるというふうに私は思っております。ですので、百貨店でのイベントが、J A南さつまとJ Aあわじ島間で行われるということが具体的に決まっておりますね、そこに対して行政として貢献できることがあれば当然、やります。ですので、それは決して目的ではなく、手段の一つだというふうに捉えているところです。

○10番平田るり子議員 そこはですね、少し行き違いがあるようなので、とにかく行政間交流、この締結ですね、ここは、もう市民の方からも求められているところなので、しっかりお言葉で、それはお約束を今後きちんとしていただきたいところです。

次にですね、フェリーみしまの枕崎漁港寄港についてお伺いいたします。

かつて実証実験の中で、フェリーみしまの枕崎漁港寄港は、確かな経済効果を示していました。経済効果は出ていました。しかし、それ以上に忘れてならないのは、三島の島民と枕崎の絆です。

船は建造され、航路も整備されながら、島民の皆様に長く期待を抱かせ続け、いまだ具体的な対応を示さない状況があります。その間に人口は減少し、課題は山積したと想像できます。こうした状況は、真摯に受け止めるべきと考えます。

この案件は、前田市長が就任される以前から続いている重要な課題でございます。長い間揺れ動かされてきた関係者の思いをぜひ前田市長がかなえていただきたい。これは、前田市長でなければできません。できない案件なんです。

そして、離島は日本の国境であり、その端に位置する枕崎こそが中心であると強く宣言すべきです。フェリーみしまを枕崎に寄港させることは、地域振興にとどまらず、日本の安全保障にも資する施策として国に訴えることができるんです。

この案件も、南あわじの案件と同様、長い間、市民の期待が揺れ動かされ続けています。市長におかれましては、相手の事情を理由に答えを避けるのではなく、まず枕崎の意思をしっかりと示すことで、市民の期待に応えていただきたいと考えます。まさにここが市長、タイミングです。

市長のお答えをいただきます。

○前田祝成市長 三島村との歴史的関係、黒島流れにおける三島村との歴史的な出来事、これらの交流、今後も当然大切に継続していかなければならないものだというふうに考えております。

お尋ねのフェリーみしまの就航に関しましては、相手の事情によるものではなくて、本市としてこれまで述べてきておりますとおり、枕崎漁港の特定目的岸壁周辺の利用状況などを踏まえながら、私がしかるべきタイミングで判断することになります。

○10番平田るり子議員 枕崎市は、10年以上も消滅可能性自治体から脱却できていません。今行動しなければ、10年後も20年後も未来はありません。行政も議員も市民もその危機を理解しているはずで。

市議会議員1人では何もできません。市民が立ち上がり、その声を拾う議員、決断する市長、そして県議会とのこの連携を築き上げなければ、この町は本当に終わります。

南薩摩半島の中心は、紛れもなく枕崎です。端にあるように見えても、日本の国境をつかさどる離島を含めてみれば、枕崎こそが南薩の中心であり、最も元気でなければならないのです。

東シナ海の脅威は以前から存在し、枕崎はその最前線にあります。今ニュースでもとても騒がれています。だからこそ、国の安全保障に直結する港の役割を担うべきです。

国が、防衛力、エネルギー、食料自給率を自国で守ると宣言した今、フェリーみしま航路の復活をきっかけに、枕崎市民の命を守り、日本の安全保障に資する港の利用を高めるべきです。

来年には、離岸堤工事も終了します。フェリーみしま寄港を実現することで、港湾は広く使いやすくなり、砂利・砂組合の企業にとっても大きなプラスになります。

国指定の特定第3種漁港である枕崎をさらに高みに押し上げ、国の安全保障に協力することで、枕崎には必ず大きな利益をもたらします。

枕崎を守り、未来を切り開くために、強いリーダーとして明確な判断をお願いしたいと思います。

次に、国策事業について、2023年9月議会で枕崎の未来を切り開くために、私の公約である国策事業への協力を市長に求めました。

前田市長は、処分場選定に向けた文献調査に応募するよう求めた私に対し、「手を挙げ、事業を導入するかしないかの重い判断を将来世代にさせるつもりはない」と答弁されました。しかし、ここで明確に申し上げます。判断を下すのは、将来世代ではなく、今を生きる私たちであり、市長です。

枕崎市はいまだ消滅可能性自治体として、この烙印から10年以上脱却できていない、この厳然たる事実を、未来の子供たちに背負わせ続けるのでしょうか。

私たち政治家は、目の前の課題に対応するだけでは不十分です。10年、20年、30年先の未来を同時に見据え、今こそこの瞬間に決断し、行動しなければならないのです。

国の政権でよい兆しが見え始めてきています。期待に満ちあふれる一方で、いつどうなるか分からない不安もない訳ではありません。だからこそ枕崎を未来永劫続かせるために、皆様に御理解いただきたいのは、私が掲げる公約、これは核のごみ処分場がすぐに枕崎に持ち込まれるというものではありません。

枕崎に大きな利益をもたらすための取組、NUMO（ニューモ）のような国策事業に協力することで、枕崎が経済産業省、国と強いつながりを築くことができるんです。

市長に伺います。未来の枕崎の子供たちにどのような町を残すおつもりなのか、責任についてお答えください。

○前田祝成市長 今回の御質問の中で冒頭にありました、手を挙げ、事業を導入するかしないかの重い判断を将来世代にはさせるつもりはないと、これが将来世代に対する責任の先送りのような御見解だったんですけれども、これは答えをシンプルに申し上げますと、文献調査に応募しないということが私の答えですということで、私自身が現段階でそういうことに手を挙げないということによって表現したことでございますので、まずそこははっきりとさせておかないといけないと思います。

文献調査に応募しないということ、手を挙げませんということは、そういうことです。

そして、将来世代への子供たちへのどのような町を残すつもりなのかということについて答弁申し上げますが、冒頭、登壇答弁の中で申し上げた施策、これをしっかりと地道に積み重ねてい

くということが非常に重要であろうというふうに考えてございます。

繰り返しになりますが、私は将来世代に対する約束といたしまして、これから子供を産み育てる世代に明るい将来設計、展望を描ける枕崎市をつくるというそういう政策ビジョンを掲げて、今後、責任を持って仕事をするということは、私の今の考えでございます。

○10番平田るり子議員 この現段階で、しないというお答えでしたが、現段階ということは将来にはあると私勝手にちょっと思ったところでございますが、ここです、少し誤解を解いておきます。

核と聞いて、原爆を思い浮かべる方もおいでですが、しかし、原爆は破壊の象徴ですが、原子力は日本の戦後復興を支え、今もなお必要不可欠なエネルギーです。今は原子力発電がなくなれば、国は確実に崩壊します。原子力発電の核を、原爆と同じに扱い発言をすることは、原発を担ってくださっている自治体に対して極めて失礼なことです。国も原発再稼働に力を入れています。この意味がお分かりになりますよね。ここに国はお金をかけるということです。

NUMO（ニューモ）の事業は、使用済み核燃料から核を取り除いた容器を地下に安全に処分する国策です。

国は、多くの自治体にまずは調査に協力してくださいと呼びかけています。調査に協力することで、6年で90億円という予算を枕崎の発展に活用することができます。

この90億円を生かし、駅前周辺の発展を進め、お年寄りが車を持たなくても住みやすいまちをつくり、アーケード、ロータリー、地場センター、お魚センター、かつお公社、火之神公園、大和の慰霊碑とつながる観光ルートを整備し、そして、犬の白浜、金山などの無形文化財へと結びつけ、宿泊を伴う観光のまちとして発展させ、お年寄りが住みやすいまちは必ず若者にとっても住みやすいまちになります。行く道ですから。

関係人口・交流人口を増やし、若者の定住につながる取組は、全国でも進められております。ほかと同じことを取り組んでいても勝てるはずがありません。

私たち枕崎もその選択肢に入るために、まずはお年寄りが安心して暮らせる町を実現しなければなりません。そのための90億円です。だからこそ、国策事業の予算を枕崎に呼び込み、駅前発展と観光ルートの整備を力強く進め、最南端の終着駅を中心に、住みやすく、訪れたい枕崎を形にする。これは駅前周辺の活性化にとどまらず、枕崎全体を動かす起爆剤となります。地域の未来を切り開く原動力となるんです。今こそ枕崎が手を挙げ、国策事業に協力することで、ほかの自治体も続いて手を挙げます。枕崎がその一助となれば、この予算を活用し、国と強いパイプを築く大きなチャンスが得られます。

6年間で持続可能な枕崎を築く大きなきっかけをつくることのできるんです。今、手を挙げれば6年です、10年もかかりません。何だか私の市長選みたいな主張になってしまいましたが、これはあくまでも市長案件です。これは市長が決断するものなんです。ぜひ市長に決断していただけるように願っております。

決して核を枕崎に持ち込もうという提案では、決してありません。核は持ち込まれません。

長くなりましたが、誤解のないよう皆様に御理解いただけるよう、今後もさらに努力を重ねてまいります。

次に、火之神保有地の参考にと、泉大津市シーパスパークの視察に行かせていただきました、ありがとうございます。

シーパスパークの整備・運営に関する先進事例を視察いたしました。

本事業は、都市空間の再構築と地域コミュニティの強靱化を同時に追求するものであり、地域資源の循環的活用、市民参加型の運営、防災機能の強化、財政的持続性の拡充といった多くの観点から、地域都市における公共空間の再定義の可能性を示すものでした。

本市においても、火之神保有地をはじめとする未利用地の利活用が課題となっており、泉大津

市のように、防災・収容・交流・経済活性化といった多くの機能を備えた公共空間として再構築する可能性について、本市の見解を伺います。

まず、泉大津市では、国土利用計画全国計画に基づき、土地開発などに必要な広域的な土地事業の方向性となる土地利用基本計画、人口減少社会に対応した都市構造の誘致となる立地適正化計画、市町村の都市計画に関する基本的方針である都市計画マスタープランはしっかり定められていました。これは大きな事業をするに当たって大切なことなんです。

本市では、都市計画マスタープラン、土地適正化計画を今後策定するために、令和7年度はまずその前段となる都市計画基本図を作成するとされています。

本市の都市計画マスタープラン、立地適正化計画の策定見通しについてお示してください。

○神浦正純建設課長 御質問の都市計画マスタープランや立地適正化計画など、本市の都市計画に関する今後の主な見通しにつきましては、今年度の施政方針にも示してありますとおり、本市では、少子高齢化、人口減少など社会構造の変化や自然災害リスクの増大に対応した持続可能な地域づくりを進めるための、長期的観点に立った都市の将来像を明らかにする都市計画マスタープランと、居住機能や医療・福祉・商工業、公共交通などの都市機能の誘導による包括的な計画となる立地適正化計画の策定に向けて、段階的に準備を進めているところです。

具体的には、この2つの計画策定に必要な基礎データとなる都市計画基礎調査を令和8年度に実施するために必要な都市計画基本図を今年度中に作成いたします。あわせて、都市計画基本図から得られる地理情報を基に、統合型・公開型のGIS地理情報システムを導入し、庁内業務の効率化や、市民の方々への情報提供の充実を図り、行政サービスの向上にもつなげてまいります。

令和8年度に実施予定の都市計画基礎調査の成果を踏まえて、令和9年度から、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定作業に着手する予定としております。

○10番平田るり子議員 シーパスパークは、ワークショップやフォーラムを通じて、市民の柔軟な参加を促し、所有感や提案力を育む仕組みが構築されていました。

本年3月に火之神保有地利活用の基本構想が策定されたところですが、火之神保有地の問題について、市民の意見が錯綜している中で1つ気になったのは、以前、議員に提出いただいたスケジュールが、火之神地区スケジュールイメージとなっている点です。

現在の段階で構いませんが、火之神保有地のスケジュールではなく、火之神公園を含めた火之神地区全体をイメージした計画で進められているという認識でこれはよろしいのでしょうか。

○中村浩一郎企画調整課参事 ただいま質問者からございました火之神地区スケジュールイメージは、令和6年第2回定例会における同年3月8日の予算特別委員会に企画調整課より提出した資料のことかと思えます。この資料につきましては、火之神保有地の利活用に関する基本構想の策定を目的とした令和5年度民間資金等活用事業調査費補助事業の国への応募の際に提出した資料であり、火之神保有地に関する基本計画策定などについてスケジュールのイメージを記載した資料になります。

この火之神保有地利活用に關します基本計画につきましては、火之神保有地を含む火之神地区一帯を考慮した上で策定していくことになるかと考えております。

○10番平田るり子議員 この泉大津市では、レストランやイベント収入を公園整備や防災機能強化に活用するなど、財政的に持続性を意識した運営モデルが構築されていました。

本市において、現在ある計画、また今後計画される市が保有する未利用地などに関して、運営における収益構造や官民連携の取組をぜひ参考にさせていただきたいと思えます。

シーパスパークは正式な防災公園ではありませんが、シャワーやキッチンなどの施設を災害時に活用するよう計画されていました。そこで、本市の都市公園や公共施設における防災機能の強化について、防災公園に指定されていなくても、災害時一時避難所や物資供給地点として機能強化を定め、今後どのような整備方法を考えているのかをお尋ねいたします。

○平田寿一総務課参事 本市の都市公園や公共施設における防災機能の強化について、今後どのような整備方針を考えているのかという御質問ですが、まず防災公園とは、災害時に避難場所や救援活動の拠点となる公園で、ふだんは一般的な公園として利用されますが、災害時には避難者の命を守り、復旧活動を支えるための設備が備わっている防災機能を強化した都市公園のことを言います。

本市におきまして、防災公園に位置づけている都市公園はなく、防災に特化した特別な設備を整備した公園ありませんが、避難所に指定している公共施設におきましては、施設の大規模改修に合わせて、防災機能を強化した整備をこれまでも行ってきております。

第1避難所に指定している市民会館、桜山地区公民館、立神地区公民館におきましては、避難所用備品の収納スペースの確保、トイレの洋式化、段差の解消や発電機及びシャワー室の設置などを行い、避難生活の環境整備を進めています。

また、妙見センターにおきましては、トイレの洋式化、シャワー室の設置に加え、農産加工室にクッキングスペースを新設し、調理器具の更新を行うなど、避難所としての機能も向上しております。

本市としましては、今後とも、あらゆる災害事態を想定しながら、市民の皆様の生命と安全を守るために、施設ごとの特性に応じて必要な防災機能の強化を行っていきたくと考えております。

○10番平田るり子議員 この泉大津市の事例は、地域資源を生かしながら、行政、指定管理者、住民が協働して公共空間を創出、運営する適切なすばらしい事例であり、本市においても火之神保有地をはじめとする未利用地の活用において、こうした視点を積極的に取り入れるべきと考えます。市民が主体的に参加しているという意識を高めるために、花を植える構想が今広がりつつあります。

また、来年1月25日に開催されるカツオランニングDAYでは、道路を走る10キロコースが復活することになりました。これは、実現がとても困難とされていましたが、スポーツ・文化振興課の尽力によって実現しました。

さらに来年には間に合わないものの、再来年の大会では、名称を「かつおマラソン」に戻し、走るコースに花が咲いている大会の盛り上げにつなげないかと、市民が盛り上がっています。

これらの取組を通じて、まちづくりの推進と市民の主体性を高める政策展開を強く要望いたします。

市民が市のことを考えてくれるということは、これはもう行政にとっては枕崎の盛り上がりについてとても大切なことです。

市民と一体になって、市民を巻き込んで、市民と一緒に枕崎を築き上げていければいいと思います。その力に少しでもなれるよう一生懸命頑張りたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○眞茅弘美議長 以上で、平田るり子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時6分 休憩

午後3時16分 再開

○眞茅弘美議長 次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○6番立石幸徳議員 12月議会最後の一般質問者となりました。よろしく願いいたします。

本年令和7年も余すところ20日ほどでございます。西暦では2025年が終了となり、21世紀の4分の1が過ぎることになります。

私は、21世紀へのリーディング時代である1980年代半ばの1987年にチャレンジ21をキャッチフレーズとして、市議選に初出馬いたしました。

当時の日本は、高度成長の黄金の60年代、続く激動の70年代、そして混迷の80年代と言われておりましたが、その後は、失われた10年、また失われた20年、そして、昨今の日本は、何と失われた30年と言われております。この30年で、世界の中で国民収入の伸びが最も少ないのではないかとわれてまいりました。

去る10月21日、高市政権は、再び日本を世界のとっぺんへと積極財政を打ち出しています。このような中、本市においては、次の10年間の総合振興計画が策定されようとしております。再び枕崎市を県内有数の町へとすべく本市の将来に密接に関わることを一般質問させていただきます。的確な答弁をお願いをいたします。

我が国の人口減少が進んでいく中で、日本に在留する外国人数は推計を超えるペースで増加しており、去る6月末には過去最多の395万7,000人ほどとなっております。予測では、本年末、12月末には415万人となるようであります。

さらに25年上半期の外国人入国者数は2,137万7,000人ほどで、これも12月末には4,000万人台になることが予想されております。本年1月の時点で、住民に占める外国人の割合が1割を越す自治体は、全国で27市区町村でございます。

鹿児島県内で住民に占める外国人の割合が一番多いのは大崎町の4.5%、2番目が垂水市の3.6%、そして3番目に東串良町と枕崎市は3.1%で、県内で3%を超えているのは4自治体でございます。

本市の場合は、これまでも本市地場産業の担い手として、技能実習生を中心とした外国人の在留者が目立っていましたが、現時点で、男性、女性、それぞれ何人の在留者がおられるのか。また、産業別の内訳、さらには国別の明細はどのようになっているか、お尋ねをします。

そして、本市における外国人材の推移、見通しについて、今後はどのようになっていくと考えておられるのか、最初にお尋ねをいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市における外国人住民の数は、近年増加傾向にあると認識しております。特に技能実習生等は、本市の基幹産業である水産加工業をはじめとして、産業の継続的な維持・発展を支える担い手となっており、本市の経済活動及び地域社会の重要な存在となっております。

このような中、国においても現行の技能実習制度に代わる新たな制度として、育成就労制度が令和9年4月1日に施行されることとなりました。

本市としましても、新制度への円滑な移行と外国人材が地域で活躍できる環境整備、多文化共生推進の取組をさらに進めていこうと考えております。

本市の外国人数の現状につきましては、担当課長のほうから答弁させます。

○奥山博史市民生活課長 本市の外国人数の現状としましては、コロナ禍で一時減少しましたが、コロナ禍以降は増加傾向にあります。令和7年11月1日現在、本市の総人口1万8,490人に対し、外国人は男性190人、女性423人、計613人であり、本市人口の3.32%を占めています。

国籍別で申しますと、多い順にインドネシア315人、フィリピン159人、ベトナム58人、ミャンマー27人となっております。

産業別の数については把握しておりませんが、特に在留資格が特定技能及び技能実習である外国人が増加しており、各年度11月1日現在での人数は、令和4年350人、令和5年399人、令和6年523人、令和7年538人となっております。

その中でも男性の数が大幅に増加しており、令和4年11月1日現在は49人でありましたが、令和7年11月1日現在は162人となっている状況です。

今後の見通しとしましては、新制度への移行により法的には事業所ごとの受入れ可能人数は増加することになりますが、本市の事業所の状況等、不透明な要素もあります。今年度に入ってから若干の増加傾向にありますので、当面、このような形で推移していくものと推測いたします。

○6番立石幸徳議員 私、この外国人の関係は過去にも幾度か質問をしておりますし、その実態については、その都度その都度折を見て担当課のほうにお尋ねしていますが、この600人をまず超えたというのは、本年7月以降のことなんですね。それまでは、600人台を超えたということはありません。

実態としては、男性、女性あるいは産業別といろいろありますけれども、一言で言って男性が非常に増えてきている。そして、一番私がここできちっとしておきたいのは、これからの見通しなんですよ。

市長が最初答弁された育成就労制度はまた詳しく質問しますが、まず、この今の技能実習制度と育成就労制度においてですよ、受け入れる人数がどういうふうになっているか、この点については、当局のほうでは確認しておりますか。

○奥山博史市民生活課長 来年からの育成就労制度についてなんですけれども、事業所の大きさ等、細かく分かれている部分はあるんですけれども、大まかに言うと、約3倍の受入れが可能になります。

○6番立石幸徳議員 私も新しい制度での外国人受入れの、いわゆる上限といたしますかね、そういったことも資料をきちっと確認しております。

今、担当課長が言われたように、今後は、可能性ですからね、事業者の都合があるから、そのとおりなるとは分からないわけなんですけれども、可能性としては、3倍を受け入れる状況はあるわけですよ。受け入れるかどうかはまだ分かりませんがね。

そうしますと、やっぱり見通しとしては、今後も外国人が非常に増えていくという認識をまず持つべきだと思うんですね。そういったことをきちっと踏まえて、いろいろお伺いします。

全国的には、人口問題で一番権威のある国立社会保障・人口問題研究所というのが、国立の機関があるんですけどね、ここは2020年、日本の総人口に対する外国人の割合は2.1%だったんですよ。50年先ですけどね、大分先の話ですけど、この社人研と略称で言いますけど、50年後の2070年には、日本人口の1割、10%が外国人になる見通しと、そういうことを公表しているんですよ。

国全体としても、外国人、いろんな政策的に、現政権でも先月27日でしたか、初めての外国人政策会議をしまして、いろんなそういうところに上限、制約をしていくというようなものも出されていますけど、まだ政策は決定していませんからね。今の時点では、そういう状況もあるということです。

市長が言われました令和9年からの新しい制度といたしますか、育成就労制度、これ私もかつて質問したように、もう法律自体が成立していますから、ただ施行日が令和9年4月1日ということで、今準備期間になっているわけですね。その準備期間の中でもたくさんありますけど、このいわゆる監理団体、本市にもございました。そして、いろいろといろいろな課題があったわけなんですけれども、この新しい制度では、監理団体っていうんじゃなくて、監理支援機関という形で法律上は変わってきております。

この監理のあるべき姿、この点については、担当課のほうではどういったふうに内容が変わると、この点については確認されているのでしょうか、お尋ねします。

○鮫島寿文水産商工課長 育成就労制度における監理支援機関のことについての御質問ですが、これまでの監理団体と同様に許可制度になります。

技能実習制度の監理団体と同様に国の許可を受けた上で、国際的なマッチング、受入れ機関である育成就労実施者に対する監理・指導、育成就労外国人の支援・保護等を行うこととなります。その上で、育成就労制度では、これらの機能をより適切に果たすことができるよう、監理・支援・保護機能を強化する方向で、許可基準を厳格化、許可の要件を見直すこととしております。

具体的には、受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与を制限する。2つ目が、

外部監査人の設置を義務づける。3つ目は、受入れ機関数に応じた職員の配置を義務づける。などの要件を新たに設ける方針ですが、詳細は今後検討していくとされております。

主務省令等がまだ出ておりませんので、そういったことで整備がされていくものと考えております。

○6番立石幸徳議員 今、担当課のほうから少し説明がありましたけどね、許可基準、そういうものもなんですけど、全体的に現在の技能実習生の監理団体というのは、外国人を雇用している雇用主が構成をして監理団体をつくっているんですよ。

これからの次の育成就労制度における監理支援機関は、雇用する側、あるいは雇用される外国人の側と中立的に独立をした組織でなければならない。そういうふうになっていくわけですね。

簡単に言うと、雇用側、あるいは雇用される側のどっちの立場にも立つのでなく、全く中立・独立した形で支援をしていく。この支援をしていく中でですね、もう一つ付け加えておきたいのは、なぜこういう外国人政策に、こういう地方自治体の中で、市の中です、とやかく論議をしなければならないかという一番の根拠をですね、もう一回確認、そして共通認識をしておきたいと思うんですが、この新しい育成就労制度の中では、新しい制度の法律ですね。国及び地方公共団体の責務というのがあるんですよ、第4条。

その第2項がですね、地方公共団体は、国の政策施策と相まって、地域の実情に応じて育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための必要な施策を推進するように努めなければならない。

ですから、地方自治体の責任があるということをもっとしっかりと認識した上で、この外国人政策をやっていかねばならんわけです。

最初、今の実態の報告はありましたけど、この六百数十人という本市での外国人、この人数をどういうふうにか考えるかというときにですね、今枕崎市内の小学生、4つの小学校がございます。枕崎小学校からずっとですね。合計で小学1年から6年まで641人なんです。本市の小学生に匹敵する外国人が今枕崎にはいるということですよ。

そうしますとね、次の質問に入りますけど、これだけの外国人と地域社会としていかに共生をしていくか、これは極めて大事な私には仕事になっていくと考えるんですよ。ただ外国人じゃないです。それほどの本市の小学生全員と同様の数の外国人が枕崎にいるということをしっかりとですね、考えれば、その共生をしていく政策っていうのは非常に大事になってきます。

まず今、出されているのは国でも外国人の税金、あるいは社会保険料の中でも国民健康保険、こういったものはどうなっているんだと。その対策も既に国のほうは準備しております。

まずそのこの税金、社会保険料の本市外国人の実態はどうなっているんですか。

○福永賢一税務課長 本市における令和6年度決算における外国人の税について、未納者数をお答えしたいと思います。

住民税、軽自動車税、国民健康保険税を合わせた実人数について、未納者数は実態として28人いらっしゃいます。未納者数実数全体の8.4%となっており、前年度と比較すると7人増加している状況です。

○6番立石幸徳議員 この未納者の実態をどう見るかっちゃうのもいろいろあると思うんですが、時間の関係もありますのでね。この未納者対策で10月29日、厚労省が国民健康保険料、本市は税ですけど、条例制定も各自自治体で検討して取り組めと、厚労省のほうから通知が来ていると思うんですけどね。この対応は今の時点でどういうふうにか考えているのか、確認をしておきます。

○福永賢一税務課長 質問者がおっしゃるとおりですね、厚生労働省のほうから通知がでております。中身としましては、国民健康保険税の前納に係る条例、参考例の送付ということで通知が届いております。

詳しい内容はですね、国民健康保険税の適切な納付に資することを目的として、海外からの入

国初年度の国民健康保険税については、通常の納期限から前倒しして納付させる仕組み、いわゆる前納を各市町村等が導入できるよう国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例を作成したという内容の通知でした。

この仕組みは、導入を希望する自治体において、令和8年度以降の保険税について任意で条例を改正し、導入することができるものですが、担当課としましては、外国人に限らず、帰国した日本人にも同様の取扱いをする必要があることや、一括で納めていただく納付書を1枚交付するためのシステムの改修が必要であることなど課題がありますので、条例改正の提案等につきましては十分な検討をした上で判断したいと、現時点では考えております。

○6番立石幸徳議員 それから居住外国人と秩序ある共生社会を実現するにはですね、もういろいろな暮らし、生活の中でたくさんの課題があるんですけどね。

私自身が住民から、市民からいろいろとお尋ねになった点を中心に本議会でお尋ねをしますけど、外国人の住まいについては、既に9月の県議会で県の公営住宅を外国人に開放するということが決定しまして、既に対象となる県営住宅も県のホームページに出されております。そういう住まいの面も公営住宅までいろいろと提供するような状況なんですね。

それと、ごみの分別処理というのが、従前からいろいろと対応をしているっていう当局の話も聞かされてはいたんですが、私どもにはいまだにこのごみをどうにかしてくれという呼び出しがきます。

外国人は入れ替わってどんどん変わっていきますんでね。やっぱり節目節目でしっかり、いろいろと座学といたしましょうか、教えていく必要があると思うんですけど、最近のごみ処理等に対する外国人に対する指導、こういったものはどうなっているんですか。

○立石秀和市民生活課参事 外国人技能実習生に対するごみの分別につきましては、監理団体からの依頼に応じて、ごみの分別の仕方についての説明を行っております。

令和6年度は、7回開催し、85名の方に説明を行いました。令和7年度は11月末現在になりますが、7回開催し、56名の方に説明を行っているところです。

説明会の中では、分かりやすい説明になるように、実際にごみの見本を用いるなどして説明を行っているところです。

また、ごみの分別表を英語、ベトナム語、インドネシア語の3つの言語について作成してありまして、公民館等からの依頼があった場合、配付を行いまして、集積所への掲示や事業所に配付するなど活用していただいているところです。ごみ分別アプリのさんあーるにつきましても、英語、ベトナム語の2か国語に対応しているところです。

また、市民からの外国人のごみ分別に対する相談があった場合は、事業所に対してごみ分別の指導をお願いするなどして対応をしているところです。

○6番立石幸徳議員 それからこの外国人の皆さんがですね、よく郷に入っては郷に従えという言葉もございますが、先日もある市民から、外国人の方々が、地べたに座り込んでですね、あるショッピングセンターの前で複数の外国人が飯食いをしとると。

あの状況はどうにかならんのかという、日本人の感覚からすると、非常にはっきり言って見苦しい、そういった状況がショッピングセンターに限らずあちこちであるわけなんですね。

そういうマナーをどこでその指導なり教えるかというこの点については、担当課のほうでは、どういったことを実施されているんですかね。

○中村浩一郎企画調整課参事 生活マナー問題を含めました居住外国人の共生社会の実現につきまして申し上げますと、今後、地域におきまして外国人住民が増える状況の中におきまして、御指摘がありましたような課題がますます顕著になることが予測されております。

これらの課題を解決するために、これまで行ってきました外国人技能実習生の支援団体でありますとか、ボランティアとの連携した取組に加えまして、外国人が必要な情報に確実にアクセス

できるよう、また、地域で安心して生活ができるよう、そうしたことを取り組むことによりまして、全ての市民が共生する社会の実現につながることを考えているところです。

○6番立石幸徳議員 まだほかにもですね、外国人の方々に、日本社会のいろんな仕組みといたしましよか、あるいはそのマナーも含めてですね、いろんなことをやっぱり分かっていただけないと、共生という考えからいくと、ひょっとするとトラブルも起きかねない。

ですから、そういう面でやはり監理支援機関、今後のですね、ここを行政のほうはやっぱりサポートしていく、これはもう育成就労制度であってもそういうふうに行行政はサポートするようになっていくんですよ。

ところがですね、この監理支援機関が、本市の今までの監理団体というのから、どこにその監理支援機関があるのか分からないような、もうあっちこっちから外国人が来るわけです。監理団体はどこかと、あるいは監理支援機関はどこかと、分からないような状況になっているんじゃないんですか。

その辺の今後、監理支援機関、今の監理団体ですね。監理支援機関と一番大事な行政との連携という意味では、どういうことを考えてしっかり共生社会ができるようにしていくのか、この点を外国人の関係では最後に聞いておきます。

○鮫島寿文水産商工課長 今、議員がおっしゃいましたとおり、現在も技能実習制度における監理団体につきましては、枕崎市内に主たる事業所を置く監理団体はございません。近くでは鹿児島市や指宿市に主たる事業所を置く監理団体に関係を持っている受入れ事業者、水産商工課で申し上げれば水産加工業の事業者が多いところです。

この監理団体から監理支援機関に移った場合のサポートということですが、県におきましても、育成就労制度へまずは移ることですね、技能実習制度から育成就労制度への移行がありますが、これと併せて監理支援機関への移行についても、県のほうでもセミナー等を開催し、周知を図っていくと伺っているところです。

本市も円滑な移行となりますよう県と連携しながら、国の許可基準の内容ですとか、先ほど申し上げました予定では、令和8年度中に許可申請ということで予定をされているということで伺っております。

また、具体的な日程につきましては、今後、ホームページ上で公表されると思っております。

こういったこともありますので、県と連携しながら、再度申し上げますが、国の許可基準の内容であったり、今後必要なものについては、こちらのほうも情報収集し、また国の動きを注視しながら、可能な部分を支援していければと思っております。

これまでも、本市と監理団体との連携につきましては、コロナ禍で入国制限等がありまして、それらの情報共有をし、そして、コロナ感染防止のための入国時に一時的に宿泊施設等に待機ということもございましたが、そういった費用の宿泊費や交通費等の助成等も監理団体や市内の事業者とも協議をして、補助事業として進めたところであります。

今後も、移行される監理支援機関についてもですね、市内の受入れ事業者が属する団体が多い監理団体、それが移行した場合には、鹿児島市、指宿市にございますので、県内ということで情報共有ができれば、引き続きサポートも含めて連携を図ってまいりたいと考えております。

○6番立石幸徳議員 最初、市民生活課長が言われたように、もう国も非常に多くなっている。かつては中国、次がベトナムと、ある特定の国に外国人も集中していたけれども、今非常にもう来る外国の数もいっぱいあって言語も広く対応しなきゃならない、この辺もあるんですけどね。

ただいずれにしても、私は今年の参議院選挙あたりに日本人ファーストということで、外国人をなんか排外主義ですね、これは排外主義じゃないんだって言っているけど、そういう面の強いあれがしっかりした共生社会を構築しないとそういうふうになっていきますよ。

それで、最後に意見だけ言わせていただきますけど、人手不足のために外国人に来てもらう、

この考えは間違い。本当の技能実習制度にしても、今度の育成就労制度にしてもですね、今のこの円安の状況で、ただ労働力として人手不足で雇ったんじゃ、ほかの外国にも負けると、日本には来なくなると。日本に何で来るかというのは、日本のこのいろんなその技術、すばらしい日本社会の技能、こういったものを外国の人に伝えていくんだと。日本の魅力は高い技能をしっかりと外国の人に身につけていただくと、こういう姿勢でないと、もう外国人材には選ばれない国になるというんですよ。私はもうおっしゃるとおりだと思います。

そういう考えで、我が市もこの外国人に頼らないと地場産業はもうどうにもならないという中でですね、そういう認識もお互い研鑽しながら、今後外国人対策をやっていければと思います。

次の質問に入ります。

教育関係でですね、実は私も総務文教委員の1人として、10月の末に、この文教関係、あるいは後もって質問する都市計画の関係で視察をさせていただきました。

教育関係の視察の、奈良県天理市にお伺いしたときの感想も含めてですね、地域社会と学校教育、この2つの教育の中で、この連携というものがいかに今後重要になっていくかというのを感じましたので、お尋ねをさせていただきます。

これまでも学校、家庭、地域の3者連携というのはもう私も早くから聞かされておったし、そして、本市も例えば最近では部活動の地域移行ということで、かなり先進的な取組があって、10月8日にもわざわざこの件で埼玉県川越市が本市に視察に来ると。非常に本市のそういう地域移行、あるいはその地域社会との連携というのが進んでいるということの高い評価もあるんです。

しかし、来年度の令和8年度にはですね、10年に1回の中央教育審議会が、いわゆる学習指導要領の素案が出てくるわけですね。既に本年9月の時点で、この次の学習指導要領の基本的な考え方として、民主的で持続可能な社会をつくるそのづくり手をですね、みんなで育つ、みんなで育むという方向性が9月の指導要領、論点整理で出されております。

そういうことを踏まえてですね、今までの実績もあるんですけども、これからですね、本市教育現場ではこの地域社会と学校の連携というのをなお一層深めていくために、どういったことを考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○山田浩隆生涯学習課主幹兼生涯学習係長 本市における地域社会と学校の連携をより一層深めていくための取組としては、主に学校運営協議会と地域学校協働活動の2つが挙げられます。

1つ目の学校運営協議会は、令和2年度から枕崎小と枕崎中において先行実施し、そこで得られた知見を基に今年度から市内の全小中学校で実施しています。学校運営協議会の前身となる学校関係者評価委員会では、学校の教育活動を外部評価することが目的とされていましたが、本年度から始まった学校運営協議会では、各学校の委員が、教育活動に意見を述べるだけでなく、学校の運営方針を承認することや、学校が抱える課題に対し、一緒に改善策等を考え実践するなど、学校とともに運営を行うことを目的としています。ほとんどの学校が今年度から実施しますので、その充実や推進のためには、教職員や委員がその制度を理解して、会の運営に参画することが重要であると考えています。教育委員会といたしましては、市独自で委員に向けた研修を実施するとともに県で実施される研修会等に教職員や委員が積極的に参加するよう呼びかけを行っています。

2つ目の地域学校協働活動は、本市では令和2年度から本格的に開始し、これまでも授業や教育活動などを地域の方の協力を得ながら充実させたり、学校も地域に協力したりするなど双方向の連携・協働を体系的に行っています。

教育委員会の生涯学習課に統括コーディネーターを置き、各地区の地域コーディネーターと連携をしながら、計画的に地域学校協働活動推進委員会を行うことで、充実した活動が継続されているところです。

また、毎月発行している地域学校協働活動だよりで、市内の各小中学校や各地域の取組を紹介しています。

今後の理想的な学校と地域の連携といたしましては、学校運営協議会において熟議した取組や課題の改善策等が地域学校協働活動と連携・連動しながら実践・実施され、学校及び地域の活性化につながるという流れが持続されることです。学校と地域が目標やビジョンを共有し、一体となって子供たちを育む地域とともにある学校となるよう、教育委員会といたしましても指導・助言を継続してまいります。

○6番立石幸徳議員 考え方としては非常に共鳴するんですけども、具体的にですね、実は先ほど紹介した奈良県天理市は、新しく教育をする際の一番のベースになる教育大綱ですね、これを本年4月に、いわゆる総合教育会議、これは教育委員会サイドだけじゃなくて、市長部局を含めた、いわゆる総合教育会議ですね、ここでもって教育大綱をつくって、そして、実際の取組としては、天理市みんなの学校プロジェクトの推進に関する条例をですね、本年7月1日付でみんなの学校プロジェクトということで、条例制定までしていました。

このことを掘り下げる時間もございませんが、本市においてもですね、先ほど言った教育大綱、第2期の教育大綱が本年度令和7年度までの教育大綱で、本市の教育大綱を見ても、基本方針として1、2、3とあるんですが、全てそこに「きょういく」という文字が出されて、1番目の教育は教える教育、2番目が協力する協育の推進、3番目がふるさと故郷の郷育の推進ということを出されております。私はこれは3つの「きょういく」、非常にこの基本方針としては、いい文言だと思うんですが、簡潔にお尋ねします。

次の令和8年度からの教育大綱の策定というものには、どういう形で取り組んでいるのか、簡潔に答弁ください。

○山田浩隆生涯学習課主幹兼生涯学習係長 今御質問のありました、今の第2期の枕崎市教育大綱では、「明日の社会を担う心豊かでたくましい人づくり」というのを掲げております。

これは先ほど言われた次期学習指導要領の検討の基盤となる考えと全く同じであると考えておりますので、基本的には継続するというふうに考えております。

先ほど言いました3つの「きょういく」の部分、こういう部分もですね、次期学習指導要領の理念を先取りしている部分も多くありますので、基本的には継続していく方向で今進めているところでございます。

○6番立石幸徳議員 あと残された分野にはまた機会があるかと思っておりますので、最後の質問項目、火之神保有地の利活用策なんですね。先ほどの一般質問でも幾らか出たんですが、まず本年3月末に、この点の基本構想が、我々議会議員にも配られました。そこでもお尋ねしたんですが、当然、基本構想は、基本計画を想定して基本構想が出されるわけですね。基本計画については、現在、庁内検討はどうなっているんですか、お尋ねします。

○前田祝成市長 火之神保有地の利活用に関しましては、議員もおっしゃられたように本年3月末に策定いたしました基本構想に基づきまして、今、次のステップとして基本計画の策定に係る作業を進めているところでございます。この計画の策定は、市の最重要施策の一つと位置づけ、庁内にプロジェクトチームを発足させ、今後のスケジュールを具体化し、計画的に進めることとしております。現在の具体的な取組につきましては、担当参事のほうに答弁させます。

○中村浩一朗企画調整課参事 火之神保有地利活用に関する基本構想を策定した後の庁内の取組につきましては、県の観光地域動向分析に係るデータや市内施設の入り込み客数に基づき周辺各施設の人の流れを分析するとともに、関係部署による情報交換や協議を行いながら、基本計画策定について検討を行ってまいりました。

また、関係部署によります協議等を踏まえ、庁内の計画策定に関する会議を開催する中で、基本計画の策定作業を速やかに進めること、基本構想をベースとして具体的なテーマを設定するこ

と、火之神公園など周辺施設との関連性や周辺インフラの整備等を考慮し、エリア全体を捉えた計画とすることなど、基本計画の策定について一定の方針を確認してきたところです。

今後のスケジュールにつきましては、新年度の令和8年度には基本計画策定に本格的に着手することとし、庁内にプロジェクトチームを設置し、基本構想をベースとしながら、基本計画策定の作業を加速化していくこととしております。

○6番立石幸徳議員 8年度に本格的に基本計画着手というんですけどね。それ基本計画、いつ頃をめどに策定ができるんですか、いつ頃でいいんで、いつ頃をめどにしているんですか。

○中村浩一郎企画調整課参事 これまで基本構想の策定を取り組んでまいりましたけれども、この構想を具体化していく必要がありますので、そのために、基本計画策定に向けた業務委託等を行ってまいる考えであります。

時期としましては、令和8年度から具体的に計画策定の作業に本格的に入るということ、予算化も視野に入れて、具体的に事業計画を進めていくというふうに考えているところです。

○6番立石幸徳議員 答弁になってないですよ。

業務委託は業務委託でいいんですけど、業務委託をすと言ったって、いつ委託した結果をくださいって言わないと、委託されたほうも、これいつまでに仕上げるんだってなるわけでしょう。といいますのはね、あまり残り時間も少ないですのですね。

火之神保有地の活用については、市民が非常に関心を持たれていました。我々市民との意見交換会の中でも、昨年ですよ、昨年の10月に火之神保有地活用でワークショップをされたわけですよ。いろんな意見がいっぱい出た。今年10月の市民との意見交換会で、昨年、意見交換会で火之神的土地活用を言ったが、あれどうなったんだと聞かれたんですよ。

ですから、まずその基本計画業務委託をするのは分かりましたけど、いつをめどに業務委託するんですか。

○中村浩一郎企画調整課参事 お尋ねの業務委託につきましては、令和8年度からの作業ということで、早い時期に業務を行ってまいりたいというふうに考えております。

○前田祝成市長 参事から8年度に計画を立ち上げるということで話をしましたけど、基本的には8年度中に何とかですね、計画が立てるようにですね、進めていきたいというふうに思っておりますが、そこはちょっと周りの状況等もございますので、私としては、何とか8年度中に基本計画を策定ということまでですね、進めていきたいというふうに思っております。

不確定な要素も多々ありますので、そのあたりはですね、ここで8年度中に必ずというところはまだ言えませんが、計画を立ち上げた段階でですね、基本的には、8年度中に基本計画を立てるということですね、相手と詰めていきたいというふうには考えてございます。

○6番立石幸徳議員 私は別に急かせるとかそういう気は全然ないんですけどね。

行政の計画を進める上で、そのスケジュールも出されない。そういった計画というのはいかかなもんかと思うから聞いているんですよ。

それと私のさきの質問で、我々総務文教委員会が本当に公費でもってですね、10月末に視察に行かしていただいた泉大津市、非常に参考になりました。

少し泉大津市の取組、3万5,000平米の敷地を都市公園あるいはほかの活用もあったんですけど、本市の火之神が大体2万7,000平米ですから、火之神保有地よりまだ8,000平米広いぐらいの敷地ですね。ここを令和2年からいろいろ計画をして、3か年、令和6年7月にいろいろと具体化してオープンっていうことになっているんですけどね。

その過程の資料は、ここに資料を持ってきていますけど、毎年度ワークショップをしているんですよ。

そして、私調べてみたら、令和2年に3回、令和3年に4回、令和4年に6回、令和5年に2回、これ15回なんですけど、このほかにもフォーラムをやっていますからね。大体21回、3年

から4年の間に、市民とワークショップ、それはどういうワークショップかという、いろいろその節目節目、基本設計をする、基本計画もですけど基本設計をする場合、あるいは実際、工事をする場合、あるいはその指定管理者に委託する場合、節目節目にずっとワークショップをやっています。これがなぜこういうことをしたかと資料にびしゃっと書いてあります。

こういった市民を巻き込んだ取組をする場合は、私はこの言葉が非常に印象に残るんですが、市民のそういう熱い思いをですね、市民の思い、これを冷まさないっていうことが一番大事なんだということですよ。

ところが本市の火之神の取組は、みんな一応市職員をはじめ、いろんなそのワークショップで意見は出した。その後、どうなったんだと言えばもう、きちっと答える人もいないんじゃないですか。

だから、私はこの市民の思いを冷ますことは駄目だという形で、泉大津市はずっとワークショップなりフォーラムを継続して、今私も現地での食事どころで昼飯も食べましたけど、非常ににぎわっておりました。

だから、この市民の思いをね、冷まさないと、冷やさないと、この取組についてどう考えているか聞いておきたいと思います。

○前田祝成市長 今議員からありましたように、私が今計画を何とか8年度中についていうことで話をしましたが、基本的にはですね、あのエリアっていうのはどんどんやっぱり成長していくものだというふうに認識してございます。

議員がおっしゃられたように、熱を冷まさないということは非常に重要なことだと思いますので、そのあたりも視野に入れて、しっかりと計画を立てていくと、そしてアクションを起こしていくということになろうかと思えます。

その中で、おっしゃられたような、市民を巻き込んだ形でですね、エリアを成長させていくということについてはですね、取り組んでいきたいというふうに思えます。

○6番立石幸徳議員 これも当初PFIの事業導入は可能性があるかどうかということもやられたわけですね。いろいろやってきているけど、はっきり言いまして、今の時点で何か火之神保有地活用が後退しているんじゃないかという印象を持ちますよ。

そういう面でのやっぱり私はせつかくあれだけの3億数千万円のいろいろ土地購入から解体工事まで含めてですね、やったこれを、なんでその地域活性化に生かすことが、いろいろまどろっこしいのかと。

先ほど担当参事のほうで、速やかにという言葉が出ましてね、私あきれかえったんですよ。こんなの速やかにとは言いませんがね。

そういうことも含めて、この今現時点でのといいましようか、あるいは今言った、令和8年度にいろんなものを出すという市民へのこの現時点の状況の報告、これは検討されているんですかね。

○中村浩一朗企画調整課参事 繰り返しになりますけれども、今後、市民の思いを大切にしながら、今後のスケジュールにつきましては、新年度の早い時期に基本計画の策定に向けて、本格的に着手することとして、庁内にプロジェクトチーム、こういったものを設置して、基本構想をベースとしながら、計画策定に向けた作業を加速化して進めてまいりたいと思っております。

○6番立石幸徳議員 最後にですね、こういったすばらしい取組と思っていたものを、市民に失望感を持たせないように、しっかり取り組んでいただきたいということをお願いしまして、一般質問を終わります。

○眞茅弘美議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時15分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和7年12月19日)

令和 7 年
枕崎市議会第 6 回定例会議事日程（第 3 号）

令和 7 年 1 2 月 1 9 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	7 8	枕崎市火災予防条例及び枕崎市火入れに関する条例の一部を改正する 条例の制定について	総 文
2	7 5	枕崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について	産 厚
3	7 6	枕崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制 定について	〃
4	7 7	枕崎市多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	〃
5	7 9	枕崎市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	〃
6	7 1	令和 7 年度枕崎市一般会計補正予算（第 5 号）	予 特
7	7 2	令和 7 年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃
8	7 3	令和 7 年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃
9	7 4	令和 7 年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第 1 号）	〃
1 0	8 1	令和 7 年度枕崎市一般会計補正予算（第 6 号）	
1 1		議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の報告	議員定数適 正化及び議 員報酬等調 査特委
1 2		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第 3 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番
9 番 禰 占 通 男 議員	10 番 平 田 るり子 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員	12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	畠 野 照 文 書記
宮 下 和 也 書記	吉 井 真 子 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	竈 原 正 二 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	奥 山 博 史 市民生活課長
田 代 勝 義 財政課長	平 塚 孝 三 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	神 浦 正 純 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	鮫 島 眞 一 健康・こども課長
福 永 賢 一 税務課長	川 野 優 治 長寿介護課長
今給黎 仁 水道課長	山 崎 弘 人 水道課参事
西 村 祐 一 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	森 智 賀 健康・こども課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事	板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
中 村 浩一朗 企画調整課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	山 宗 功 学校教育課長
山 田 浩 隆 生涯学習係長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長	中 原 広 次 警防課長兼消防署長
平 田 寿 一 総務課参事	中 山 俊 吾 総務課行政係長
石 場 博 和 財政課財政係長	寺 園 ミ ヤ 健康・こども課子育てサポート係長
永 迫 昌 之 企画調整課政策推進係主任	

午前9時30分 開議

○眞茅弘美議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号を議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[平田るり子総務文教委員長 登壇]

○平田るり子総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号枕崎市火災予防条例及び枕崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備に関し火災予防のための必要な基準を設けるほか、林野火災の予防に関し必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものです。

まず、簡易サウナ設備に関する基準については、近年のサウナブームを背景に、屋外等のテントやバレルに放熱設備を設置する事例が全国で増加していることから、屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準を新たに定めようとするものです。

次に、林野火災の予防に関し必要な事項の整備については、本年2月に発生した岩手県大船渡市林野火災を踏まえ、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことから所要の規定の整備をしようとするものです。

林野火災注意報を発令する基準については、「前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ30日間の合計降水量が30ミリ以下の場合」、または「前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ乾燥注意報が発表された場合」のいずれかに該当するときであるとのことです。

林野火災警報を発令する基準については、林野火災注意報の発令基準に加えて、「強風注意報が発表された場合」になるとのことです。

また、本市における林野火災に特化した消防訓練の実施状況について、救急に特化した訓練、土砂災害等に特化した訓練、林野火災に特化した訓練を定期的に行っており、次回の林野火災に特化した訓練については令和8年2月頃に予定しているとのことです。

このことについて、委員から、このような訓練の実施状況等については、市民に対して分かりやすい広報をしていただきたいと要望がありました。

また、枕崎市火入れに関する条例の一部改正については、火入れの中止の要件に林野火災に関する注意報が発令された間を追加するほか、異常乾燥注意報等の文言の整理をするものです。

今回の条例改正における市民への周知方法について、林野火災の予防に関する部分の施行期日は、令和8年1月1日であるが、市のホームページ、広報紙、お知らせ版による周知を計画しており、林野火災注意報や林野火災警報を発令する場合は、防災行政無線で注意喚起の放送を行う予定としているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号から第5号までの4件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[上迫正幸産業厚生委員長 登壇]

○上迫正幸産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第2号から日程第5号までの4件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第2号枕崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第3号枕崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

これら2件は関連があるため、一括して審査しました。

本件は、「乳児等通園支援事業」通称「こども誰でも通園制度」が、令和8年度から本格実施されることに伴い、日程第2号においては、同事業の実施事業所に対する本市の設備及び運営に係る基準を定め、日程第3号においては保育事業者が本事業を実施する場合に必要な市の認可基準を定めるものです。

こども誰でも通園制度は、令和8年4月1日から保育所等に通園していない0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労等の要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園制度であるとのことです。

また、この事業は児童福祉法に位置付けられた市町村の認可事業であり、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度、乳児等のための支援給付として、全国一斉に制度化されるものであるとのことです。

まず、本市で条例の基準を満たす施設数と対象の未就園児数について質疑があり、実施可能性のある施設については、保育園、認定こども園の7つの施設が想定されているが、施設設備等が基準を満たしているのか、詳細部分について確認ができていないことと、施設側から実施の意向が示されていないため、今後、可能性のある施設等と緊密に連絡を取り合いながら事業実施への方向性を模索していきたいとのことです。また、11月1日現在で0歳、1歳、2歳の未就園児は85名おり、そのうち、事業所が開設している託児所等に通う子供を除いた数が、制度を利用する可能性のある最大の人数と考えているとのことです。

また、委員から、子育て世代にとって非常に良い制度だと考えるが、保育士不足も課題となる中、余裕活用型という形で、園に慣れない乳幼児を受け入れるための環境整備についてどのような指導を考えているかとの質疑があり、行政側と保育園等とが定期的に連絡協議を行っている場を利用して、意見交換やお願い等を丁寧に行っていきたいということです。また、市としても潜在保育士に県の人材バンクへの登録を案内するような手法で、保育士不足が少しでも解消するように取り組んでいきたいとのことです。

また、委員から、この制度自体は枕崎市に限らず、他の市の住民でも利用可能なかとの質疑があり、市外の方も本市施設の利用ができ、本市の住民も市外の施設で利用が可能となっており、申請に関しては、住所地の市町村に申請を行い、それぞれの施設ごとで受入れをするとのことです。

また、一時預かり保育と、こども誰でも通園制度は並立する形になるのかとの質疑があり、それぞれの事業は並立するものと考えており、その理由としては、事業そのものの趣旨が違ったり、手続きも大きく異なることから、保護者が費用等を考慮し、利用しやすい方を選択できるとのことです。

また、人材不足の中、子育て支援の観点からも、若い方たちが保育士の資格取得後に本市に戻って働く動機付けとなるよう、奨学金返還に対しての補助制度なども創出し、人材の確保につなげているとのことであります。これに対し、委員から地元高校生と話をしてみると、とても枕崎愛を持っていることが感じられるので、今後とも枕崎に戻ってきて枕崎のために頑張りたいと思

う気持ちを後押しできるような支援策について取り組んでいただきたいと要望がありました。

この2件については、それぞれ全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、妙見センターの施設改修に伴い、新たに設置されるクッキングスペース等の使用料を定めようとするものです。

新設したクッキングスペースの使用料は、午前・午後・夜間がそれぞれ1,500円、午前から午後まで、午後から夜間までの使用区分で、その使用料を2,700円、午前から夜間までの1日の使用料は3,600円としています。また、クッキングスペースと農産加工室に設置する冷暖房装置の使用料については、冷房で1時間の使用料が310円、1時間ごとの加算額が210円、暖房で1時間の使用料が410円、1時間ごとの加算額が260円としています。なお、クッキングスペースの利用者が、小研修室に設けたキッズスペースを子供の遊び場として利用する場合は、小研修室と小研修室の冷暖房装置についての使用料は無料とするとのことです。

また、農産加工室の使用料については据え置きとし、果物をドライフルーツに加工できるなどの農産物低温除湿乾燥庫を農産加工室に設置したことから、乾燥庫のみの利用を希望すること等が想定されるため、乾燥庫のみの使用料を個別で設け、農産加工室の使用料とは別に1時間当たりの使用料が260円、1時間ごとの加算額を50円と設定したとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号枕崎市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、枕崎市立病院の診療科目に小児科を追加し、令和8年4月1日から施行しようとするものです。

小児科については現在行っている日曜、祝日の当番医日に加え、新たに平日診療を行い、週当たり5日程度の診療が可能になるとのことです。

委員から、小児科を設置することで医師をはじめとする医療関係者も増えることになると考えられるが、市の費用的な負担をどのように見込んでいるのかとの質疑があり、新たな試みであるため収益的には見通せないが、小児医療については一般的に不採算な部門に位置付けられているとのことです。

令和6年度の日曜・祝日当番医の小児科の実績は収入が約320万円、支出が約690万円で、約370万円の赤字だったとのことです。ただ、令和5年度は患者数が多く、大幅に赤字が減少したとのことで、患者数によって赤字部分は変わってくるとのことです。また、市で行う定期予防接種等についての収入も見込めるため、人件費等で支出も増加するが、収入についても増加してくるものと考えているとのことです。

また、委員から、小児科の新設にあたって、医療従事者の確保についての質疑があり、小児科の経験者という条件で、看護師、事務職員について公募を行うが、近隣市に新たに小児科が開設されることから、そちらに人材が流れないように早めの公募を行いたいとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第2号から第5号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号、第76号、第77号及び第79号の4件は原案のとおり可決されました。
次に、日程第6号から第9号までの4件を一括議題といたします。
予算特別委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作予算特別委員長 登壇]

○吉嶺周作予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第6号から第9号までの4件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会は、議長を除く全議員で構成され、去る12月12日に開催し、委員長に吉嶺周作、副委員長に辻本貴志委員を選出し、付託された補正予算4件について、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第6号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）、日程第7号令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第8号令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第9号令和7年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）の4件は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

日程第6号から第9号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号から第74号までの4件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第81号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,486万5,000円を追加し、予算総額を162億0,696万5,000円にしようとするものです。

補正予算の内容は、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するための物価高対応子育て応援手当支給事業と、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した子育て世帯応援デジタル商品券発行事業及びキャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業をお願いするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありますか。

○2番下竹芳郎議員 これは国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用して、この事

業は、地域の実情に合わせて的確に支援が行われるよう、自治体独自の事業ができるということなんですが、本市はその中の一つが、キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業、今回で5回目なんですが、これは市民の皆様が大変喜んでくれる取組であります。

3,545万円の事業費、対象事業者は、特にコロナ禍のときに困っていた事業者が対象なんですが、今回、エネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けたということで、これはこれ以外にも困っている事業者、特に小規模事業者、そして工場とか農業等とかあるんですが、そのあたりはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○中村浩一郎企画調整課参事 本事業につきましては、目的としまして、物価高騰の影響を受けている市内経済への支援としまして、市内外から消費喚起、そして域内経済の好循環を目的に取り組んでまいりました。

特に経済が落ち込んでおります2月の実施ということで、より効果的に取り組むこととしていくところなんです。また、2月の実施に向けまして、事業設計を前回までと同様、対象店舗につきましては、市内の飲食店、宿泊業、タクシー、代行業、カラオケスナックとしておりますが、他の分野の事業の支援につきましては、本日出されました事業以外の事業に充てられます残りの交付金で活用を検討しているところでございます。

庁内の検討委員会におきましては、国が定めております様々な推奨メニューがございますけれども、そちらのメニューに基づきまして、例えば水産加工業、水産業、農業、畜産業でありますとか、福祉の分野にわたりまして、様々な推奨メニューがうたわれていますので、引き続き検討してまいることとしていくところでございます。

○2番下竹芳郎議員 第2弾もあるということなんですが、このキャッシュレスポイント還元事業は、スマホ等を持ってない人は使えないっていうのもあるんですが、世間ではお米券などの配付とか商品券配付とかあるんですが、その辺はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○中村浩一郎企画調整課参事 スマホ等を持たれていない高齢者等が中心になるかと思っておりますけれども、そちらの市民の方々に対する事業に対する説明でありますとか、スマホの使い方に対する取組に対しまして、委託事業者と協力の下、市民に対する説明会等もこれまで実施しておりますが、そのような予定で取り組むことを計画しているところでございます。

○前田祝成市長 今、参事からの答弁にあったところの繰り返しにもなるかもしれませんが、今回本市に交付されております重点支援地方交付金の交付限度額、これが3億2,213万6,000円となっております。

今回の2つの事業、このキャッシュレスと子育て応援デジタル商品券ですね、これを除いた残りが2億2,600万円余り交付金がございます。

これについてはですね、先ほど企画調整課参事のほうからありました、他の事業者等も含めてですね、支援策を考えていこうというふうに考えております。

もう一つ、今商品券という御質問もございましたが、その中で広く消費を下支えするその取組として市民の皆様にはですね、生活における負担軽減につながる汎用性の高い事業、これが必要であるんだというふうに考えてございますので、全市民に対する商品券給付、これもやるということで考えているところです。

そのあたりも含めてですね、また1月に臨時会をお願いして、また予算提案をしたいと考えているところです。

○2番下竹芳郎議員 その商品券等の配付、本当に市民が喜んでくれると思うのでよろしく願いします。

やっぱり今回、物価高騰等があつて、給料等も上がって、本当に特に小規模事業者は困っていますので、くまなく支援をよろしく願いします。

○6番立石幸徳議員 私はこの提案されています7年度一般会計補正予算（第6号）、まず歳入

部分から少しお尋ねをしますが、今、市長の答弁にもありましたように、本市に配分、国のほうから交付金として配分されているのが、先ほどの答弁で3億2,200万円ぐらい。

今回、この補正第6号で計上しているのがですね、この交付金の関係では9,500万円ぐらいなんです。その差引き2億2,600万円ぐらいは、今、市長説明がありましたように、また後日、交付金を活用した事業を検討され、提案されるっていうことでしたが、これはいつどういった事業を、少し説明の中にもありましたけど、提案されることになっているのかですね。

それでもう一点、この歳入関係では、国全体としては、今度の重点支援の地方創生交付金は2兆円を上積みをする。そのうち4,000億円がですね、この食料品の物価高騰という国のほうの交付金の明細ですよ。

ですから、先ほど言いました残りの2億2,600万円の事業をいつ本市は提案されることになるのか。それから、その食料品関係の高騰分は本市では幾ら示されているのか、まず歳入についてお尋ねをいたします。

○中村浩一朗企画調整課参事 まず残りの交付金の取組時期ということでお尋ねがございましたけれども、こちらの取組時期につきましては、先ほど市長から答弁もございましたが、1月の臨時会をお願いして、その中で予算化をお願いする形になるかというふうに考えているところでございます。

それと、事務的な手続としまして、県のほうに、こちらの重点交付金の実施計画というのを、1月の半ばでまでに提出しないといけないというスケジュールもございますので、それまでに、庁内で事業の設計を速やかに進めていく必要があるということで認識しているところでございます。

それと、食料品の加算額につきましてですけれども、本市におきましては、額としまして、交付金総体額としまして3億2,213万6,000円のうち、食料品特別加算額としまして8,558万9,000円ということで限度額が示されているところでございます。

○6番立石幸徳議員 そこでですね、県のほうにもこの計画を出すということですけども、鹿児島県のほうも、本日ですかね、県の追加補正予算案が示されていまして、これは報道もなされていますが、県下各自治体のプレミアム商品券を発行する場合に、県は商品券に支援をしていくと。これがかつての事業でもあったんですけど、そういった県の補正予算が示されていますけれども。そうしますと、本市も次の事業においては、商品券等を発行するところということが検討されているというふうにこれは確認しておきます。

それから、この物価高騰、先ほどもちょっとあったんですけども、いわゆるキャッシュレスの事業ですね、これ議案と一緒に資料も出てきておりますが、過去第1弾から第4弾までですね、今回が5回目ということで、この決済額を見ても、1回目が6,000万円ぐらいから、前回6年度の関係が8,800万円ということで、もう3,000万円近く決済が伸びている、非常に好評な事業だと評価できるわけなんですけれども、目的として、地域内外から消費を呼び込むというのが目的になっております。このキャッシュレスの還元事業の市内あるいは市外の事業割合、このへんについては把握されておられるんですか。

○本田親行副市長 初めに、プレミアム商品券の発行事業についてのお尋ねですが、そちらについて私のほうからお答えいたしたいと思っております。

鹿児島県におきましては生活者事業者応援プレミアム商品券発行事業ということで、6番議員のほうからもありましており、予算化をいたしているところでございます。

その事業につきましてはプレミアム商品券の発行に限らず、電子クーポン券でございましたり、地域ポイント、また現物給付といったことにも活用できるということで、先ほど市長が申しました本市の考え方としましては、商品券の給付を行うということでございますので、その財源として活用を行っていききたいという考えでございます。

したがいまして、プレミアム商品券の発行ではなくて、商品券の給付という方向で、制度設計を今後して、1月に臨時会をお願いして提案したいと考えているところでございます。

○中村浩一朗企画調整課参事 キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業の市内への消費される方の割合についてのお尋ねがございましたけれども、こちらの事業の委託事業者の事業成果の中で分析の数字が上がってきているところでございますが、市外からの入り込み客数につきましては、およそ50%を少し超えるような方々が市内に見えられて、飲食店等を中心に活用されているということで確認をしているところでございます。

○6番立石幸徳議員 それから先ほどの2番議員の質疑と若干重複するんですけどね。

キャッシュレスの還元事業、対象店舗がこの資料に出ているように飲食店、宿泊業、代行、カラオケスナックとなっているんですが、私、昨年度の担当者には、既に対象店舗をもう少し拡大・検討すべきじゃないのかと申入れをしていたんです。

というのは、そういうほかのこの対象店舗になっていないお店の方からですね、直接私要望を受けましたのでね、つないでいたんですよ。

そういうことですから、先ほどの答弁では、あとの商品券等の対応で市内全般の小売店舗に今度の物価高騰対策を拡大するということですが、もう少し明確にですね、ここに出されている対象店舗以外の店舗をどうするかということは詰めていただきたいと、これは要望も兼ねておきますけれども、いずれにしても、この物価高騰の交付金の制度要綱、内閣府が発表している令和5年度から始まっているんですけども、交付金を使った場合の、いわゆる交付対象事業の実施状況及びその効果の公表、これをするようになっているんですよ。

本市の場合、令和5年度からのこの事業の効果の公表ということでは、どういった状況になっているんですか。

○中村浩一朗企画調整課参事 今ございました交付金の制度要綱、こちらにおきまして、事業実施状況でありますとか、事業の効果につきましては、翌年度末までにインターネット等の利用について公表するものとされているところであります。

その中で本市としましては、公表条件につきまして申し上げますと、市のホームページにおきまして、現在、最新のものとありますと、令和5年度の新型コロナウイルス感染対応臨時交付金を活用した事業としまして8つの事業、そして、物価高騰対応重点支援交付金を活用した事業としまして2つの事業につきまして、事業実施の時期でありますとか、その成果及び評価について掲げたものを資料として公表しているところでございます。

○10番平田るり子議員 この物価高騰対策のこの子育て応援手当について質疑いたします。

これはですね、皆さんこの報道等でですね、いつ頃になるかとか、どのような方法で支給されるかということはかなり早くキャッチしてですね、私も聞かれることが多いです。

ただ今回ですね、令和7年度の補正予算、国ですね、参議院が通過して成立したばかりなので、ここに今度の最終本会議の一般会計補正予算で出されたということは、とても早い対応だと私は思うんですが、一応、ここでですね、どのような方法で支給されるのかというところを少し御説明していただければと思います。

○鮫島眞一健康・こども課長 令和7年12月16日に、強い経済を実現する総合経済対策に関する補正予算が国会で可決され、0歳から高校生年代までの子供を養育する保護者に対して、子供1人当たり2万円の物価対応子育て応援手当を支給することが決定いたしました。

本市につきましては、まず支給につきましては、国のほうからは、各自治体が保有する子育て支援関連システムを活用することで、プッシュ型で可能な限り早期に支給を開始するとされています。本市におきましても、本市が保有するシステムを活用して、プッシュ型での支給を行う予定としております。

支給時期につきましては、子育て支援関連システムの運営管理を行っているシステムベンダー

とシステム改修作業について協議を行うこととしております。早期の支給が開始できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○9番 禰占通男議員 今皆さん質疑していますけど、先ほど現物支給という言葉も出てきました。それで、キャッシュレス、後で商品券給付、それはそれでいいと思うんですけど、現物ということで現金の給付というのは考えていないのか。何でかという、手数料が要りますよね。今回でも何百万円か使っているけど。

そういったものの対応というのは、事業を進めるに当たって、何か議題に何か上がったんですかね。私はいつもこのプレミアム、いろいろ給付に対してのそのときに手数料とか経費ですよね、それを一番考えるんですけど。

○本田親行副市長 先ほど、私のほうから現物給付ということについて申しましたけれども、このことにつきましては、鹿児島県の生活者事業者応援プレミアム商品券等事業の中で現物支給にも利用可能と県の事業について申したところでございます。

この現物給付ということにつきましては、プレミアムではなくて、100%うちのように商品券を給付する場合にも対象になると理解をしております。また、現金給付については現在検討は行っていないところですが、商品券を給付することで物価高の影響を受けている生活者の負担軽減、それから消費喚起による地域経済の活性化を図ることができるものと考えているところでございます。

○9番 禰占通男議員 副市長がその事業者のことと言いますけど、結局、消費喚起は、市民が余裕があれば、自然に購買力もできてくるわけでしょ。毎日の生活に窮している場合は、ほかのものを買うどうのこうのより、一番必要なものにしかお金を使わないわけでしょう。

それで、県と言いますけど、県もこのLPガスへの補正予算は出ていますよね。このガス販売事業者に値引きした際には費用を補助するとか、県の補正予算には。

やはり、最初、東京都が水道料金、基本料金をただにすると、それが一番最初に出たんだけど、重点交付金はその市町村が自由に使えるわけでしょ。使い方も自由、ほかのものに何を使おうが、それはそういうふうに私は報道されてそれを真に受けているんですけど。

そうした場合、今、先ほどありましたキャッシュレス決済消費を先にやって、残りの2億2,600万円、これは後で交付されたときに取り組みます、そんな言い方がありますけど、できたらこれ市の財政から出して、もう即日一緒にするとか、そういう考えはないんですか。

だって、キャッシュレスができる人は先に恩恵を受けて、また後で追加提案しますと言いますが、やはり同時に私はすべきだと思んですけどね。

そして、ガス、電気代、それに充てるって言ったら、私は現金しかないと思んですけど、どうなんですか。

○本田親行副市長 先ほどの答弁で、現金給付については検討を行っていないということを申しましたけれども、その理由といたしまして、10万円給付ということもございましたけれども、多くが貯蓄に回ったとか、また、現金給付であれば枕崎区域外での消費ということも考えられますので、市内の商品券であれば、確実に地域経済の活性化を図ることができるという観点から商品券の給付ということを検討しているところでございます。

○9番 禰占通男議員 私の考えは、使うのは市民の自由でしょう。ここに載っている事業者、いろいろ対象の店舗とかありますけど、簡単に言えばこの人なんか恩恵を受けるわけでしょう、市民以上に、違うんですか。私はそこが引っかけって、その貯蓄に回そうが、貯蓄はいずれは厳しくなったら取り崩すわけですよ。副市長が言うように、ほかのところで使うかもしれない。だけど、そうしないために、市民が枕崎でってそういう気持ちになるようにすべきだと思んですけどね。

○本田親行副市長 この交付金につきましては、事業者支援、それから生活者支援ということで、

国のほうからも示されているところがございます。

現金給付を行わないのかという重ねての御質問かと思えますけれども、繰り返しの答弁となりますが、やはりこの物価高騰等によって影響を受けている生活者、それから消費喚起による地域経済の活性化の観点から、商品券を給付して、対応を図っていきたいということで、現在、制度設計に向けての検討をして、また1月に臨時会をお願いして、提案を行うという考え方で進めているところがございます。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○11番橋口洋一議員 子育て世帯応援デジタル商品券発行事業について、こちら、ちょっと私も不勉強ですけども、事業費の中に報償費250万円というふうになっています。

世帯主対応で100人分、委託料のここには商品券が2,250人分というふうになっているんですが、この報償費っていう形で支払われる分については、何に該当するものなんでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 この報償費につきましては、やむを得ない事情で、デジタル商品券を受け取れない方、具体的には、市内にあります鹿児島水産高校の生徒等がですね、早い時期に就職また転出することがございますので、その対応として100人分を想定して紙ベースの商品券を予算計上しているところです。

また、どうしてもやむを得ない事情でデジタル商品券を受け取らない方もいらっしゃいますので、そういった方々の対応ということで、報償費の中で100人分を組ませていただいております。

○11番橋口洋一議員 分かりました。デジタル化以外のところでも対応できるというところで一安心したところではございます。

提出資料のほうで、Payどんのシステムを活用した枕崎市内のみで使えるデジタル商品券にすることでDX化を図りということで、その後、作業の軽減が見込まれるというふうに書いてありますが、前回も同じような形で実施しているかと思うところなんですけども、前回やったときに、効果測定等を行われたところでしょうか。行われたのであれば、その結果、どのように軽減されたかというところまでお示してください。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、提出資料にもありますとおり、給付事務、こちらのほうの行政的な負担軽減はもちろんですけれども、事業者の負担、換金作業があるんですが、そういったものが最短では決済の翌営業日に振り込まれますことから、そういった換金作業がなくなるということですね。紙ベースですと、1枚1枚確認をして、換金作業はありますが、そういったものがなくなるというところで非常にいい効果がございました。

それと資金繰りの面からも、1か月遅れとか2か月遅れで商品券代が入ることなく翌営業日に入りますので、経営的にも非常によかったというお話を聞いております。

消費される方におきましても、1円単位で使用も可能ということですので、500円、1,000円の商品ではなく、1円単位でも使えるということで好評を博したところです。

令和7年度までの繰越事業ということで実施をしましたが、そのような効果検証をしているところです。

○11番橋口洋一議員 言われるところはよく分かります。ですけど金額的にですね、どのぐらいの削減効果があったのかというそういったところもですね、こういう事業を行うに当たっては、イメージだけではなく、このぐらいの削減が認められるよというようなところをですね、積算されたほうが、今後の事業展開においてもよいのじゃないかというふうに考えておるところです。

そして、このこちらのほうはPayどんを使用するというので、Payどん加盟店でQRコード決済として使用する対応可能な対象店舗っていうのはどの程度あり、こういった業種が多いのかと、そういったところをお伺いします。

○鮫島寿文水産商工課長 商工会議所が発行します共通商品券の利用可能店舗というのは、大体130店舗ほど聞いております。私どもが実施をしますPayどん利用可能な店舗につきまして

は、現在148店舗を予定しております。昨年です、令和6年、令和7年に実施したところですが、そこもスーパー等も新たに入っていて、参加店舗が増えたところです。

今後も引き続き利用店舗を増やしていきたいと考えておりますので、周知を進めてまいります。

○11番橋口洋一議員 例えば、キャッシュレスの事業が別途ありますけれども、あの事業であれば、取扱いは何店舗ぐらいあるとこなんですか。

○中村浩一郎企画調整課参事 昨年の実績としましては、およそ100店舗程度ということで確認しているところです。

○11番橋口洋一議員 全体の取扱いと飲食関係、宿泊関係とそういう制限もありますので、一概に比較はできないところなんだろうなというところは分かりました。

今回、先ほども現金給付はどうかというような話もありましたが、シリアルコードを対象世帯に簡易書留で通知する、その後はデジタル化になるところなんですけれども、そういった取組です、結構金額はかかってくるのかなと、普通郵便と違って簡易書留料金がまた上乘せされて発送されるというところですので、そういったところも踏まえまして、前回、一般質問させていただいたときに、LINEの取扱いも考えているよっていうような話です、答弁があったところだと思います。

そういったところで、先ほども子育て応援手当、それはもうプッシュ型で行くよというふうな話もありました。そういった中で、LINEとかそういう形で、もう少し制度を考えていかれるという、そういう方向性はありますでしょうか。

○本田親行副市長 ただいま、先ほどの禰占議員のお尋ねもちょっと関連すると思いますけれども、経費率を抑える観点から、現金給付をとった趣旨のお尋ねも含まれているんじゃないかなと理解しております。

先ほどの答弁の中でも商品券の給付に対しまして、国の交付金とまた県の生活者事業者応援プレミアム商品券事業も活用して、商品券の給付を図りたいということで申しましたけれども、県の取扱いとして、新たな消費を伴わないもの、水道料金の減免であったり、現金給付については、県の補助事業としては、先ほど申しましたように貯蓄に回るとか、域外の商品につながるのか、そういった考え方から、水道料金の減免や現金給付ということについては、県の補助対象外となっておりますので、商品券の経費は、郵送なり、配付なりの経費がかかっているわけですが、そういう補助事業等を有効に活用とする観点から、今回は、商品券の現物給付ということで、制度設計を進めているところでございます。

○中村浩一郎企画調整課参事 先ほど橋口議員からございましたキャッシュレス決済事業の店舗数につきまして、事業実施期間において店舗数が増える傾向もございまして、正確な店舗数がございましたので、先ほど100店舗ほどということでお答えしたところが121店舗ということで、修正させて答弁させていただきたいと思っております。

加えまして、先ほどLINEでの給付についてのお尋ねもございましたけれども、物価高の影響を受けた生活者や事業者への支援ということで、国からもそういった事業の目的に応じて、早期の実施ということが、当然、国からの指示等もございまして、市内におきましては、LINE等をはじめとしたSNSによるクーポン、こういったものを利用して給付ということも効率的ではないかということで市内でも今後の可能性について研究している段階、今回の交付金では、対応できないところではございますが、今後研究してまいりたいと考えているところでございます。

○眞茅弘美議長 これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11号を議題といたします。

議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員長 登壇]

○吉嶺周作議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員長 ただいま議題となりました日程第11号議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の報告を申し上げます。

委員会は、議長を除く全議員で構成し、委員長に吉嶺周作、副委員長に下竹芳郎委員を選任いたしました。

まず、本特別委員会設置の経緯を申し上げます。

令和7年第5回定例会中の議会運営委員会において、複数の議員から「鹿児島県内の各市議会では、議員のなり手不足の解決策として議員報酬の増額について議論がされていること。

また、本市議会では前回の改選時に議員定数を14名から12名にした際、コロナ禍の状況や市民感情等に配慮し、議員報酬の改定を見送った経緯があること。さらに、平成16年の報酬改定以降、一度も改定がなされておらず、昨今の物価高騰等も勘案し検討すべきではないか」との提起がなされました。

このことを契機に全員協議会で協議した結果、同定例会の最終本会議（令和7年10月2日）において、議員定数の適正化はもとより、議員報酬、議員の成り手不足など幅広く調査研究していくことを目的とした「議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の設置についての決議」を提案、可決し、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、これまで6回にわたり調査研究、協議を行ってまいりました。

第1回の委員会では、今回の調査・研究に当たっての基本的な考え方について、枕崎市議会基本条例の趣旨を尊重し、同条例第20条及び第21条に定める議員定数及び議員報酬の規定に則して調査を進めていくことを確認しました。

第2回の委員会では、議員定数及び議員報酬の調査・協議を進める上で重要な基礎資料とするため、議員1人当たりの人口及び面積の状況、九州圏内の類似都市における議員報酬月額等について、収集し調査を進めました。

第3回の委員会では、委員会での協議を集中的に行うため、協議事項を「議員定数」「議員報酬」に分けて、それぞれ協議を行っていくことを確認し、各委員が項目ごとに意見や考え方を述べ、その後自由討論で調査・研究を深めたところです。

また、追加の資料として、消費者物価指数、市民1人当たり及び議員1人当たりの議会費の比較について、収集し調査を進めました。

第4回の委員会では、第3回委員会が出された意見等を踏まえて、本特別委員会として「議員定数」及び「議員報酬」について最終結論を導き出していくことを確認の上、調査・協議を行いました。

また、追加の資料として、県内市議会が報酬引上げの結論を導くまでの審査過程で用いた資料一覧、令和3年度枕崎市議会に関するアンケート調査報告書の概要について、収集し調査を進めました。

以上の結果、議員定数については、「現状維持」と「定数11名」と委員の意見が2つに割れましたが、採決した結果、「現状維持」が7名、「定数11名」が1名となり、議員定数は賛成者多数で現状維持とすることで決定しました。

議員定数に関する委員からの主な意見としては、「市民に対し、議員定数を1名削減し、削減した分を議員報酬増額の原資とし、自分たちも身を切る思いで何かをしないといけない。このことから、議員定数を11名とすべきである」との反対意見があった一方、「県内他市議会の定数と比較し、本市議会の定数は最も少なく、これ以上の削減は考えにくい。市民に対し、議会構成や運営の仕方などを発信し、相当の定数が必要になっていることを理解してもらう必要がある」といった意見や、「人口減少が続くと、将来的に定数削減は避けられないが、これ以上の定数削減は、1人当たりの負担が重くなり、市民の意見を十分に拾い上げることが難しくなる。議員定数が少なくなることで、議会の賛否が大きく偏る可能性があるため、慎重にすべきである」との賛成意見がありました。

次に、議員報酬については、各委員の意見が現状維持との意見がある一方、増額の意見については、本報告書の9～11ページに記載のとおり、様々な指標や資料に基づく増額案が提案されたため、まず現状維持か増額の2択で採決した結果、賛成者多数で「増額」の方向性が示されました。

その上で、議員報酬の改定額については、32万2,000円、32万円、31万5,000円、31万円、30万5,000円の5つの改定案が示されたため、さらに議論を尽くし、最終的には「消費者物価指数の上昇を根拠とする平成16年と令和6年を比較した指数の間差である13%（増額3万5,000円）の31万円とする」案に多数の委員の意見が収束されたことから、採決した結果、賛成6名、反対2名となり、議員報酬は賛成者多数で31万円とすることで決定しました。

議員報酬に関する委員からの主な意見としては、「議員報酬を決めるにあたり、他市議会の報酬と比較するより、本市労働者の実態を知るためにも中小企業の賃金を調べるべきである。問題は、市民に対して説明できるかどうかであり、明確な理由がない限り、現状維持すべきである」といった意見や、「現在の報酬水準でも立候補者は存在し、成り手不足の問題は顕在化しておらず、本市の財政状況や市民感情を踏まえる必要もある。こうした点を総合的に考慮し、議員報酬は現状維持とし、今後、政務活動費の復活を検討することが最善策である」との報酬増額に対する反対意見があった一方、「全国の消費者物価指数は、20年間で13%上昇しており、このことは同じ製品やサービスを購入するために必要な金額も、約1割増えていることを意味し、その間、報酬額が改定されていないため、27万5,000円で買える物やサービスは、約1割減っている。

つまり、現在の27万5,000円は、約24万8,000円程度の購買力しかなく、議員報酬の実質的価値は、長期にわたり下がり続けている」との報酬増額に対する賛成意見がありました。

そして第5回委員会では、議長報酬等についての確認を行いました。

議長報酬等について、「現在の議員報酬額である27万5,000円から31万円への改定率が100分の112.7であったことから、100分の112.7の改定率によって、議長、副議長、議会運営委員長、常任委員長を増額するという案」と「現在の議員報酬額である27万5,000円から31万円への改定率が3万5,000円であったことから、3万5,000円の改定率によって、議長、副議長、議会運営委員長、常任委員長を増額するという案」の2案がありました。

改定額と改定率で委員の意見が2つに割れたため、まず、改定額について諮ったところ、賛成者少数（賛成2名・反対6名）で否決となり、次に改定率について諮った結果、賛成者多数（賛成5名・反対3名）で改定率で定めることと決定しました。

このことから、議長等の報酬については、現在の報酬額に議員報酬の改定率である100分の112.7を乗じた額に1,000円未満は切り捨てることとし、それぞれの報酬額は、議長が41万6,000円、副議長が32万9,000円、常任委員会委員長（総務文教・産業厚生）が31万6,000円、議会運営委員長が31万6,000円と結論付けました。

以上のとおり、本特別委員会では、議員定数は現状維持とする、また、議員報酬は現行の27万5,000円から31万円に3万5,000円を増額とする調査研究結果をとりまとめました。

なお調査・研究の過程で出された委員の意見、考え方の詳細は、議長を除く全議員で構成された委員会であること、さらに、これまでの委員会記録や調査報告書は既にお渡ししてありますので省略させていただきますが、本特別委員会の結びとして一言申し上げますと、今回改定することとなりました議員報酬については、消費者物価指数、九州圏内の類似都市の報酬、公務員給与、市民アンケート調査など、様々な資料・指標との比較検証や分析等により、現在の本市議会議員報酬額である27万5,000円は、九州圏内人口3万人以下の市や鹿児島県内の19市の平均報酬額からみても低い水準にあることが確認できました。

さらに、この点に加えて、議員のなり手不足の解消、若者や子育て世代のチャレンジしやすい環境づくりなど、これからの本市議会を担う人材の確保といった課題に対応し得る報酬という観点も含めて議論を重ねた結果、31万円とする結論を導き出したところです。

最後に、本市を取り巻く状況は、人口減少はもとより、少子化対策や地域活性化対策など喫緊の課題が山積していますが、これらの課題に対応した持続可能な地域社会の実現に当たっては、今後さらに多様化してくるであろう住民の意見を反映しながら合意形成を行う場となる議会の役割がより一層重要になってまいります。

今後も、地域民主主義の確立のため、議員一人一人が資質の向上に努めるとともに、市議会が一体となって市民に開かれた議会・議会改革に努め、市民からの付託に応え信頼される議会を目指していくことを誓い、本特別委員会の報告といたします。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第12号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、御手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和7年第6回定例会を閉会いたします。

午前10時53分 閉会

一般質問の要旨

令和7年 第6回定例会一般質問及び要旨

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
①禰占 通男	<p>生活保護について</p> <p>災害復旧について</p> <p>国民健康保険の保険料引上げについて</p>	<p>1 生活保護費の減額処分を違法とした最高裁の判決が出されたが、今後の本市への影響について</p> <p>1 財源は十分に確保されているのか (1) 不足分の補填について</p> <p>2 本市も浸水や土砂災害が想定される区域がある。市民への援助はどこまで可能か (1) 宅地からの土砂・がれき撤去の対応について</p> <p>(2) ボランティアの調整について</p> <p>(3) 国の支援制度について</p> <p>1 令和8年度から年間上限額を1万円引き上げる案が社会保障審議会です了承された。本市への影響について</p>	<p>市長 副市長 課長</p> <p>市長 副市長 課長</p> <p>市長 副市長 課長</p>
②橋口 洋一	<p>本市のPR活動について</p>	<p>1 東京都港区北青山で開催された「枕崎市プレミアムマーケット」を通して得た、今後のPR活動の方向性をどのように考えているか</p> <p>2 4年ほど前、「枕崎ブランド」インフルエンサーLIVE配信事業が実施され、3回にわたり枕崎の魅力を発信するという企画があり好評を博したと聞き及んでいるが、その後、SNSを活用した継続的な情報発信の取組は行われているのか</p> <p>3 地元酒造会社の冠をいただく競技場で行われるイベントにおいて、積極的に枕崎の出展ブースを設け</p>	<p>市長 副市長 課長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	学校の再編・統廃合について	<p>ることは検討可能か</p> <p>4 若者に響くような枕崎PR活動を実施する場合、若者の目線を理解しつつ、予算の制約があることも理解した上で考えることのできる、若手の市職員・事業委託先社員等の考えるプランを積極的に採用することが若者に響くものと考えているが、そのようなPRの取組は考えられないのか</p> <p>1 再編・統廃合の基となる平成24年「枕崎市望ましい学校づくり審議会」の基本方針について、以前の一般質問で学級単位数の不整合を指摘したところであるが、昨年実施したアンケートを踏まえ、一定の方向性を示した説明を加え、かつ、整合性のある答申を出すべきではないのか</p> <p>2 4中学校を統合すると南薩一のマンモス校となり、教職員数も激減し、対応に苦慮するという答弁があったが、「立神・桜山」、「枕崎・別府」というような中規模の再編シナリオは想定にないのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
③水野 正子	子育て支援について	<p>1 産後ケア事業について</p> <p>2 妊婦のための支援給付交付金について</p> <p>3 養育費に係る支援事業について</p>	市 長 副市長 課 長
	ふるさと納税について	<p>1 ポイント廃止の前後である令和7年9月と10月における駆け込み需要の寄附額変動実績について</p> <p>2 今回の駆け込み需要でどのような返礼品が選ばれ</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④平田るり子	前田市政 8 年間の総括と今後の展望について	<p>ているのか</p> <p>3 募集費用が基準を超過していないか</p> <p>4 令和 8 年10月からの制度改正による、本市への影響と対応について</p> <p>1 これまでの実績と、今後の市政について</p> <p>2 給食費無償化について</p> <p>3 南あわじ市との両市間協定について</p> <p>4 フェリーみしまの枕崎漁港寄港について</p> <p>5 国策事業「核のゴミ処分場」などに対する市長の考えを踏まえ、未来の枕崎の子供たちについてどのように考えているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	市が保有している未利用地の活用について	1 官民連携による土地利用・立地適正化計画・都市計画マスタープランの策定について	市 長 副市長 課 長
⑤立石 幸徳	外国人政策について	<p>1 本市における外国人材の現状と今後の見通しについて</p> <p>2 令和 9 年 4 月 1 日施行の外国人育成就労制度への対応について（監理支援機関の許可基準などについて）</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="360 506 549 622">学校教育と地域社会の連携について</p> <p data-bbox="360 987 549 1104">火之神保有地の利活用策について</p>	<p data-bbox="564 241 1291 358">3 居住外国人との秩序ある共生社会の実現について（外国人の税金・社会保険料納入、家庭ごみ分別処理、生活マナー問題、多言語化の取組など）</p> <p data-bbox="564 506 1291 842">1 学校と地域社会との連携は、本市教育現場においては、これまでも努力されているが、次期学習指導要領の基本的な考え方として、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むという方向性が出されている。 本市では、地域社会と学校の連携をより一層深めていくため、どのように取り組んでいくのか。具現化策について</p> <p data-bbox="564 987 1291 1104">1 本年3月末、火之神保有地利活用の基本構想は示されたが、基本計画等についての庁内検討はどのようになっているのか。今後のスケジュールについて</p>	<p data-bbox="1307 506 1410 667">市 長 副市長 教育長 課 長</p> <p data-bbox="1307 987 1410 1104">市 長 副市長 課 長</p>

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 眞 茅 弘 美

枕崎市議会議員 辻 本 貴 志

枕崎市議会議員 平 田 るり子